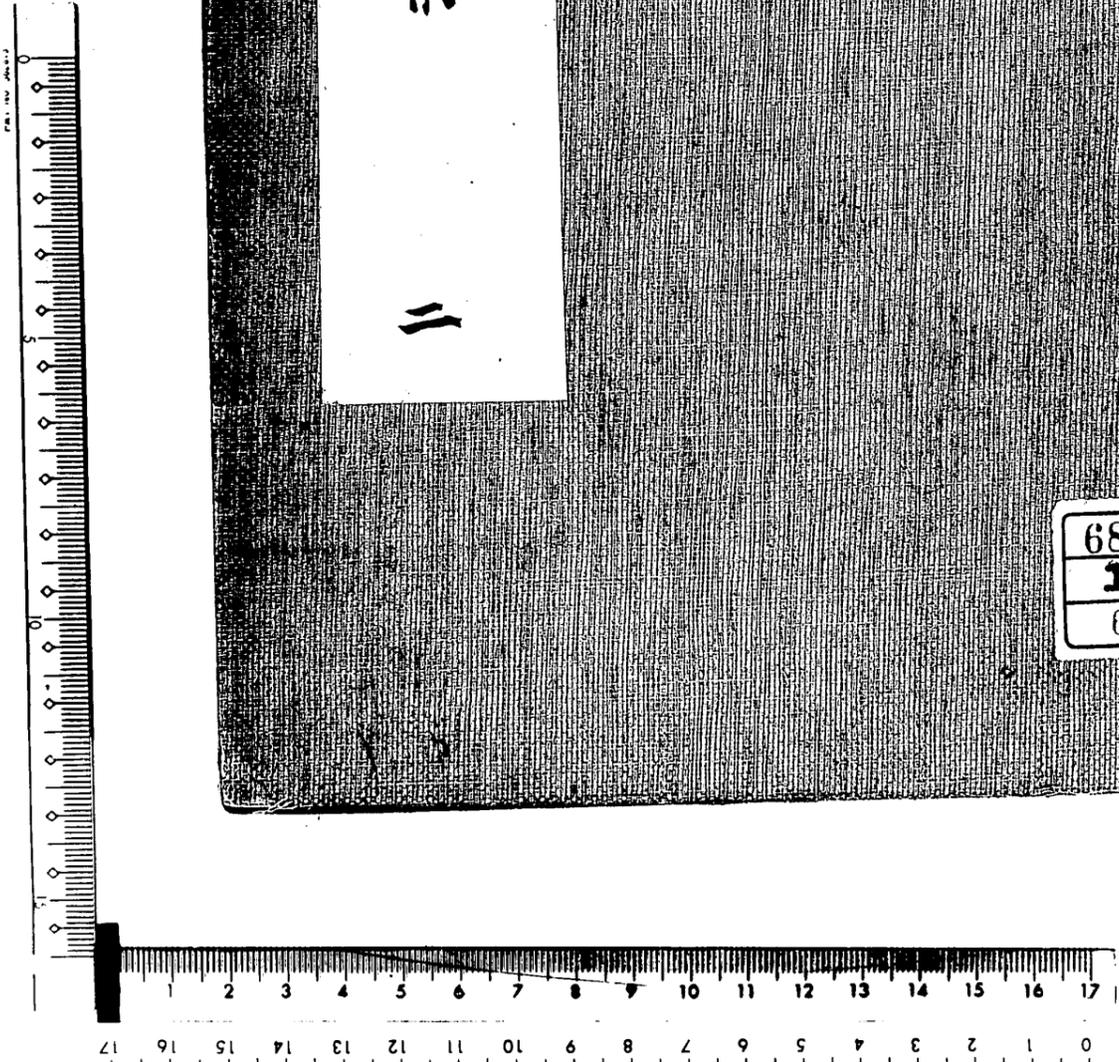


江島茂逸雜纂

二

680
I
6



680
I
1

第二卷

士籍編入再願

英彦山神社昇格及神宮改称願

英彦山神社由緒記

英彦山靈鷹之由來記

孝子藤森総市碑陰文

園圃集

神武必勝論

平野國臣居纏獄の始末撤記

馬場文英傳

中村田太君之事蹟

平野國臣獄中の遺事

孝子藤勝太郎行状具申書

八代利征傳

士籍編入再願

士竹籍編入再願

本年五月十三日付ヲ以テ能美孰也外百三拾名ニ係ル士
族編入願ノ義八月十七日付ヲ以テ其竹節ノ御指令ニ據
リ註議ニ及ヒ難キ旨御指令ノ趣領事官ニ傳旨以テ
勅爲歎マシニ奉存候御百般ノ事普賢ハ既ニ先願
書ニ列記仕美通リ吾英彦山神社ニ奉仕スル旧神官
タルモノハ山差哉天皇私仁年中ヲ勅宣ノ祭祀ヲ執
行シ是レヲ明治ノ初年ニ訓致シテ百餘年久キ毎山成
輪番ヲ以テ卷教ノ寶篋閣ヲ親シク朝廷ニ獻上シ奉
朝スル特栄ヲ賜ハリ候次第ニ御座候然レ處物換
リ日星移リ維新ノ聖代トリ畏ルモ皇政復古ノ大典
ヲ行ハセシ候此時ニ當リ九所探題澤主水正ヲ神伊
混清ヲ御取調有之候具併器ヲ收メ僧住僧官ヲ

返上スキ旨相達ロシ美行謹テ因襲ノ遠キ勅願
所ノ資格ヲ奉還シ明治改元九月十六日山左列ノ者參
朝上更ニ神職ノ名補ヲ拜シテ復飾ニ特別ヲ以テ神
祇官直支配ノ恩年ヲ奉ス以上証據ハ當時差出シ
ル事類ニ據ルリ前原ノ
如キ深キ由縁ヲ以テ數願仕候美行希クハ末歴之事
情御同定テ被下願意御聽許被成下度先願書相
添紙段奉再願美誠惶頓首

福岡縣豊前國田川郡彦山村能美瓢也外百五十五名惣代
明治廿九年十月十七日 能美 瓢也

入江 逸馬

生實 義衛

安達 恭

南條 丹三

福岡縣知事男爵岩村高俊殿

鳥羽 精一

福原 真邦

古川 公義

大木 翼

磐村 良

鼓

士族編入願

英彦山神社旧神官某等謹テ請願ス抑モ英彦山神社ハ
 太古天照大御神ノ御子天忍穗耳尊降臨ノ靈境ナリ是ヲ
 以テ神武天皇日向皇居時始メテ皇祖大神ヲ日子山ニ祭ラセ玉ヒ
 ヲリ以來歷朝ノ天皇先例ニ倣ヒ勅使ヲ以テ幣帛ヲ捧ケ祭ラセ給フ
 詳細ハ明治十二年英彦山神社ヨリ
 教部省ニ上書ヒ明細帳ニテ
 就中嵯峨天皇弘仁十年朝野不庭ノ
 徒多シ天皇深々宸憂シ玉ヒ山主法蓮ニ勅シ皇祚永久先賊降
 伏一天昇平ノ変ヲ本社ニ懇祈セシム而シテ奏功著明天皇深々神
 德ヲ感シサセ玉ヒテ四境七里ノ神領ヲ賜ヒ及十方壇那ノ制ヲ立テラレ
 勅願所ノ名称ヲ宣下セラル
 四境七里ノ地ハ彦山ヨリ四方ニ亘リ豊前豊後筑前ノ三國
 是ヨリ先キ法蓮大ニ規模ヲ擴張シ一山ヲ十宮ニ區割シ三千八百ノ坊
 舎ヲ經營シ初テ習合神道ヲ創ム亦隣國ノ各地ニ末山若干ヲ置

キ教百ノ僧徒ヲシテ以テ祈禳セシム九島各所ニ教百ノ寺アリ尚一歳四百八十個ノ祭筵ヲ開キテ玉體萬安國家靜謐禱祈ヲ凝ラシ三千八百ノ僧徒ヨリ勅宣ノ大祭ヲ奉祀セル者ヲ以テ毎歳輪番卷教ヲ朝廷ニ献シ参朝スルヲ恒例トス神符ノ異名ニシテ岩哉天皇ノ御宇ニ始リ光明天皇當時寶簡ヲ奉シテ上京スルヲ卷教献上ト云フ其後應仁ノ頃ヨリ四海漸ク乱レ羣雄割據ノ世ナリ元龜天正ノ際ニ至リ龍造寺大友等ノ爲ニ蠶食セシ神領僅ニ隣村十六ヶ村ヲ餘セリ此時ニ方リ豊太閤九州征討ノ夏アリ山徒誤テ豊軍ヲ禮迎セス故ヲ以テ秀吉憤怒シ侍將小早川隆景ニ令テ彦山ニ登ラシメ神領兵器ヲ没収シ諭スニ五ヶ條ノ誓書ヲ以テス五ヶ條ノ誓書一條ニ守護不入ノ誓アリ三ヶ條ハ守護地頭ノ判令ニ其ラス獨立ニ政府ヲナシ一山ヲ總理スル義ナリ尔来山勢一変シ台命ヲ以テ關西三十三ヶ國ノ檀徒ヲ三千ノ僧徒ニ知行セシノ專ラ神社ニ奉仕シ國家安泰ノ祈禳ニ服事セシム尔后物換リ星移リ維新革

命ノ聖代トナリ皇政復古ノ大典ヲ行セテ慶應四年三月九州探題澤主水正ヨリ佛具佛器ヲ収メ僧位僧官ヲ返上ス可キ旨相達セラレ明治改元九月十六日参朝ノ上一山一同神職ノ各稱ヲ拜シテ復節セリ今年太政官ヨリ更ニ五ヶ條ノ制書ヲ賜ハリ神祇官直支配ノ命ヲ辱フス是ヨリ先キ山中_{有爲ノ徒奮テ朝旨ヲ翼賛シ}勤王攘夷ヲ唱ヘ京坂薩長ノ間ニ奔走シ國難ニ死スル者十教名殉難士六明治二十四年靖國神社ニ合祀セラレタリ然ルニ明治四年ニ至リ神職ヲ廢シ旧神官トナリ尋テ平民籍ニ編入セラル從来朝廷ヨリ我カ旧神官ヲ待遇セラルヤ参朝ヲ許サル三千八百ヶ坊ハ本勅願所ニ寺ノ資格ヲ有セナリ其後戸籍法ノ制定アルニ際シ不肖等ハ民籍ニ降下セラレタリ其當時魚本縣其他ニ轉籍セシ同僚及長崎縣佐賀縣ニ居住ホ山トシ我英彦山ニ隸属セシ儕輩數百戸ノ多キ皆悉ク士族ニ列セラレタル例ニ有之

候事御明察被成下度惴惴ニ耐メス候前陳ノ如ク我カ英彦
山ハ勅願所タルヲ以テ毎歲勅宣ノ祭祀ヲ奉シ千有餘年間
神社ニ奉仕シ其職分ヲ盡シ以テ維新ノ初ニ馴致仕矣方今國
事御鞅掌之際恐縮ノ至リニ奉存候得共以上陳述セル事實
篤ト御詮議ノ上士族編入ノ義御許可被成下度別紙
証據書類相添伏テ奉懇願候也

官幣小社英彦山神社官幣大社昇格及神宮改稱願

官幣小社英彦山神社官幣大社昇格及神宮改稱願

豊前國田川郡英彦山神社ノ義ハ

皇統第二世正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊ノ鎮座シ玉フ神社ニシテ他ニ鎮座シ玉フ神社ナク全國第一ト申奉ルベシ其御稜威ノ宏大ナル事ハ國史上或ハ口碑ニ傳ヘテ灼然タリ抑山ヲ名ケテ日子ノ山ト稱エ奉リシモ日ノ大神ノ御子天忍穗耳尊ノ鎮座マスニ因テナリ依テ歷朝之ヲ敬シ億兆之ヲ信ス故ニ明治聖代ニ至リ夙ニ國幣小社ニ列セラレ玉フハ一大美典ト申奉ル外ナレ謹テ古ヲ稽フルニ嵯峨天皇弘仁十年詔曰嘗聞筑紫日子山者本朝邦家之彦也ト勅シテ日子ヲ彦ノ字ニ改メ玉ヒ又靈元天皇勅シテ英ノ一字ヲ加ヘ剩ヘ英彦山ト云フ三大字ノ勅額ヲ捧ケ玉ヒシモ深キ御由緒ノ存スル處ニシテ上ハ聖朝御代々々下ハ庶民ニ至ルマテ尊敬シ奉ルハ皇祖天照大御神ノ貴御子ニシ坐セハナリ嗚呼隆ナル哉皇統ヲ一系ニ垂レ天壤無窮萬古不易猶ホ一日ノ如ク神州ノ靈威赫々昭々トシテ萬邦ニ比類ナキモ實ニ我カ大神ノ御神德ニ外ナラス抑祖宗アリテ然シテ後子孫アリ子孫ノ祖宗ニ於ケル至敬至孝ハ天理自然ノ通義ニシテ報

本反始ノ大義ナリ況ンヤ萬邦無比ノ邦家ノ元始一系連綿タル皇統ノ祖
宗ニ於テチャ是ヲ以テ朝廷夙ニ伊勢大神宮ヲ崇敬シ玉ヒ三世邇々藝
尊ノ鎮座マス霧島神社ヲ拔擢シテ官幣大社ニ列シ神宮ト御改稱在セラ
レ第四世穗々出見尊ノ鎮座マス鹿兒嶋神社ヲ神宮ニ御改稱官幣大社ニ
御進列第五世鸕草葺不合尊ノ鎮座マス鵜戸神社ヲ神宮ニ御改稱官幣大
社ニ御進列在セラレ玉ヒ然而シテ神武天皇ノ御陵ヲ橿原神宮ト崇メ官
幣大社ニ列シ玉フニ於テハ獨リ英彦山神社ノミ共御班位ニ洩サセラル
ハ甚モ惶ケレモ御孝敬ノ秩序ニ違ヒ神祇御崇敬ノ本旨ニ無之候義ト
奉存候之ニ依テ去ル明治廿三年六月廿五日付ヲ以官幣大社昇格ノ義出
願仕候處全年十一月七日ヲ以テ官幣小社ニ列セラル是又一大美典ニシ
テ敢テ歎望ト申譯ニハ無之候ヘモ己ニ上記スル如ク英彦山神社ニ鎮座
マス天忍穗耳尊ハ畏モ皇統第二世ノ大御祖神ニ坐セハ當時此國ハ天忍
穗耳尊ノ所御國ト定リ手持寶鏡ノ大詔ヲ降シ玉ヒシハ天祖ノ御子ニシ
テ今上皇帝百廿七代ノ御皇祖ニ坐セハ歷朝天皇並諸家別紙英彦山神社
御由緒列記ノ如ク御崇敬在セラレシト信シ奉ルナリ謹テ以上陳スル所

ヲ考フレバ英彦山神社ノ官幣大社及神宮ノ御班位ニ漏置セララルハ恐
多クモ遺憾措ク能ハサル次第ニ御座候間某等不肖ヲ省ミス敢テ威嚴ヲ
冒瀆レ請願シ奉ルハ該神社ヲシテ官幣大社ニ御昇格且ツ神宮御改稱ア
ラセラルハニ於テハ恐ナカラ神德ヲ顯揚シ天地神隨ノ御順序益尊嚴ヲ
極メ皇威ヲ四方ニ輝カシ國體愈鞏固ナル御洪基ト奉存候條仰キ願クハ
前述ノ次第特別之御詮議ヲ以テ官幣大社御昇格且ツ神宮御改稱被成下
度此段謹テ奉稟請候誠惶誠恐頓首

明治廿九年十月十二日

福岡縣田川郡彦山村

官幣小社英彦山神社

官司男爵 高千穂 宣 麿

同

禰 宜 能 美 瓢 也

同

主 典 入 江 良 造

福岡縣田川郡英彦山神社氏子總代

南	長	安	生	磐	城	鳥	古	大
條	田	達	實	村	島	羽	川	木
丹	三		小	良	時	精	公	
三	祿	泰	太	馨	郎	一	義	翼

內務大臣伯爵樺山資記殿

官幣小社英彦山神社由緒記

官幣小社英彦山神社祭神並由緒記

福岡縣豐前國田川郡彦山村字貳御嶽鎮座
祭神

正哉吾勝勝速日天忍骨尊

相殿神

左伊佐奈伎尊

右伊佐奈美尊

由緒

日子ノ峰ハ筑紫ノ高嶽ニシテ太古

皇祖正哉吾勝勝速日天忍骨尊天降リ賜フ靈地ナリト云ヘリ因リテ鎮座ノ年紀詳ナラス古傳説ニ

神倭磐余彦天皇日向國皇居ノトキ勅使天押雲命ヲ此ノ日子ノ山ニ遣ハサレ

皇祖正哉吾勝勝速日天忍骨尊ヲ祭ラセ給フト云ヘリ

豐前國田川郡忍骨神社 延喜式

社傳ニ

御間城入彦五十瓊殖天皇二年乙酉春二月十五日奉幣アリト又六十二年乙酉春天皇勅使豐城命ヲ以テ幣帛ヲ捧ケ祭ラセ給ヒシ爾來群民自太古知神靈之鎮坐以崇敬信仰者多シ實是天下ノ跡勝也在上者以禱寶祚之無窮在下者以祈國家之鎮護者也

繼體天皇御宇二十五年辛亥春二月高皇產靈尊伊弉諾尊伊弉册尊萬幡姬名又玉依姬命ノ四神輔佐ノ神トシテ宗祭ラセ給ヒ八月十一日伊弉諾伊弉册ノ二神ハ相殿ニ高皇產靈尊萬幡姬名又玉依姬命ノ二神ハ別殿ニ祭ラセ給フ是レ四神鎮坐ノ始ナリト云ヘリ

文武天皇大寶二壬寅年十月于先薩摩集人時依勅願賊徒平太宰史生奉幣帛有報賽同三癸卯年因勅喚法蓮彦山神宮禱寶祚無窮年殺豐稔濟醫民苦特有靈驗賜綸旨續日本記曰九月施法蓮豐前國野四十町賽醫術也

元正天皇養老四年三月大隅集人叛逆之時持節大將軍大伴宿禰旅人宇努首男人祈大神兇徒平同五年五月詔曰太上天皇聖體不豫中經年堪爲師者並聽得度神宮寺法蓮有勅喚續日本記文六月戊寅詔曰沙門法蓮心住禪枝行居法梁尤精醫術濟治民苦善哉若此人何不褒賞其僧三等以上親賜字佐君姓云爾始令此靈蹤併合佛教

聖武天皇天平九丁丑年四月太宰管内諸國疾疫行人民多亡故太宰太貳小

野朝臣老奉幣以賽禱全十二年三月十五日爲天下太平國土安穩令勅使太宰主神藤原清足奉幣宿禰太宰小貳藤原廣嗣反逆故也又依勅賽令造諸神社壇特令神宮寺預官寺同十三年二月被施定額寺封五十戸水田十町其後更增加水田九十町

孝謙天皇天平勝寶元年七月定額懸田一百町地奉定同廿三日賜年分度者一人全六年閏十月爲管内諸國山岡崩壞令太宰帥石川朝臣年足奉幣鎮祭之也

桓武天皇延曆二十三年遣唐使渡海平安之叡願被爲在遣唐請益僧最澄祈神全二十四年歸朝之後依勅願最澄使神宮於合衆天台教是天台宗兼入之始也

嵯峨天皇弘仁五年八月有詔以藤原朝臣藤繼奉幣帛全十年天下亂賊多依勅願禱皇祚永久一天昇平勅封四境七里之神領地如在來宣旨被賜之又詔曰嘗聞筑紫日子山者本朝邦家之彥也日子字改彥勅賜彥山又每年春秋胎金悉地經業爲永代不朽加賜年分度者

仁明天皇承和四年遣唐使爲渡海平安有勅願之儀太宰權帥藤原常嗣奉幣被齋祭

清和天皇貞觀七年二月廿七日己卯豐前國從五位上忍骨神授從四位上全
八年三月八日勅遣大安寺僧傳燈法師位一如讀誦金剛般若經爲變異鎮靜
也

醍醐天皇延喜十九年二月勅遣豐前國司惟房奉幣皇祚永久變災降伏之叡
願被爲在

朱雀天皇天慶三年正月勅進天下各神位一階全二月爲平將門藤原純友降
伏有勅願之儀太宰少貳源經基以願狀捧神前願狀今尙存

顯文再拜々々謹曰三社神前退
逆徒於六合之外天下長唱太平

安宸憐於九重之內寶祚久祝萬歲併祈神助之外无佗事仍願狀如件
天慶三年二月吉日賜大將軍源經基上

村上天皇天曆八年奉詔山主增慶比丘入宮廷恭禱寶祚無窮天下昇平又康
保元年聖體不豫依願賜祭器法具修補神事也

白河天皇應德二年三月十五日有勅願遣太宰權帥大江匡房奉幣帛被祭
後白河天皇保元元年爲天下太平有勅願以奉幣使被齋祭賴長等伏誅也

安德天皇壽永二年赴南海特有勅願之儀平宗盛以奉幣使恭禱玉體安穩寶
祚無窮其後西國御動座被爲在

後宇多天皇弘安四年辛巳六月元賊兵入寇之時有勅願之儀九國探題北條
實政奉幣修異賊降伏之祈禱特現風雨之神驗也

後奈良天皇天文五年二月廿六日御即位 = 付依先例御撫物祝祈被仰出幣
符獻上全十六年八月十一日依叡願爲勅使持明院中將基孝朝臣被奉幣帛
且宸翰及金泥般若心經奉納

後陽成天皇御宇文祿元壬辰年肥前國鍋島加賀守直成朝鮮征伐且天正十
二年嶋原戰陣之誓願特蒙彥山大神之靈驗勳功大顯爾來鍋嶋家依龍造寺
家之因襲崇敬愈渥矣

後水尾天皇慶長十七年三月十日遣勅使岩倉中納言具堯卿被奉幣帛全八
月廿日以勅使日野大納言輝資卿宣曰彥山神宮及攝社其他管轄之儀者鍋
嶋加賀守直茂細川越中守忠興蒙永年營繕之宣旨爾來兩家所管轄也慶安
四年五月宸翰之佛名壹軸寄附被爲在全五年正月國母中和門院依內願令
法誓院三位局寄納法華妙典一部

明正天皇御宇寬永十四年肥前國島原之賊蜂起鍋嶋信濃守勝成出陣因有
誓願蒙靈驗賜十萬石加增地以被賞軍功依之寬永十四年爲願解銅神門一
基奉鑄建也今銅華表是也

明正天皇

後光明天皇

後西院天皇

此御三代深御信仰被爲在殊叙願祈禱等最爲夥矣
靈元天皇享保十四年二月廿五日院傳奏坊城大納言俊清綾小路宰相有胤
迄彦山權現社有勅願之儀天下泰平之懇祈被仰出又全年六月九日有詔院
傳奏坊城大納言俊清綾小路宰相有胤迄被仰出候儀者彦山勅銘之儀英彦
山止被仰出勅額寄附之儀以院宣可相達旨被仰出候

院宣寫

豐前國彦山權現社有勅願之儀殊奉稱英彦山宜抽天下泰平懇祈者

院宣如此執達如件

享保十四年六月九日

按 察 使 俊 清

彦山座主權僧正御房

自往古年年々無闕典勅願祈禱之神符等禁裡御所獻上之處明治四年六月十
七日廢止

又別格臨時勅願之節神符獻上既ニ文久三癸亥年奉勅異國降伏之祈禱等
依弘安年間舊例神符禁裡御所獻上
又自往古御撫物之儀御即位之節每於英彦山元神宮勅祭執行被仰出尙

今上天皇御即位ニ付明治元戊辰年八月廿六日御撫物祝祈被仰出御備料
トシテ先規之通白銀五枚被下賜

例 祭 月 日

九月廿八日

御 田 祭 陰曆二月十五日

神 幸 祭 陰曆三月十四五兩日

秋 祭 陰曆九月廿三日

神 衣 祭 陰曆十月廿九日

康平年中伊豫守源賴義以降爲武門鎮護祈願所中天正年中將軍豐臣秀臣
公ヲ始メ慶長年中ニ至リ將軍德川家其他諸家へ祈願之神符等毎年無閑
斷相納來

將軍德川家康公已來將軍慶喜公迄御代々特別御祈願殊ニ將軍宣下御代
々別格御祈願元御老中元御側用人元若年寄
京都二城所司代酒井若狹守元大坂城代松平豐前守常州水戸宰相備前岡
山池田伊豫守和州郡山柳澤甲斐守城州淀稻葉丹後守毛利左京亮毛利讚
岐守島津大隅守黑田筑前守奧平大膳大夫中川修理大夫稻葉伊豫守松浦

肥前守小笠原佐渡守其他畧ス
 明治三年春迄肥前國鍋嶋肥前守代拜參向
 全 肥後國細川越中守代拜參向
 全 筑後國有馬中務大夫代拜參向
 全 豐前國小笠原豐千代丸代拜參向
 全 筑後國立花左近將監代拜參向
 全 日向國內藤能登守代拜參向
 全 肥前國大村丹後守代拜參向
 其他諸國元藩守臨時代拜參向

沿革

上古草創元彦山神宮境界地者西國絕勝靈區而冠筑紫其山巒窈窕奇狀頂三分聳屢天山脚四至跨三國之間東至豐前國下毛郡山國津邊中津川大井手口野中西至筑前國上座郡杷伎三島下座郡城邊浦幸立石尻懸嘉麻郡馬見八王子碓井道祖南至豐後國日高郡日田屋形河野山屋崇大肥ノ里北至豐前國仲津郡城井高屋藏持山是爲彦山往古四境者也又
 嵯峨天皇御宇弘仁年中有詔往古勅封四境七里之神地任先規如在來宣旨ヲ下賜リタル彦山境內地ニシテ豐前豐後筑前ノ三國ニ跨レリ故ニ神領十二萬石余ニ充ト云ヘリ又鎮西要畧ニ曰弘仁十三年勅彦山寄山下四維七里爲神領因三千之徒起トモアリテ中古以來大道ノ陵夷ニ隨ヒ元慶年中ヨリ元拾貳萬石余ノ莊園神料モ諸國ノ沿革ニ際シ元弘建武以來時勢ノ變更ニ依リ諸藩ノ割據トナルト雖モ元勅願所莊園トシテ拜領以後承久國司不入之地ナルヲ以テ其境界者三國ニ蟠根シ高木神鎮座ノ鄉村貳拾個所余ヲ限リ彦山境界ト定メ名稱ノミ今土人ノ口碑ニ存在セリ于先養和年中院廳御下文如左

彦山所司等

院廳下

可永停止當社領諸國莊園貳拾個所宛課
勅事院事役夫工夫大嘗會齋宮郡行公卿
勅使宇佐使龜乳牛役造内裏雜事及臨時國役事

豐前國 八箇所

豐後國 四箇所

筑前國 八箇所

右得彼官所司等去十月日解壯俣謹考案内彦山權現者鎮西第一之靈社鎮
國護家之仁祠也和光之月無陰利生之風鎮扇因茲凝丹誠之叡慮以散在庄
園被寄進豈非希代之御願乎而近代國宰動宛課件等之所役之間恒例神事
長日社用闕如之基也望請院廳爲而後限永代可免除彼課役之由欲被下院
廳御下文著任申請旨永停止等國後無懈怠可令致年貢沙汰之狀如件所司
等宜承知依件行之敢不可違失故下

養和元年十二月

主典代織部正大江朝臣 在判
別當大納言兼左近衛大將藤原朝臣 在判
權大納言太宰帥藤原朝臣 在判

權大納言藤原朝臣 在判
判官代官内權大輔藤原朝臣 在判
權中納言藤原朝臣 在判
勘解由次官藤原朝臣 在判
參議藤原朝臣 在判
兵部權少輔藤原朝臣 在判
伊豫守高階朝臣 在判
式部權少輔藤原朝臣 在判
内藏頭藤原朝臣 在判
右中辨藤原朝臣 在判

院廳在御判

又南北朝ノ末年應永ヨリ應仁ニ至リテ三國ニ跨リタル神領莊園地所有
分存在ノ處文明年中將軍義尙巡見使トシテ細川讚岐守成之ヲ以テ相違
之條々左ノ如シ

一諸莊園未進堅令糺明嚴密可被致催促候事

- 一 山中殺生可有制禁事 同前
- 一 末社之輩成他方門徒事 同前
- 一 爲山中被官僧俗伐山木事 同前
- 一 諸役者神事懈怠事 同前

右條々堅可被申附若於有違犯之輩者可被處嚴科者也依如件

文明七年十一月十三日 讚岐守成之花押

右中古以來ノ神料永祿年中ヨリ天正四年ニ至リ諸州武士ノ割據スル處トナリ就中爲大友氏之ヲ畧收セラレ僅々タル殘地豐前國ニテ九箇村百參拾六町余筑前國ニテ七箇村貳百參拾六町余ノ神料在來地又天正十五年豐臣秀吉西國諸氏征討之時國中畧定ノ爲ニ神領モ亦從テ上收セラルト云ヘリ故ニ慶長年中細川忠興豐前國小倉ヘ移封ノ時先規ニ依リ田川仲津下毛三郡ノ内ニ於テ貳千七百五拾石余ノ地ヲ寄附セラレ又寛永九年肥後國ヘ移轉之時玉名郡關村ニ於テ百石余ノ地寄附アリト雖明治三年庚午年上地ニ及候且又寛永九年小笠原忠貞豐前入國之時細川家ノ先蹤ニ依リ座主院ヘ千百石ノ知行寄附セラレ而明治三年廢止

于先天正年中秋月種實日向國移封之後小早川隆景筑前入國先規ニ因リ

筑前國上座郡ニ於テ七箇村貳百參拾六町余ノ地寄附其後金吾秀秋代ニ至リ右寄附地悉皆畧收セラレ又慶長年中黑田長政入國之時筑前國上座郡黑川村ニ於テ千石ノ地寄附之處黑田忠之代ニ至リ畧收セラルト云ヘリ慶長年中豐前小倉城主森壹岐勝信ト彦山ト經界評論ニ及ヒ黑田長政高田小左衛門ニ據リテ之ヲ伏見在城徳川家康公ニ訴フ故ニ上使徳山孫三郎登山裁判如左

九州彦山條々

- 一 當山之事被任先規之旨守護不入可爲十方檀那事
 - 一 山中之竹木他方ヨリ不可伐採事
 - 一 於當山内鹿狩不可仕之事
 - 一 當寺中ヨリ逐電之輩不可抱置事
 - 一 諸國ヨリ勸進物之俵子不可相留事
- 右堅被仰出訖若於違犯之輩者速可被處嚴科者也仍執達如件

慶長五年三月五日

長東大藏太輔 在判
 增田右衛門尉 在判
 徳善院 在判

又德川將軍綱吉公之時有訴訟裁判如左
從先規

勅封之御祈禱所候條向後法式等如有來不可有相違者也

元祿九年

本伯者正永

花押

丙子十二月十四日

戸能登忠真

花押

永伊賀直敦

花押

豊前國

彦山

右勅封ノ勅願所ニシテ境内ハ固ヨリ除地ナリ今度御維新之際ニ至ルマ
テ歴然經過シテ彦山境内ニ有之來候ニ付明治元年戊辰九月十六日神祇
官御沙汰

豊前國

英彦山神職

當官直支配被 仰付候事

九月十六日

神祇官

明治三年庚午六月廿四日神祇官御沙汰

自今日田縣管轄被 仰付候間此旨相達候事

英彦山

庚午六月廿四日

神祇官

右之通有之候也

明治廿九年

大正三年四月十日

東京市丸の内區丸の内三丁目

東京市丸の内區丸の内三丁目

他 四月十日

三三三

福岡縣

北

東 鏡道株式加入の決議書

の付

頃々時勢の變りて、
益々一として、
必要と爲し、
式會社し、
願書と、
書及、
存と、
海防部

去る三月五日午七時福島の要所

四月十日 大島より福島の

世に後前 國南部に中心に能く物産を運輸し道
政と疏すし 俸や補給民公衆し 復役利便
を道し 伊多我し 事業として 赤十字の端
緒を多の発せり 以て 仰れ 行はれ
伊家し 伊支店を仰き 格或し 内倉を設け
而し 加入し 以下 伊家三百名 水災 救
而し 賑一隊の 姑六 伊家三百名 水災 救
親し 伊家 賑一隊の 姑六 伊家三百名 水災 救
として 賑一隊の 姑六 伊家三百名 水災 救
善手 賑一隊の 姑六 伊家三百名 水災 救
く 賑一隊の 姑六 伊家三百名 水災 救
後 賑一隊の 姑六 伊家三百名 水災 救

伊家三百名 水災 救

賑一隊の 姑六

伊家三百名 水災 救

伊家三百名 水災 救

賑一隊の 姑六

出しそのおとらふに
 征まらるゝに仰れしに
 御事申上り申
 福多お報長福に
 昭和三年六月二十日

三田田はあつと申す外
 殿

土族編入再預書(多事案)
 福岡縣豊前郡三田川郡英彦山宿神橋(英彦山)
 外百三十名
 未だ精編制し際
 編入せしむるも
 此年五月十日
 日付リステ
 仕置而相
 前勤書
 編入せしむるも
 何名物
 能
 典

恒正天皇御時次第の如し共此は

賜 元正天皇養老五年 書法薄 和之習 神皇之
創 聖武天皇天平十二年 日子瓊後 寺封 五十水田百
町 賜 孝謙天皇天平勝寶元年 日子山 瓊後 瓊
田百町 賜 此於而法道行者 山ノ親 後ヲ權張し
二千八百 坊會 又々鎮西 主山 教而 坊院ヲ攝ハ
布山 大小四百八十箇ノ 創メ 山ノ法網 大威トシ
又々法道 瓊後ハ 祖史中 瓊後ヲ撰キ 後氏秘法
ノ傳燈ヲ續カセ 職カシム 即チ法道 以テ第一
坐受者 傳燈 大坐受トシ 瓊後ヲ 第一坐受者 傳燈 大坐
受ト稱セリ 傳燈 大坐受ノ後氏ハ 秘法ヲ傳燈 元ノ
祖宗 瓊後ノ中 於而 德行 法臘 並ニ 高申者ヲ 推シテ 用
祖後氏ノ 秘法ヲ 傳燈 秘法ノ 師資 相承トシ 以テ 傳燈 大坐受

衣鉢 相傳 其正統

又々聖武天皇ノ和シテ 英ノ字ヲ 傳ハ 坐受者 山ノ 和 額ヲ 傳ヘ

貴者 瓊ノ 就キ 合習 神是 即 修驗 是ノ 正統ヲ 不 朽
初傳セシコトヲ 遺訓ス 龍ノ 子 布山ノ 遺傳ヲ 討ル
嵯峨天皇 弘仁五年 八月 詔シテ 此紫日子山ハ 布朝 和家ノ
彦也 臣シテ 日子ノ 多ク 改メ 弘仁十一年 又々 初シテ 爲
山ノ 衆徒 年々 春秋ニ 奉子 金胎 入 坐年 忌ハ ラス 及 四百八十
箇ノ 戒法 永々 永代 不朽 爲メ 七里ノ 地ヲ 賜ヒテ 以テ
之ニ 資用ニ 充テ 依之 毎年 春秋ニ 奉子 和宣度 奉
係 和宣度 系ノ 神符ヲ 攝ケ 我ノ 衆徒 中ヲ 總代 奉
シテ 之ヲ 獻上ス 世ノ 人ノ 卷 數 獻上ス 蓋シ
春秋ニ 奉子 和宣度 奉 係ノ 卷 數 度 獻上ス 坊カ 爲 山
仙 願カ 天皇 御 六十 年 遠ク 弘仁 五年 山ノ 度 意 四年
或 夜年ノ 奉 一千 箇 爲 坊 會 同 子 年 天 願 廿 八 年 十 坊

皇位に於て却りしは是し世に著しり知不し
弟三坐羅漢廟傳燈也其功と皇位中より時
行の者佛傳也其秘法に教を具衣佛と云ふ
主ノ功有り傳言ノ歴朝ノ却喚ノ意し先内し 玉座
又し平り云々千一世に相承へり此同者佛傳
キし者大僧正也皇位ノ權大僧都法印ノ位叙し
宣し其功有り傳言ノ歴朝ノ却喚ノ意し先内し 玉座
我ハ子孫ノ相承記也云々 皇位ノ功也
正慶三年ノ詔也 後伏見天皇第六皇子母仁親王ノ傳
時正和ノ驕暴ヲ憤怒し玉座ノ式微リ朕親ノ九州
ノ下向陣ヲ爲坐也坐也皇川宮ノ駐メサセラルル也
●當時一山皇位ノ親王ヲ奉迎し之を母皇ノ御孫

後

佛ノ功也云々 皇位ノ功也
即今ノ皇位高ノ德家ノ始祖ナリ云々此ノ於テ我ノ祖
先ハ法蓮ノ行者ト佛必更相承ル 法蓮ノ依ラス也
坐主佛即今ノ後代正統ノ佛燈大失也六世ノ親王ノ
子孫ハ継承スルノ制也改メテ親王ノ子孫
ニシテ不傳ノ事ナラシムル也 皇位中ノ於テは
德善佛ノ者ヲ崇メテ其家傳燈大失也云々 皇位
佛ノ神依し且其候神ノ備フルノ法蓮ノ後ノ皇位
四百有餘年間也 皇位ノ佛必更相承ル 継承スル
又又佛ノ傳言ノ歴朝ノ却喚ノ意し先内し 玉座
由縁ノ有るヲ以テヤ元禄九年ノ詔ニ聖護院ニ我考
山皇位ノ功也 皇位ノ功也 皇位ノ功也

於而裁許ヲ下タシ我々衆徒ハ清遠再年運傳ハシテ
後氏ノ正統ヲ當ル傳授相承ケ一毫ノ吝シキハ修験
別布山邊取ナリトノ下ニ確立スル時ノ裁判ニヤ、即而
法親王ノ子孫延氣傳燈ノ當リモ拘テ我々衆徒ハ從
古ヨリ後氏ノ秘傳ヲ因承シ相承シタリ所傳秘家傳
法ノ確立ナリ秘傳傳授ナリカアリシナリ、則チ是レ秘
トシテ別傳ハ傳ハル者山志及彦山田縁記、後新統
キテ我々我々衆徒ハ身分ハ如何ノ歷朝及是レ聖德
川時也ノ待遇セラシメテ明燦々ルヘキナリ、然レ而シテ
明治四年四月廿九日詔旨、我々衆徒ハ修験ノ傳授
ニナリ、如何ノ御意ナリシヤ今之レヲ觀ル由ナリシモ坐
家ヲ姓々其家僕及我々同列ノ内拉致ルコト後傳

ハ我々衆徒ハ我々衆徒ノ諸君ノ内玉山田山邊取等以外
散在ノ者ハ後而全孫士屬族ナク傳授セシムルコト具中
原々レ修験別布山邊取、我々衆徒ノ如何ノ同ス
修シテ幸民ヲ務メ後世ニシテ我々衆徒ノ者ナレバ
得心シ能ハル所ナリ、而後高千穂家ハ特許ハ修験
族列セラシメ御意ニ當リテ我々衆徒ハ斯レ不幸
伏請ヤシハ當リシ由ナキ所ナシヤ合テ我々衆徒ハ
清遠行者亦亦千有餘年ノ延傳セシ歷朝ノ武門
ノ特許ハ我々衆徒ハ由縁ナク修験ノ
ハ我々衆徒ハ由縁ナク修験ノ
故ニ忌憚リ傳カラス
傳ノ得ル修験ノ書ニ彦山田縁記ノ後新及彦山
志リ勝傳ノ傳附シテ再許シテ我々衆徒ハ

於而裁許ノ下ニシテ其ノ衆信ニ依リて其ノ國運ヲ興フ

亦即チ其ノ同ノ熱信ニ在リて其ノ精神ニ於テ其ノ

視同ニシテ其ノ恩ニ依リテ其ノ精神ニ於テ其ノ熱信

ヲ正國化スルノ事ニ在リ

福子島 聖行良殿

福周縣知事 高俊殿

○表

り云

○表 秀吉山雲雲ノ由事記

天正九年九月十日 高千穂艦上より高尾山に於て

九月十日高千穂艦上より高尾山に於て其ノ艦隊ハ長官

能取復シ其ノ艦隊ハ長官に於て其ノ艦隊ハ長官に於て

其ノ艦隊ハ長官に於て其ノ艦隊ハ長官に於て其ノ艦隊ハ長官に於て

其ノ艦隊ハ長官に於て其ノ艦隊ハ長官に於て其ノ艦隊ハ長官に於て

しかばねの... 黄海大勝利ノ戦報ト昔々...
 山ノ靈尊鳥神像ナリニ...
 〇英彦山古文書云々...

〇英彦山古文書云々...
 〇英彦山古文書云々...
 〇英彦山古文書云々...
 〇英彦山古文書云々...
 〇英彦山古文書云々...

し力ぬし事 黄海大勝利ノ戦報ヲ其ノ文ニヤリテ記シ

武平後記曰く日子大神 倭ノ坐所を鷹取郡ト云。
（鷹取ノ縁紀） 故に豊前郡田川郡を鷹取郡ト名ケリ。
 又云曰く。景行天皇筑紫志ノ土蜘蛛（土蜘蛛ノ縁紀）討し玉
 フ時日子山ニ鷹取山ト云フ。鷹取山ト云フ。天皇ノ
 御不慮中ニ其取リツキキテ。天皇ハ斯レ神神明ノ祥瑞
 事ヲ見テ。其ノ土蜘蛛ヲ討テ。玉ヘリ。故に景行紀ニ
 鷹取山ト云フ。鷹取山下ト云フ。云々。天皇ノ斯レ日子大神
 大神ノ瑞相ヲ享シ玉ヒ。地ヲ浮取郡ト云フ。生母郡
 ト云フ。瑞相ヲ享シ玉ヒ。地ヲ浮取郡ト云フ。生母郡
 皇初郡ヲ傳セテ浮取郡ト名ケシ。後古ノ後也。シテ云
 〇 神代卷ノ末ニ。舒明天皇ニ。五年。魏皇祖
 帝の子善奈山ノ人。率部シテ。彦山ニ。立居。其ノ修行

㊦

セシ時。景行天皇ノ御孫。彦山ノ怪龍。九ノ一。隨從云。
（彦山ノ怪龍ノ縁紀）
 深ク雲ニ登リ。奇瑞ニ感セシ。而ヤリ。其ノ居ルニ。夫世前
 折リ。其ノ根生。我ヲ略シ。其ノ時。法身シテ。善正ノ法弟
 ト。又。其ノ忍。厚比丘ト云フ。其ノ時。善正ノ法弟
 星トス。（其ノ時ノ縁紀） 其ノ時。善正ノ法弟。鬼ト云フ。其ノ時。善正ノ法弟。鬼ト云フ。
 役ノ角ノ隨行シテ。大峰ノ金峯ノ寺野ノ具代。靈
 山ノ採燈ノ修行ス。其ノ時。善正ノ法弟。鬼ト云フ。其ノ時。善正ノ法弟。鬼ト云フ。
 行シテ。彦山ニ。立居。其ノ時。善正ノ法弟。鬼ト云フ。其ノ時。善正ノ法弟。鬼ト云フ。
 其ノ時。善正ノ法弟。鬼ト云フ。其ノ時。善正ノ法弟。鬼ト云フ。
 同於而。靈ニ登リ。其ノ時。善正ノ法弟。鬼ト云フ。其ノ時。善正ノ法弟。鬼ト云フ。
 山ノ内。依而。善正ノ法弟。鬼ト云フ。其ノ時。善正ノ法弟。鬼ト云フ。
 段ス。其ノ時。善正ノ法弟。鬼ト云フ。其ノ時。善正ノ法弟。鬼ト云フ。

し力得し事 遠海大勝利の戦後 古事記
飛鳥部、或曰舊部、或曰古部、此ノ意、音、鬼ノ主、高ハ
大藏地、シテ、飛鳥ノ王、家、ナリ、ナリ、代々、田部、ナリ、ナリ、神、高
或曰、日、代、ナリ、ナリ、海、田、部、臣、ノ、代、々、ナリ、ナリ、大友、氏、ノ、皇、後
ノ、國、主、ナリ、ナリ、大藏、氏、結、や、君、徳、セリ、云、云、
○其、名、山、古、又、書、曰、曰、曰、弘、安、四、年、元、寇、難、推、計、攘、ノ
為、ル、當、時、九、州、播、磨、北、條、等、公、等、等、山、山、山、山、
恭、シ、リ、奉、幣、等、等、等、等、依、而、一、山、之、千、ノ、皇、後、
追、際、有、リ、ナリ、ナリ、等、等、等、等、大、講、堂、ノ、前、
丹、波、ノ、押、之、テ、敵、必、降、伏、ノ、祈、禱、ヲ、執、行、ス、不、思、海、中、
満、敷、ノ、朝、之、羽、重、直、社、等、等、等、等、是、レ、西、市、
而、七、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、
數、十、万、ノ、元、兵、海、中、ノ、塵、埃、ヲ、共、ニ、磨、滅、シ、大、勝、利、ヲ、得、テ、
行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、

(三)

○後西靈驗記曰く、元禄九年皇臣、朝野、征、元、也、
秀吉、ハ、殊、ニ、其、臣、標、屋、内、膳、ヲ、テ、幣、物、ヲ、格、シ、テ、山、妻、
高、山、妻、ノ、家、ヲ、於、而、戰、捷、ヲ、祈、リ、シ、分、此、時、主、靈、高、山、
賜、レ、現、ハ、ナリ、内、膳、ハ、高、山、妻、ノ、取、リ、テ、秀、吉、ハ、
名、復、屋、内、膳、ハ、抵、リ、秀、吉、ハ、敵、ヲ、破、ル、事、ナリ、
秀、山、靈、高、山、ノ、神、明、ノ、靈、鳥、先、リ、シ、テ、古、事、記、
其、之、高、山、ノ、真、形、ヲ、授、シ、先、守、レ、リ、
ト、神、主、及、喪、度、ノ、授、記、シ、テ、平、素、年、國、家、
母、徳、城、福、降、福、早、壽、業、ノ、神、
山、崇、奉、尊、信、シ、靈、験、結、シ、千、載、為、テ、新、ナリ、又、其、神、
縁、之、自、リ、テ、
製、シ、神、圖、ヲ、
モ、コ、
二十一年陰曆三月十四日執行

行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、

シカバノ事 蒼海大勝利ノ戦報ヲ昔々ニテ

以て後より雷鳴ノ如ク山々新し由縁ノカハルハ公事係

九年夏 龍南神社及坐向ニシテ大空司シ候事有

羽之志又度有年候し而ナリ得ニ今迄ハ

福多美田川郡多山村
以て後より年三月分 生々美小太郎 識

量

曰子 莫彦山義僧傳序稿

余嘗在山陽筑紫間詳莫彦山義僧勤王殉
 難之事矣蓋海内名山大院不為少其義氣
 磅礴未見若彦山者也抑知莫非安仁親王
 齋志晦跡其積憤鬱憂之氣凝集於靈巖層
 雲之中遂至^{元始}慶應而大輝發嗚呼矯
 義僧忠勇節烈^{而當難}事^{而當難}死^{而當難}身官祭
 侯^{而當難}之為世龜鑑矣余^{而當難}後此編頻不堪今昔之

庶有^{而當難}歎也

紹

宮内大臣

皇帝陛下ノ旨ヲ奉シ 太田小三郎 殿ヲ

来ル四月三日午後第九時名古屋城ニ於テ催サ

ル夜會ニ招待ス



明治二十三年三月二十五日

文官大禮服陸軍武官正裝海軍武官大禮服
服制ナキ者、通常禮服、魚尾大紋章佩用

表名山 由線記抄

○文武天皇大寶二年庚午七月二十日降尊集時依

初賴賊徒平。太宰史也奉幣常有報賽。同二年

卯年。因初喚法蓮（表山神宮寺）實祚魚形。年穀

豐稔。濟福民苦。特有靈驗。賜給旨。（後曰九月）

元正天皇卷老四年三月大隅集人叛逆之時。持弟大

將軍大伴宿禰族人守奴首男入祈大神。允徒早。

同五年五月詔曰。太上天皇。聖體不豫。（中略）經年

甚為仰育。並聽得度。神宮寺法蓮有初喚（後曰）

曰六月戊寅詔曰。法蓮。心住禪杖。行居法深。不獲語所。備治民

始令此靈蹤併令備教。

...
...
...

○聖武天皇天智九丁丑年四月。太宰管内諸國疫流行。人民多亡故。太宰太貳少野朝臣老。奉幣以禱禱。立十二年二月十日。為天下太平。國土安穩。令初使太宰主神。（原清足）奉幣禱。太宰太貳為常廣嗣及逆政也。又依初禱。令造諸神社。特令神宮寺額官寺。全十三。二月。被於定額。寺封中戶。水田十町。寺後更增加水田九十町。

○孝德天皇天平勝寶元年七月。定額額田二百町。其定。同日。賜年令度者人。同六年閏十月。為管内諸國山岡崩壞。令太宰仰石川朝臣年足。奉幣額寺也。

○桓武天皇延曆五年。遣唐使渡海。平安之教。被為中。遣唐使諸益。傳最隆新神。全十四年歸朝之後。依初禱。最隆使神官於合東天宮。教。是天宮。宗。萬人之始也。

○嵯峨天皇弘仁五年八月。有詔。以為京朝臣。奉幣。第一。全十年天下亂賊多。依初禱。皇初承久。一天昇平。初封四境七里之神額也。此。是京官。賜之。又詔曰。置間。菟紫日子山者。在朝初家之。彦也。日子字改房。初賜房山。又每。春秋胎。送代。徑業。為永代不朽。加賜。年令度者。

○村上天皇天曆八年。奉詔。山主。禱慶比。入。信。定。基。禱。寶。祚。無。窮。天下昇平。又康。保。元。子。聖。體。不。豫。依。初。禱。奉。幣。法。具。修。神。事。也。

ニ編入セラレシ一累ニ比シ斯ル區分ヲ殊ニセシ
モノニ無之何分我々祖先以來之經歷及任官上
ニ對シテモ黙止スルニ忍ビサル次第ニ候然レ
氏豈ニ何ゾ明治聖代ノ治下ニ於テ一夫モ其
ヲ不得モノアラシヤ想フニ當時戶籍編制之際
取調ノ粗鹵ト我々前願書ニ於テ其祖先以來
ノ經歷ヲ陳述シ盡サ、ル所アリテ斯ク一視同
仁之恩典ニ洩漏シ此ニ相及候儀ト深ク恐惶慙
愧ニ不耐候依之再度尊嚴ヲ冒瀆シテ士籍編入
ノ儀嘆願仕候抑我々祖先ハ如何ニ英彦山神社
ニ仕ヘタルカ我々祖先ハ如何ニ歷朝之寵眷ヲ
蒙リタルカ我々祖先ハ如何ニ足利以來之武將

々り爾後高千穂家ハ特典ヲ以テ華族ニ列セラ
レシ御盛意ニモ拘ラス我々ハ斯ル不幸ニ沈淪
セシハ豈ツレ由ナキ所ナカラシヤ是レ全ク我
々カ愚昧ニシテ法蓮行者爾來千有餘年ニ継承
セシ歷朝及武門ノ待遇ヲ忝セシ系統ト由縁ヲ
上達シ得ル能ハサルノ不束ニ出シヤ照カタリ
故ニ忌諱ヲ憚カラス猶^舊得^恩慮ヲ盡シ我々
祖先以來ノ經歷上ニ關スル因由書類抜鈔且ツ
彦山志一部謄寫之ヲ添附シ士籍編入ノ儀再度
奉歎願候仰願ウハ我々一同カ熱情之在ル所御
採擇被成下上ハ以テ一視同仁之 聖恩ニ浴シ
下ハ以テ祖宗之系統ヲ忝セシメサラシユトヲ

企圖仕候一念ニ御坐候此段謹而奉再願候也

福岡縣豊前國田川郡彦山村

田川彦山代

明治二十九年三月

生實小太郎

磐村良馨

福岡縣知事男爵岩村高俊殿

候ニ付明治元年戊辰九月十六日神祇官御泐込

豊前國

英彦山神職

當官直支配被 仰付候事

九月十六日

神祇官

明治三年庚午六月廿四日神祇官御泐込

英彦山

自今日田縣管轄被 仰付候間此旨相達候事

庚午六月廿四日

神祇官

ニ據リテ之ヲ伏見在城徳川家康公ニ訴フ故ニ上使徳
山孫三郎登山裁判如左

九州彦山

- 一 當山之事被任先規之旨守護不入可為十方檀那事
 - 一 山中之竹木他方ヨリ不可伐採事
 - 一 於當山内鹿狩不可任之事
 - 一 當寺中ヨリ逐電之輩不可抱置事
 - 一 諸國ヨリ勸進物之俵子不可相留事
- 右堅被仰出訖若於違犯之輩者速可被處嚴科者也
執達如件

慶長五年三月五日

長東大藏大輔 在判
增田右衛門尉 在判

德善院 在判

又徳川將軍綱吉公之時有訴訟裁判如左

是規

公覺
重法院門
跡与勝利園

勅封之御前所集條由後法武等如有未了者有相違者

乃山山異

元禄九年

本伯善正永 花押

論事空版

丙子三月廿四日

戸能登忠真 花押

遂弘明を處者

永伊賀直致 花押

山名は先規別山名は少名而後
は式お如有是石之石在邊也

豊前國 彦山

右勅封ノ勅願所ニシテ境内ハ固ヨリ除地ナリ今度御
維新之際ニ至ルマテ歴然經過ニテ彦山境内ニ有之來

——とて關係せざるに當り信意致と云て標

せしむるにありしに御入

言に明治十二年四月の詔に於ては御願所之御

古屋の御駐拜軍一せしむるに、カ三郎の積年賣

業經營を以て御願所之御願所之御願所之御願所

御願所之御願所之御願所之御願所之御願所

御願所之御願所之御願所之御願所之御願所

御願所之御願所之御願所之御願所之御願所

御願所之御願所之御願所之御願所之御願所

御願所之御願所之御願所之御願所之御願所

御願所之御願所之御願所之御願所之御願所

御願所之御願所之御願所之御願所之御願所

御願所之御願所之御願所之御願所之御願所

御願所之御願所之御願所之御願所之御願所

室内片

白帝

あまのつらき舟のちかき上はなる都のていせい
ゆきかたしはゆきかたしはゆきかたしはゆきかたし
ゆきかたしはゆきかたしはゆきかたしはゆきかたし

あまのつらき舟のちかき上はなる都のていせい

ゆきかたしはゆきかたしはゆきかたしはゆきかたし

ゆきかたしはゆきかたしはゆきかたしはゆきかたし

ゆきかたしはゆきかたしはゆきかたしはゆきかたし

ゆきかたしはゆきかたしはゆきかたしはゆきかたし

ゆきかたしはゆきかたしはゆきかたしはゆきかたし

ゆきかたしはゆきかたしはゆきかたしはゆきかたし

ゆきかたしはゆきかたしはゆきかたしはゆきかたし

ゆきかたしはゆきかたしはゆきかたしはゆきかたし

ゆきかたしはゆきかたしはゆきかたしはゆきかたし

新編

元平の事、城氏、池橋、子、元平、り、角、お
 結、吉、藏、也、り、元、平、り、角、お、後、城、り
 作、り、や、其、他、り、元、平、り、角、お、又
 了、城、氏、の、事、り、元、平、り、角、お、又
 即、れ、城、氏、の、事、り、元、平、り、角、お、又
 所、以、り、元、平、り、角、お、又、是
 上、り、り、元、平、り、角、お、又、是
 元、平、り、角、お、又、是、り、元、平、り、角、お、又、是
 是、り、元、平、り、角、お、又、是、り、元、平、り、角、お、又、是

元平の事、城氏、池橋、子、元平、り、角、お

元平の事、城氏、池橋、子、元平、り、角、お

元平の事、城氏、池橋、子、元平、り、角、お

元平の事、城氏、池橋、子、元平、り、角、お

元平の事、城氏、池橋、子、元平、り、角、お

美人之淚英雄淚

吾爾十年感天地

百山了亦可憐

莫棄男兒平生志

其者可最稱揚贊述永傳諸後不為世模範

欲恢宏
 時論相
 富路詭
 既存者
 以勤王
 其死之
 外人如

元元... 乃氏... 德信... 之公... 之公... 乃氏... 德信... 之公... 乃氏... 德信... 之公... 乃氏... 德信... 之公...

本堂時天下

二百七十一

與田主之

秀郎江島之

漢城漢城山人

嘉承

以降天下正義之士

油然興起欲恢宏

日子 英房山義僧傳跋稿

嘉承^子以降天下正義之士油然興起欲恢宏
 皇運掃攘外憂英房山僧素養方興時論相
 符因蹶起將有大所為會內奸黨緣當路讒
 搆百端義僧或斃京師或死小倉其餘存者
 間閭流離備^音艱苦然皆不變其節操以勤王
 事其有^音功勞于^音明治中^音興^音不^音為^音鮮^音矣^音余
 嘗周行筑紫得^音詳^音彦^音山^音之^音正義^音而^音能^音其^音死^音之
 實處^音夫^音士^音人^音盡^音國^音事^音是^音其^音職^音分^音也^音方^音外^音人^音如
 斯者可最稱揚贊述永傳諸後不為世模範

平（頂音）机前人江島（果）遂翁著義僧傳叙其顛末
 願詳焉嘗納之神庫又欲印刻頒于世是寔
 得余心者也余因書數言卷尾以叙平生所
 感云爾
頌

ちりりいなるへりり挿入
 一とて國原（あまのこ）の國原家とに結せ

是に明後二年二月難を信思名古屋（あまのこ）行（り）
 而天孫傳（り）と稱考せしは、少少の積年（あまのこ）素未
 経るし功業ハ多きも大巨長（あまのこ）歎（り）の遺徳
 せらるる處多し強の當時（あまのこ）和喚（り）
（あまのこ）和喚（り）と稱考せしは、少少の積年（あまのこ）素未
 経るし功業ハ多きも大巨長（あまのこ）歎（り）の遺徳
 せらるる處多し強の當時（あまのこ）和喚（り）
 根柢中（あまのこ）の記述も多し、
 正格（あまのこ）の功を思ふ、今も夫高野の業と身（あまのこ）の
 真の我日子山（あまのこ）精靈の籠（あまのこ）と中外（あまのこ）の眼（あまのこ）

至孝奉天 幼孝見真 左右卷志 出入慎身 陸橋兼衣 今見其倫

孝子森總市前遠賀郡中原人祖曰養易父曰常陸家世祝史其所奉天社神藩
 祖長政公所立也總市至性孝順日以悅親為事已長父使繼其業辭曰奉職則不
 能孝孝則恐曠職願養人子承家得專力奉養父允之以族人近江為嗣總市乃出
 居外務最迎父母事之夙夜溫清甘旨較煖必極其力自奉儉素恪守法令敬慎公
 事責稅必先眾完納親族人厚閭里遇奴僕有恩故鄉里靡然化風以孝著者多
 矣藩侯聽之賞賜田三段實元祿十一年也特以里正待之賜禮服每有大禮令從
 市及子孫務賀蓋異數也德市享保十年九月二十九日病歿年六十九鄉人稱其
 德至今不衰焉余曾長遠賀郡中原今稱戶畑風俗醇厚稱為易治多孝弟乃田者
 殖產興業之盛冠全國蓋其遺風也聞德市生長田野未嘗學道而其行雖士君子
 猶有所羞百世之下今猶為俗嗚呼偉哉今茲鄉人相謀修其祭建碑垂不朽請舊
 藩侯德田公題字徵余文余嘉其舉叙梗概系以銘銘曰
 至孝本天 幼孝見真 左右卷志 出入慎身 陸橋萊衣 今見其倫

孝子森總市碑陰文

孝子森總市前遠賀郡中原人祖曰養易父曰常陸家世祝史其所奉天社神藩
 祖長政公所立也總市至性孝順日以悅親為事已長父使繼其業辭曰奉職則不
 能孝孝則恐曠職願養人子承家得專力奉養父允之以族人近江為嗣總市乃出
 居外務最迎父母事之夙夜溫清甘旨較煖必極其力自奉儉素恪守法令敬慎公
 事責稅必先眾完納親族人厚閭里遇奴僕有恩故鄉里靡然化風以孝著者多
 矣藩侯聽之賞賜田三段實元祿十一年也特以里正待之賜禮服每有大禮令從
 市及子孫務賀蓋異數也德市享保十年九月二十九日病歿年六十九鄉人稱其
 德至今不衰焉余曾長遠賀郡中原今稱戶畑風俗醇厚稱為易治多孝弟乃田者
 殖產興業之盛冠全國蓋其遺風也聞德市生長田野未嘗學道而其行雖士君子
 猶有所羞百世之下今猶為俗嗚呼偉哉今茲鄉人相謀修其祭建碑垂不朽請舊
 藩侯德田公題字徵余文余嘉其舉叙梗概系以銘銘曰
 至孝本天 幼孝見真 左右卷志 出入慎身 陸橋萊衣 今見其倫

石上

錫類不遺 維德有鄰 矜式閭里 視此貞珉

明治三十年月

山中立木 撰

大正

新居敷代草

東支授人

建碑地之書

一 福多部 古川村 古子 大隈 田代

利七 年七十五

一 性行 温る子 着る者 ことし 二 若年

と 温り 万子 温る者 ことし

種 他人の 温る者 ことし 二 若年

子 若年 ことし

一 三十三 子 古子 同 役 後 八 二 年 古

る 古子 古子 自由 古子 古子 古子

古子 古子 古子 古子 古子 古子

明治二十五年
五月

七年有案ノ起テシテ自由志
修飾者ノ力ニ至ル別ナリ
奪去スルカ世ノ自由ノ障セシム
一今般福多寡ノ二正福を多寡
無世系制令ノ世及親也他
即ノ世系者其後ノ正
ヲ建設シテ口口ノ功ヲ修世
傳ニシテ

初代神皇正統記

初代天皇

明治二十五年二月

神皇正統記
卷之五

神皇正統記

贈正四位平野國臣長仲筆遺稿

國圖詩歌文集

附亮

在逸家父與國臣君同鄉知具文去部右衛門而為逸亦
 與君親戚中村五年氏有交是以為逸幼時知君之風
 采矣當君隨藩候之加馬還自播州大藏谷俗更要
 君于馬関讀送福園監獄也為逸實為一獄君十日
 得接君于獄在當時君款款談話之狀不能忘懷
 而居瑞已經三十九年矣今茲明治四年四月
 天朝特贈君正四位上鳴呼君以助之身歎
 王室之式微遂以自殉國家其忠苦節有古烈士之
 風實哉今日聖恩及於骨節其聲萬石不朽也能通
 風兮懷昔不敢自揣蒐集君獄中拾紙什筆所草待
 歌及論文數編附以君純微之始末及獄中遺事在
 曰贈正四位上野國臣君全圖集讀者得親交中村也
 在嘉永甲午此書自序

画

遂印刷著子冊必願同志諸君蓋我徒出飲君重英愿
芝草高節之一念而已

明治辛酉年六月

江島

青野隆文 江島為逸借稿

陸奥
銜

陸奥
銜
國國傳歌文編

贈高田早野國臣君陸奥青野遺稿

依敵川東

青野隆文臨瀨拜寫

嶽中之作

上京密奏九重天。駢轅藩候明石邊。忍搗忽免

一日苦。芝草高節之一念而已

風の吹かせしつたわらうかき

同。俗更因得

雄如斯多。快於肥耳快吾口。

此よりぬるひとやの内の癖一きよ

通ふも嬉しあその松風

聲高き荒津の碛の波風

聲高き荒津の碛の波風

聲高き荒津の碛の波風

遂印初葺丹必願同志諸君蓋亦我使出飲昆英風
葉若高節之高節之一念而已。

明治三十四年六月

青印謹天 江島為逸借識

廣小
銜瀝

國區傳説文編

贈正高佐野國區臣孫氏遺稿

依敵門東
青印漢天鹽漱拜寫

嶽中之作

上京密奏九重天。駢轅藩候明石邊。忽擣忽免
一日苦。恐是心事盡作烟。

且刑且賞徒駕還。山陽行盡赤馬閑。俗吏因得
大艦裡。丹心何用係新艱。

擣獲豈驚死久。檣棒固自耳去斷。古來英
雄如斯多。快於肥耳快吾口。

ひとりぬるひとやの内の癖一とよ
通ふも嬉しあそぶの松風

聲高き荒洋の磯の海風

Vertical text on the left edge of the page, partially obscured.

幾日幾より互と聞らる

杉風と彼のひくきの聞えすハ

よの音信ハ前跡をのりま

よの事ハ聞えてもよゆうのうしを

都のつて此聞まほ

盡す人と思ふ誠のあたりのし

成行よちそうたてのりたれ

四天江策四言游七十歳年暮春秋欲为国

勤王事、下獄殆自成死囚。

一時經一命徹師深。飛聲尊攘求和音。却被嫌

疑。教多微信。空存一庁慷慨心。

こつぎとて軒のあやめもふのされハ

さふりつかとも老られさうり

よみれらひあらしと思ふ麻一さハ

ひととやの内雨の夕暮也

二度ハ親と嬉しと思ひらん

後のたずりハさきまけのらん

年老し親のまけまやいかあらん

身いよの為と思ひくへても

國のためよの為まれいこうみせん

あるし流りぬ年月のつと

離家去國事、護遊、風雪二便老親愁。生来懐

悦事難推。多年恩惠謝無由。

天幸後吾多兄弟、密遊途識故郷寧。竭忠志

為願孝基、老親既成喜懼難。

出ろてるや五年み成より

粟田の宮に荒勝よりうへ

いーにーまよの為民の上をおほし

親王も大臣も安くまさすしと

聞ゆへき人しあぢぬハ大王ハ

雲井の揚り物おほすうへ

右内の上まを思ハハこれや此

聞ゆいましめゆりきハ物うハ

神則存亡一何迫、悠々姑息罪難釋、君不見西

洋浸潤心、嗟彼有策我無策、

夷狄糧糧欲並發、外寇内賊勢相因、方今此

急又何難、九天高仰 即帝仁、

えみしちとあるまえみしの外も又

國のえみしと有せりなり

唯一人ひとやの内を物託して

よの有りひもなきみせりなり

詞借のまふ討の意ひと

あきたるのみそ命やき

とりえれの身と命のちえ地ふ

恥ぬ心を頼ありなり

行馬のおまひやうれて命たま

あちいと神又身を祈りぬ

國中無愁情、日晷如年頃、世事無所隠、疑是

神仙境。

かへ板又あやうり由ものをきり糸をほりて

ひくととて

人やのうちの目長さハ、千とせの程の心地せり

後ハエとて神の世か。更ハいのちと悲めつし。
まよりい獄舎に住居す自の 託一と云ふは思ひあり。
悲しと言ふは難あり。樂しと言ふは出なまひし。
以死己三四の昊天未絶命。預之尊攘是存獄
亦何病。

ふふのこゝる自とまゝもても盡一とそ

為良男子のかひく有へき

一即のそなき収をも後むのれ

託一と云ふ程の心すしとまひよ

牢獄をて物の亮りめとまふすとて名をととまめ
うれたれハ

思ふとて思ひしちとのねを高く

いとくさ海なく成まらるるれ

思告新課頭精神、縹緲嚴禁辱老親、元印憶

先公荒木毅弟、誰為栗山未接身

一編者云龍光公為荒木村直初囚其臣栗山和安元印為獄

卒一旦又護衛遂奉先公脱獄而歸事見于皇朝家譜

谷の蔭朽葉の底を隠れて

自ハのみの獨りな

涼風颯々金氣生、三更凍無夢更未成、孰憶邊

檉施策難、遂聽林鐘報曉聲、

皇去山の谷の底栗拾をれて

世み出人事ハ人のめをの

十印功績難不成、萬年勿汚國君名、吳義俱存
道俱滅、一旬禍福即天明

すめらむのみちとを受ふあつま

軍 かのきみと助法ひゆ

将軍止院初命新、朝議高見拂却塵今日新

成皇天下政、弊風匡平悞萬人、

咲ささふ櫻島ぬの春風又

みやこの花もみゆをそめてま

雲井も翔る心ハおくれぬら

筆尾子ある、紅鳥の身をいつなせ人

かーニーなるらぬこきー秋大とみて

徒思若崩美若登、人面相愛灰燼氷、暖屋能晴英

傑事、四討大始氣呂志弘、

松風ようつや荒津の碓、教

古海

荒々驚鳥のす、よをのほあり

ひとやまの秋の寤覚の悲一と致

ねむいーまうちねをのこき鳴

吹風の音にあら津のうらや

はのぬれまぬかそくまそまひ

したふるよ思ふ心此のうらや

都又遊ふ夢をくららん

らりくふ思ひ集めて悲一とハ

ひとやの内の秋の又くれ

咲初し櫻島ぬの春風又

らやニも都も句ふそまのか
云津日又いつか下らん荒津ぬら
ひとやのうちのほの濡衣
行通ひ見守まへの絶回まら

春のまきを助給ひぬ

將軍止院初命新、朝議高見拂却塵今日新

成天天下政、弊風正悖驚人。

咲さまふ櫻島ぬの春風よ

みやこの花もみゆゑそめてま

雲井もも翔るひあくれぬわく

筆尾みある鶴島の身をいつのまてん

カニニなるらうのニまー秋大とみて

討し昔のまよのふらさして

ささやくよとのさくは静りて

りりりりりりりりりりりりりりりりりり

杏海

夢驚あやふまたのぼあり

ひとやまゝ秋の寤覚の悲一と秋

秋の音にあら津のうらや

はのぬれまぬかてくまそまひ

したふるよ思ふ心せのよ入もや

都又遊ふ夢をくらららん

らりりく思ひ集めて悲一とハ

ひとやの内の秋の又くられ

咲初櫻島ぬの春風よ

らやこも都も句ふそまのか

云津又らりつかにちえ荒津ぬく

ひとやのうちのほの湯衣

行通ひ見守まんの絶回ま

春風よ 櫻島ぬの 春風よ

田この外草もあへん

いやらみ見守るは多きて

結句の罪の程をいふ

色づくぬねみか秋と見へなくも

風の光のこゑとあそぶらん

都みはさとりたぬ出の国の

阿蘇のぬあらし音かきし

異帯中事有異帯名も凌波但瓦壺歌事書生の上頂

始知仙老見の竹花親而たあそび

和相雪みたまをそそる世し

衣そ母のめくけなりなる

よの考は後置しゆりく年経ても

忘れぬものハ秋子やなり

いととこし悲しと鏡に梳し子の

聲を聞しよをも存なり

秋名の理年のまらへみ別あて

寂しかりけり瀧の松風

八月十七日母人自まのり後わしあし休

まうして

和相雪にたまをそそる世し

衣そ母のめくけなりなる

綿衣子も衣も母のまのそと

忘れのこことあしよそひのそひ

と空行丁の玉章もあそぶらん

忘れ都はこころしては

あそび瀧の三津丁のぬあらし

源氏物語 卷之十 藤原朝臣

田子の外草とあへん

いやらちみ見守るに花多きあて

糸舟の罪の程そとらるる

色づくぬねおのつと見へなくも

風の音のしなとあをさるらん

都の八つとくりたらぬ出の国の

阿蘇のぬあらし音のまじりて

道名園非常道ぬ。凌但石壺敷草書生の内頂

始知仙老見。竹君親而大弟成。

秋心岩末さらぬ八世の為又

埃し妻子供思ひ社やれ

よの落る孩置しゆりく年経ても

忘れぬものハ秋子やなり

いとをし悲しし後し埃し子の

聲立聞しよをも存なり

秋宿の翠のまらへみ別あて

病しかりけり瀆の松風

月十七日母人自まの後あしあし林

まうして

所相雪に記されなるとて子させ

衣そ母のわくみ成るる

綿を子き衣も母のまのをも

忘れのうことあらしみさるる

と空立行丁の玉章のくまらる

哀れ都のこくつてまじりて

まじりてあらしみさるる

秋又都のたすし聞せり

秋風よふふ雨雲晴みたり

草狩りやらのあふれ

見るといふあつり勝りハあらねども

先めつちしき初雁の聲

教しけきひとやの意のこのよき

田のめく秋の夕月の影

詠たぬ警さぬてまふらん

つらも礼をてさく丁金

能く島の子供は体めて筆をあれハ

あをれ雀を餌をもちみらん

柳の田のぬもあふらん大刀の

火花よまする春の解り雪

敷島のち和錦の旗のあふ

まひりさうめやあふらん

浦多舟

園のへ北おふ嵐北聲なると

あふかてあかふる夜平のうらま

時雨

尋ね来る人も渚の跡もえ

浦さむくも時雨降る

あかりし

あまゆめてお年の紅葉を尋ねれハ

今朝あかりしを誘れて散る

白ふ人ハまじそやとあふをあらは

窓よ本の葉をさふらん

雨霞のまろふ煙のなほ
 雪の内よ春をいそぎて咲梅を
 首よそと告ぬるの鶯
 風さえて散や宮居の紅葉を
 神の錦たぬとこそ見れ
 宮守の掃残したる落葉を
 夕夜の苔を錦着てけり
 十の石を風小槿を破りて
 暫し憂自をやけり
 降積る雪をうくくまの竹ハ
 葉を直なるからとをしまかぬ
 早をぬを下す竹杖士袴馴れり
 あやうに世をまぐらぬ

日の夕へ雪の朝たるを
 うきよ歩むげく鳥のそよ討
 解直まこく住所を人同り
 さひいひひて山程のさや
 さぬくハ程もある一巻の
 比えの高ねのあつきの
 目を輝し雨ふみとをます
 志と成るそをさひみ
 十かへりよ
 待宵の半葉をちくまてあ
 身をまきしとく島
 ふと思ふ知程の浦つららみ

初雪は北の空より降りて
大いなる雪の嵐を起して
月夜渡る大いなる雪
余部の上も雪と成り雲の絶
海の内をてちれば月
多き行脚の道と助とあり
老りしあふくゆしの白雪
年のうちを誰か迎へんこ
春の梅を野にまける
一年のめぐりてはたての春
をまた雪の衣を着せ
え且
ひと年の暫しの内を過す

ちやよかかる春の朝めし
雨前雪ふ年ハつもれとを
雪降る谷の産出る雪の
あまのちよくはるをま

若菜

消残るゆたかき春の朝めし
春の若菜を誰かたのむ
去年の雪降るのこる春
もえ出る若菜をま
若菜
かすもたる春を知りてや
根もちさく生そめ

承相消て今朝や雨は根を固ふ
のへのこり草色はさよふ

若水
石昆の恵もつさぬまの春を

くとして午とせの春をちかへし

門松

ゆく年と替らぬ門の松飾り

常盤松又午竹とくあふ諸人

初春の雨殿

三年の深やまの雪は溶果てて

雨殿あうるこ加藤の河津

斗化送り

をなふる水花ふそ明る光野山

永き春日を覚おてをん

日前花

静なるて手折ちまふしを短夜め

つさよりゆるふ花の一枝

遠山花

やほい子抱ひく雨雲の動くぬえ

雨殿をもしるしをなふ社あれ

雨中花

春雨の雨跡をぬぬる柳の花

りたり春もなれをいや落り鳥

西騎中花

急かす人斯く柳の木のほととふ

やとりて散るるはなをこよ

落花

見れどあつぬ一本の櫻をや散らぬ
礼見よ短く世のあきのけし

水上廿七

散はてまのれもあつぬ世あはれ

あまそと挿させ春の毎く

遊絲

雨散れり空もうちこふあめあめ

もつきて放る春の長閑さ

野遊

のぬの糸も春のけのちつとみふ

野遊の根花しひもて帰らん

春田家

壽司の根花長き春のけのちつとみふ

あつては体の本綿もこの春

桃

さのけつり園ふれまこの一えこを

手折りと神あまつや帰らせ

燕

春雨も急ぐ旅歌の竹の下

よあますすり行ぬまそ燕うま

牡丹

雨雨歌みぬきれも色の深し草

花の名もあふまよふとよの風

蓮

咲ちあつ薄葉れすこれくせし

ついでそえつゝあはれはなほ

七言八はくくは吹のちを思入して

今年の昔のあはれはなほ

躑躅

やまもあはれはなほ

手折りそかへる花ついでしかなほ

松上藤

指吹くまつのあはれはなほ色見え

いろめつちらへる藤浪をちり

苗竹

あはれはなほはなほ

あはれはなほはなほ

春朝

朝戸明けで見れを霞と早きぬ

あはれはなほはなほ

春朝

春朝の花をめでぬとみ

さあはれはなほはなほ

暮春

さあはれはなほはなほ

くま行きのあはれはなほ

更衣

あはれはなほはなほ

せいのお袖はなほはなほ

残花

たつらなまをばあふもかたきつらん

まをばあは残る花のふつりつ

筆

生れて親みまぢれるたのぢまの

十年の母も髪れいづる

郭公

五月雨お聲平政りしき時鳥

あふをん鳴てすくふりくれ

待郭公

まかたの^{あふ}鳴てりくあふいふ聲さー

聲平政りしき時鳥

雨後の郭公

五月雨の聲もあふいふに

嬉しと鳴くかたきつらん

早草

老のそくして澤田なちて朝まひ

雨政りしき時鳥

待郭公

たつらなまをばあふもかたきつらん

まをばあは残る花のふつりつ

生れて親みまぢれるたのぢまの

十年の母も髪れいづる

郭公

五月雨お聲平政りしき時鳥

あふをん鳴てすくふりくれ

待郭公

まかたの^{あふ}鳴てりくあふいふ聲さー

聲平政りしき時鳥

雨後の郭公

五月雨の聲もあふいふに

嬉しと鳴くかたきつらん

早草

神

必勝論

夫勤兵の國の大軍にして死生存亡は固く固く輕重又
 へかち又知は知己五事七計は以て之を校し豫め勝負は
 廟算に見同く同く様り擇り十二方界を旋し敵を以て常
 と燒屋下ま之を流船中ニ坐すもの如く香多しゆ城を以
 て同船して風を過り高きを登り梯を去るもの如くし或ハ
 迅雷烈風の勢を以て九天の上を動す或ハ山林静寂の氣
 を収め九地の下を隱匿す變方化して固執を制し正理を以
 て執り奇計を以て勝つ是戦争の大法にして先帝を人を知る
 此道也敵を以て知て此法を用ひて亦人城必ず不業知れ
 へしれ知は不業知は不業知は不業知は不業知は不業知は
 法を絶す固く死敵は下心の執り難かる也敵を人種
 の盡む迄も城地を以て共は肺肝を碎り筋骨を死に飽す誠

極す無算多り時を所待し將器乃甲乙有のむ然一且又備
同執り勝初を得る其元何也
つ及歸す若し悠々不断あして一歩も出風城下及前を
受合ふ心々外々時也援兵五年收の國を破るは東方
術も能く竟る破軍成るは死必死に父止る衆心を固め
厚至天子位を天敵断し出要地是を迎へ如收ハ事
我元十戰必勝の報り諍り情を生し其意を察し其海を
衝き捷を奏せさせ得る也今日内外乃精銳相率
類對洋戎ハ今川市也似也 皇國爲備田家地如し断城
々々後此七と尺寸陰分刻も寛やらあへり丸立に百載
の一時時抑断比ゆへハもて無謀ニして兵を擧ぐの謂
ハ非ざる也 海内も一教を奉り先夷館に年世下
し本國の教を振るとハ則除の徒も是果斷也 海内相一

一教以器械又具なり 武家皆の命を奉り其番カチ取を行
えとし却るる年の争を殊すのともあり守約内防を説
教を深く其山の如きハ尖山魏源等が類也是は是常断
也此而断ハ危満清の覆轍をてりし工巧なり戒を復へ
力め有ハ有ハあり其己も其ハと様を矢也今日此
海内能く一教以器械全備し兵練航航し才も任し其震
親兵以て神國を護り將軍精兵を仰て海外に出清の
兵も馳催し壘壘を征し畢勝を期すものハ是常断也
力め有ハ有ハあり其己も其ハと様を矢也今日此
将帥の節寸既く交し加收ハあり常時天下の群傑を
又別を有收常策三儀を因循し或ハ通商通儀し加收ハ光
塵加和し其年月を任ふとも其收を不断とハ其力あり
將帥の節寸既く交し加收ハあり常時天下の群傑を

家、詢るは或ハ必勝を難トシ或ハ不謀を憂テ推テ原見
至同女は皆仕伏トシテ早説ありき也呼巨耳耳耳耳
必勝を謀るは必死也坐し凡も倚り積るは必死也
妻妾妾を側手居へ、黙然固者ももて莫業何の根も
リカ生し必勝又も何の意有ての筋カ人身を非常の地
地至て難 非常の腸也居り心を必死も以して後必勝
の策も成らへカラぬ今試み技謀も必勝の理を詳みせ
也又と國のつち中大何をカ小彼ハ大を以て我を小是し
不謀の一者何處カ停何れカ受以て停し、我を貸カ
是し不謀の二者り人口何れカ表何れカ裏何れハ衆もして
我ハ寡也是し不謀の三者ハ戰艦何しカ艦及何れカ整ハ
也我ハ能ハ艦及我ハ未カ艦否は是し不謀の四者り火
器何れカ備り何れカ備り也 彼ハ艦ニ備り我ハ火

備るも及是不謀の五者り得藥何處カ常以何を常ハ
凡ハ高ハ必死也我ハ高ハ少は是し不謀の六者り兵何を
カ能操と何を前不練也彼ハ深て我ハ浅く深者も是し
不謀の七者り航海何れカ熟し何れカ未熟也彼ハ熟し
我ハ未熟也孰也孰是し不謀の八者り将器何處カ敵を任を
得也心彼ハ其器也的り我を未カ其器也中カ及是し不謀
の九者り戦術也カ器何れカ未器也彼ハ己も其器也
此我を未カ戦術也器者も此も不謀の十者り此も十不謀
ハ上下通し不謀也、所通しと云ハ席儀の隠見もして
英将確士兵機を知らるもの、腸筋り觀る時之深也恐る
ハも不慮也此地如何と云ハ漢土ハ神國事りも大要
色尺數ハ我ハ別を考れ彼も我も冠すも其策又も成し
に也未も寸地も彼もハ別を考れ此ハ例カ九十七今英夷

東の國を以て海外と云ふは敵國と云ふは是れ國の
大小ハ恐るゝ又是れ一也人の至て辱めしむるは壽命
也カハ又萬國の風ハ美也是れ其の
凱ハ遠くハ其の元春秋と傳ふハ其の具餘の宋
耀ハ姑々カハハ近年好美の爲メ貨穀を掠めし海内也
氏根元幣使ハ凱軍を即ち物とあり此ハ馬多かり
モ先しカハ今キ純金正銀ニ復し銅錢を鑄り日用を
欠き追て事足らしカハ天下の執り治るも復老
亂を備ふハ平北西端を跨り邊鄙を強し如今天下一班
必戰又是ハ今ハ之の驕奢ハ令セ本して拒ま武備固
カハ是ハ七軍用也又足るハ分守ハ怖るゝ又足るニヤ
御風ヤ大船錦旗の子ハ麻のさらめやし云々

中古北條高時鎌倉に在り十萬石間ハしを新田新負ハ僅
百五十騎を以て踏張り又ハ近在征韓の役蔚山にて明
兵二十萬を川原軍十分力一ニ足らざるハ執り以
追崩しカハ固り衆寡ハ懸絶也ハハハハハハハハハハハハ
御風ハ馬也大馬多キハ驕奢人口ハ多キハ三十力西洋印
也是れ是れ多キハ於て也也是れ衆寡を怖るゝ又足る
ハ三カハ 皇國ハ元未新リ貴人利リ財ハ故シ海
外ハ出て高事ヲ務め且ハ異域ヲ奪入ル事欲セハ
兼て巨艦の事ハあり古未事ハ信人ハ忽カハ製造する
の足る未必戦ハ以し紀州日州ハ蝦夷の如き巨樹多
材の地を以て天下沈精工良匠リ呂宋の財貨を賣し故
有ハ必整めハ己ハ北平後縣長州等にて巨艦ハ
洋製カハ云々ハ見取カハ精製カハ

巨艦ハ

神國の長所を以て追々製造を極むる勝るは是の船也
畏多し又足まじり也

古集

器

神洲此人の膽氣甚高也故に血戦を闘り好して飛渡更に
持者以備せし神好有^備外寇に備むれば西洋諸藩ハ力戦
又法を故に火器ヲ^備助^け長兵ヲ用^ひハ^た其
長兵には是ヲ挫カ^すハ有^らハ^かあ^る是又炭水銅鏡便
匣の地は水轟撃車機風鏡掃等^等居^る精^二鍛^一匠^ヲ招^き礮
銃^ヲ製^せル^に數^年ヲ^経テ^も備^ハラ^ず也^既に^其三^機ハ^幸
扶^國に^製シ^て十^餘年^未源^熟し^砲銃^全備^し玉^藥倉^庫も^備
たり近年西肥^大藩^府ニ^も焚^車爐^ヲ製^せり^若又^料銅^不足^也
ハ銅佛梵器^ヲ銷^して^も價^値ハ^は是^火器^又又^畏多^し二^足
材^心五^や彈^丸也^又三^機備^多し^精製^すへ^し若^し銅^全不^足
是^ハ戸^別又^銅鏡^の價^器一^二斤^ヲ出^せし^也也^是も^奇也^也

船
船

カ^カハ^し火^藥又^知テ^手研^硝ヲ^製ス^ハ玉^藥也^又又^恐多^し
又^免々^利也^六者^リ隊^制ヲ^練也^本と^ハハ^必戰^む也^故
又^し是^身ハ^人心^一新^止テ^今追^三年^又又^漸得^{たり}し^事
ハ^九一^年ニ^て全^成セ^七今^日兵^の練^不練^ハ恐^多し^又又^足
き^多七^者リ^航海^術ヲ^熟也^ハハ^難也^是也^又又^柳營^ヲ
初^水幸^長笠^原ノ^如キ^也ハ^自製^ノ巨^艦又^ハ臺^賣ノ^火輪^船
等^ニて^近洋^ヲ飛^廻リ^捲斗^ノ降^降蒸^氣の^極悠^風帆^の量^度
粗^熟し^タリ^艦製^タル^也整^つテ^初法^也從^テ同^也ハ^し右^馬也
船^の生^物也^即ち^も如^キ氣^味の^易ク^也何^運の^艦也
も^乘ハ^し御^水大^洋ノ^峻難^方針^異域^を港^の深^深暗^魚等^ニ
至^ルハ^斷じ^テ實^地ニ^惟ま^す此^ハ辰^未甲^子暗^記し^難也^唯
莫^斷々^也是^カ航^術也^又又^臣と^整也^ハ是^又又^恐多^し
ハ^又又^足多^しハ^奇也^也

神川開闢以降未嘗有の大危難皇宮り故をへ（神徳）

萬葉の至尊、誰か其の非とむめむや然一也

天祖 大祖の隆烈 諸陵ノ遺殿及七道諸國三千一石餘

坐の神靈も 皇國擁護の厚慮ニヤ七百年未 皇威衰へ

春秋却野の 行幸も止し聚樂第 行幸の後ハ總所染代

外へ 鳳聲ノ伝し玉事ヲ知ルナリ近時作誌

此刑ニ等ト古者へ 王室盛ナリし時の八者の其一也

玉解ニハ錦鑄玉傳ハせられ 鳳皇ハ管弦の絶音ノ聲

リ 同召し 龍眼ニハ月雪花葉の面白々艶有也 風情を

敷覽し 尊曰又ハ四子折節や月也の詩歌ののし吟詠

し玉也、玉手ニハ若華の外ノ堅きものヲも觸ませせ統

ハ不朝卷 玉坐ヨ所々ものときハ楊柳桃李ノ若葉介介

錯せり此流也ハ加多ノ英葉ハ五葉也ハへき譯もあや

甚多ニ天高神沙有也ヤ歌

今上皇帝陛下ハ聰明睿知古今無類の聖徳備ハラセられ

後也既ニ二十年来外患の為ニ淫リ

宸襟ヲ慰ませられ奉り也ニ所の 皇廟への 奉幣諸國

名社ニ度々の所祈禱或ハ三日七晝夜南殿出御の 大御

祈禱具外毎度の御物齋既々も怠り也玉ハ心ハ偏不公

明正スの

仁徳ヲ以テ外寇殲滅天下泰平也 氏子樂五穀豊稔の

天皇トヤヤ加之或時ハ御氣ヲ御也又或時ハ又也

御氣ヲ試みせせられ又或時ハ 龍蹄ヲ御も徳也且又

の 御饌も夜の 所殿も安んじ流ハ又玉燭の下を 加護

ノ歴史及ヒ兵書ヲモ 知賢をきせ遊以無田解モ
 賢壽ヲ天下の安危ニ係せしむ斯道危々乎也此固難
 在清隆ト更ニ様ニ多シ 神州亦恢復せざる也雖人ト深
 大鑑測の英志を勵せり所也至西年未幾ト 震所ノ卒
 平王以戊午ノ年遷播磨及及也至重絶大の 鳳皇下
 リし是姦党暴傳以用し之ヲ 辨覽せしめんとす其時
 公矢禮不敬言詔道断の事共斷し以て 仰尊禮堅の
 尊徳ヲ以昭々思りて也これ以賜雪不封ノ制ト 願事此或
 ハ天刑病ヲ罹り或ハ陽春の雪ト 融氷を至す白臺廟内ニ
 文成白う此山掃鐘以乘り幸國新魁トナリ 初便ノ奉比
 國床ト下り長州雷同 京師ヲ守護し残行餘傳一時又
 是臨梅良弼 朝廷以進 以英聖賢才幕廳ニ譽功心折カテ
 全國勤王トを詢ハ世州新矣卷 内ト更及 皇命ヲ奉

以テ國床へ下り寛仁大度也 教慮以轉折也 公武名解
 漸々調以諸國列藩勤 王ノ歸し是事ノ必以天下地勢
 ハ轉して泰とありハ人野叢ニ退也 君子要路ヲ善ま也と
 才也至其昔曰撰擢の任不任ハ 怖也又足す也也身ヲ
 戰ニ至也ハ断して實地ト信まされハ只ヨリ也毛素引の
 精兵常水候より其の自也 初國の 神武も海外又震ハ也
 神州の人ハ生来神氣帯也 故信孫植受の信達至心事也
 西洋の和地也 戰年ニ於てハ必彼ト信也 鏡烈也
 ハし是ト又々更ニ多シ足す也 十有り右の如ク融氷
 至居ハ必融ト尖又尖也香ハ十不露ハ 都又十不足怖也香
 也也加ニ林侍ハ所の實則以十勝有又兵家也 貴也何
 多や五事の内ニ記也道リ以テ第一は 正道トハ君臣合解
 上下一致死ト至す貞節ト更也也也 也也 也也 也也

くも 天祖天降の命を以て一度君臣の相入りませし事
君ハ天孫運御も臣ハ臣孫ヲ傳へ今日に至る猶 天孫ヲ
奉事政又天朝も思ふ蓋セハ先祖への孝も立忘るるニ
又一つは未上下自相離るる思ふは天祖の御命
ん所即チ 神國の神道 兵衛の幹要なりけり西洋の如きハ
昨日の如ハ今日の君も成りてハ共口を以て定むる君
も身又徳と力ヲ以て輪率し軍の術ヲ争ひ牙ヲ對かすもの
に又強の弱ヲ制し殊島絶嶼の神靈無頼ノ皇天異ノ産ヒ
朝四暮三ヲ以て變と等の兵制とハ天地懸隔雲泥萬里の差
ぬ有る是れ勝算の一也又戰平の最モ恃むるは此の膽骨
氣力ナリ 皇國素服の常風ヲ聞て洋夷是も恐るるト云へ
り今迄内政沈め易口切込地は為敵ノ近弱也此ハ其の
今日如此柔弱も失止如色は一度必戰と云ふ時ハ天下

の人氣忽チ奮然徒亦蠻奴の畏るる國体も復すハ是れ我
勝算也又兵死リ軽んず此ハ強ク死リ畏る此ハ弱し
元来 神州ハ新國ナリ故チ苟モ我々守リ死に難んず
甘受負死多也此押付リ見老成百騎カ一騎ニ成る位也太
刀の目貫のヲ入へしは強敵也 皇國武士の志也彼
の西洋ハ信行利々の風國新リ新リ知れず故チ負見此
ハ勇先走り黒白又散り國の爲も討死し家の爲も名
ヲ惜むと云ふ也此ハ我々の強弱也 我々の強弱は十陪
本入し是れ勝算也 洋夷ハ餘り物ヲ切つたし又老成
も故チ事疑深久物事運もあらず 皇國ハ人氣鋭き故チ力
又あつ敷也 我々も見取又簡便も模す事ナリ其れ也
兵事ハ元は神運ヲ貴ぶ也 我々勝算也 何れカ信機自在
牙は似ハ物運巧 此も入り又氣鋭ク汗流也我々天祖の御命

機校

兵の用ハ奇兵相變也
 小環の端をきり如くなるを欲す是と我勝策の五
 有り又し節骨何處か得ずは往ハ作難き我ハ作術相撲
 具外平日力業多精なり近年長崎可三之間角力相闘等
 あり往ハ是弱し如云是と我勝策の六也何處か得ずは
 得ん我ハ是を鍛練し往ハ不敵候也是と我勝策の七也
 青雲のむかふまきいし軍の機校感のやく所作らるる
 以ほのまのえしとのみははかりの見えし時ハ未ぬあり
 機術何此力得ん往ハ用之は法ヲ我知れ我ハ能く突
 撃又是と我勝策の八也射術何處か得ずは往ハ用之
 我ハ能く射す我ハ未此は往ハ秀るもの多し是と我勝
 策の九也騎射何處か得ずは西洋ニ我ハ僅ニ馬見候の
 し所ヲ取テ騎射すと云へり具外騎銃隊等と云ふは我ハ

此は其術は尤多其間けり 皇國ハ元来弓馬ノ專術なり
 近古以來銃鏡はえまきり御法ナレハ衰へ又此に今
 備火幸の兩國ハ大迫物あり元火國を國とす其外大射興
 復の志如國々ハ此中亦好馬也國々及今中内を
 して乘火の如く考あしめハ騎射の然し知らん其
 第一番入し是我勝策の十なり如此天生器未の氣位具
 り如此に張天代せん元武も能く乘之又三百年未器平
 の積弊ニて士氣惰し新風隨れ亦藝ハんて花後淫蕩と流
 此今に目前の姿多モハ十勝策也之氣空談踞論示似カリ
 と稱も苟くも征教ニ我は時ハ天下の新氣一時高武
 校又宜用之備武元未器常其畏も、所の國何復すへき
 事必せむ却更彼ヲ恐る、其臆病怯氣ノ病根ヲ探索す
 又又は戰艦火砲の毒器ヲ備ふとの故のしせりなり而器

の利兵はもまらし方か我又も是を製造して何を
 彼が勝り美おまきさるやや元来は力に弱しとて火器り
 同子んハ備をハ婦女の確叙ヲ執カ如ク我勝常まして利
 兵ヲ加ハハ説ま云鬼神ニ鑿棒の類也且其両器ハ天物の
 物トありま此ハ工と物とを費し故チハ何時にも調あへ
 止不也砲艦解御の大軍を止め此れ古来陸戦又騎
 騎射り同攻まあり今日水戦ニ砲艦ヲ用ひせよの理あり
 及ヤ彼の用子ん此火兵器也又も是より更へ火器又
 々百回五核目三核目の大銃を同攻に用ひて十勝の以て
 セハ必勝の理ハ智者を後すして自明なり也最精なり唐人
 の口実ハ不ハ武備先聲也断して夷狄ヲ衰ふと其
 言巧し且此常備の如くありと雖也久治の常備を以て
 迄放逸柔惰の人氣り一新せぬと何にぞ武備の本

原とハ本也や兵ヲ騎と云はす武備トハ云へカカ海
 防軍備の詢ハハ既ニ千十年未聞なしか此也水幸両岸の
 外武備整然なりと勢強し東國も見ハハ西國ハ初矣
 見備草立し士氣震也此ハ備外多々へし士氣未だ震ハ
 不しテ武備先聲ハ也と云ふハ如くハハ砲艦多々とて産死
 作り階と階ヲ入しテ入初ハハ如クハ如クハ如クハ如クハ
 香り是近海内武備の整なる功と雲毒の國內を翻ハハ如
 弊ハ何ぞか是と事今日上下の困窮多々ある所有事を以
 ても弊の大成多とリ後也是也断の如くハハ如
 所あり且又一曰因循苟且ニハ元定又機を延し我未断
 在也又紅毛り戦り南時ハ愛の又愛とて夫後毛の上と後
 此リ層子々載の遺憾のし事あり國將ハ危也今も
 必戦ニ交し假令其弊害を生ずればは國作りは

此は天に比へるに思ふ易く治め易かへし惣
 して英雄豪傑の争に土氣の震ふるに慨歎者凡そ
 宛角人心の動かし難き此は上部ハカリの
 面議軍事平穩ヲ詢ハ天下の危難を代所
 未功於心ト攻めを待して姑息倚安を
 未成ク用ぬ者して清平を欲し心身を
 又と甘く御せよ其好むに此は必勝ハ
 此は智者有るに在る言キ来ハ施し難
 天地神明ニ祈ふとゆふに未成人事
 神何先祇を下さずや故に今年より遠
 して必勝を制するハ有る心カ多ク
 又必せざる天下の執力も亦必征の
 又似たりと雖も世に断すに至りてハ
 也居るあり内御多も戦ハ同しと戦
 の多ク居るの大小有のしりて其功
 公載の后迄 神國の武備海外ハ輝
 興し永く萬國ヲ制服せよ又愉愉多
 年未老恐るしと如くハ敵もあはれ
 り制するは彼に制するはハハ我
 知れずと勝もさるも又我知れずと
 也苟も是う施すに至るハ其人ニ非
 上の徒論なり然るに今日此時に
 統馭せさせ給ふ所あり
 今上皇帝神武不殺の英徳備ハ
 二陳し如く如くも此ハ海内ハ社

又似たりと雖も世に断すに至りてハ
 也居るあり内御多も戦ハ同しと戦
 の多ク居るの大小有のしりて其功
 公載の后迄 神國の武備海外ハ輝
 興し永く萬國ヲ制服せよ又愉愉多
 年未老恐るしと如くハ敵もあはれ
 り制するは彼に制するはハハ我
 知れずと勝もさるも又我知れずと
 也苟も是う施すに至るハ其人ニ非
 上の徒論なり然るに今日此時に
 統馭せさせ給ふ所あり
 今上皇帝神武不殺の英徳備ハ
 二陳し如く如くも此ハ海内ハ社

天朝の尊奉し幕府を初國を領すハ 王事ヲ勤め侍臣ハ
其主命又遠征武ヲ請山兵を領し慮民も又其國を領
の法を以てし家業を力め農事をして重きリ助け侍
僕を以て必勝の策を以てん慮の御人ハ 聖明の神武
宏遠願望ハ 聖明の神武御手出衣敷御手出衣敷
ハハハハ

又久し年矣まよ已福成

わきさきよき海のそよあさくとむ

花岡の借ねくむ人とか教

是の世の安けりなハのねてき

角ハ花守りとまうんもの

たましまのたひりのとやち絶間なく

みつきの車一箇不世とのな

征寇説

凡事之成不出志之羊者自然之勢也故廟議不夫則成功集
矣觀近世倭寇之士往久立攘夷之説者僅海防耳何異固陋

斗然監上焉 神功皇后親征三韓 尙明天皇亦有遠征之
唐志而遣 暹于竹葉 其極也 神州之 皇風也後

世使佛疎神崇之藝事武事時清細才之同體自是
王室竟衰而兵權歸臣下 朝幕相劫學嚴二刑 天朝衰弱

追日益解體 至尊如寓公 仰將軍若君主 弊弊所為 終義系
亂柳營繼天下 政亂霜回 前狼後虎 相逐于少無時 到德川

氏全禍 昇平積年 恃三石 歲飽 嗟倫 安武 家後 驕國 倖漸 弱
是時外寇漸深 公武墨殺 而國備 為岷 或戰 或和 內秉 亦以

何以存 殺哉 今天欲 疆外 敢者 勸 勸 憤 志 奉 天朝 之意 切 一
定 承 聖 明 躬 親 帥 兵 神 門 三 十 萬 餘 口 庶 二 逸 民 耕 然

流諸死地上下同歸內
 且夫得二十歲之瓦以恭制夷以得四海萬國嚇伏殊方地
 天之所獲地之所載宜威樹風聲而後聖鑿邦域永世戒
 不忘教則有東海平無鯨鯢橫行之患焉今若不鈞而防
 寇乃帝復滿清之覆轍也不能征何以戰之至能戰何以衛之
 所謂攻者守之義也我進一先彼豈得不退一先矣殊不知
 欲攻我從衛之要在軍中難於奇計訪乘未出外復豈傷焉
 年已至征而不妨壞夷乃志之羊宜足于戰且禦寇之
 又久二至成仲秋十弓
 平 野 國 臣

制蠻確策

天洋賊欲奪他國也先精通商情備崇鑄和兼淹繫探內
 情絞膏血名則交易實見虛而致戰矣則為兵耳則復工虎射
 利漢貨價軍口費是蠻常同兵之通法也故教滿清國指徑數
 十年之久其本國無傷糧資之故也今清之寇寇橫商糧于
 盜債兵于賊國取害狀吁蓋不憶之邑焉從未急慢未出寸步
 唐陳帝致債夷使此致及衛北京滿州忽德三滅可得
 拙矣此是觀之難神州若無大斷尚難征寇營後前車復報亦
 不愚矣臣又外帝寇我神痛群大國人更怯益競不驅愈逼以
 扶插之忽散又聚辱帝無功惟能壞之者敵其最剛表逐之從
 道迨其戶外或杖或礮也此二三力台勢散席大股尾自走不
 敢近焉今日猶敢與理應同坐禦無功否可不帝征焉夫今字
 內若奉耶蘇我嬰清耳雖有帝祚世草之不相同地勢連陸風

相

外

氣和類於是乎。蓋重賄以發眼不異。若未通侯國同道之國則
 為得事而可也。今我竟敢獨為事。豈不異乎。攻清公國。亦亦
 我序也。清觀其形。不識不札。兩國相妨。可謂悖理。故即今以唯
 保。情內御如市。如不。因循。是之。不令。致。致。通。通。別。別。製
 破。船。日。美。坐。高。不。利。新。閩。存。州。航。上。海。船。香。港。或。出。西。洋。市。物
 足。良。控。地。理。保。破。船。履。情。案。機。道。使。于。清。謁。王。後。理。王。策。兩。國
 相。與。合。力。一。志。新。然。壞。夷。云。地。不。與。遂。係。洋。外。則。先。便。利。是。代
 保。代。交。也。繼。令。未。冠。帝。費。可。陪。幫。氣。可。轉。於。是。姑。抑。魯。是。征
 討。英。佛。心。營。和。蘭。足。兵。利。用。深。德。而。我。蹂。躪。魯。國。嚇。怒。是。夷
 巡。征。滿。球。紗。馭。萬。國。可。亮。則。亮。可。回。則。回。德。制。三。韓。兩。國。永
 親。兄。弟。是。從。未。通。侯。夷。盡。相。接。異。類。不。混。公。體。為。一。若。此
 而。害。則。遠。毀。備。不。宜。是。政。革。弊。復。正。我。也。戒。不。忘
 記。

神則常安全矣。

文久三年正月十四日

魁庵

聖更久聽我風聲。國體恆復成。國體恆復成。國體恆復成。

清國報。即今英京在出征。

上。致。心。也。如。是。身。在。於。切。切。之。人。

名。け。り。ハ。し。け。れ。鬼。の。し。大。草。

蓋志報

密航辱承東西

初下諸國各社。初下諸國各社。初下諸國各社。初下諸國各社。初下諸國各社。
 壬子讀新論。不有感。自耻。非。絕。嘆。烟。練。武。至。五。回。艦。泊。浦。野。港。
 又托江門內海。存中。復。復。甲。價。和。競。兵。存。為。市。矣。合。忠。使。使。使。
 理。興。林。大。字。頭。第。于。金。川。大。字。伏。諱。得。善。簡。報。善。為。廟。議。正。局。

策問諸侯公以上書相戰紛久困老殆惑始歸和信士氣復倍
焉雖時仕官在江府即始祀壽存諸侯難憑更練武伎勉練兵
書。

甲寅。公上書。綸根出平利完。且有文中。當皇國語。心中痛
歎。秋。歸國。

乙卯。春。練洋銃隊於黃金原。大樹台。慶。公亦臨之。薩出洋銃
隊千人許。自是。劍銃。流行。天下。時。有。韓。仕。遊。學。志。有。故。未。遂。
夏。成。役。嵩。陽。英。佛。使。艦。未。泊。十二。旗。布。韓。島。前。江。縱。逆。內。港。血
剛。鎮。著。幕。更。興。英。佛。使。艦。傷。于。西。臺。櫛。獲。權。床。上。蓋。臺。風。歎。此
神。國。之。禮。也。官。直。不。非。惟。恨。悲。憤。至。此。孔。甚。

冬。歸。國。漸。安。韓。仕。而。有。親。父母。及。妻。一。男。二。女。在。愛。情。難。忍。
族。亦。不。肯。備。豫。期。年。

丙辰。聖。武。家。故。實。善。登。樂。子。射。信。善。佑。甲。

冬。十二。月。望。西。存。聖。廟。謂。皆。善。出。家。心。少。生。別。有。新。賜。悲。抑。淚
數。里。三。日。食。減。有。異。此。祿。吾。可。離。國。漫。遊。東。西。已。十。餘。日。渴。營
神。祠。洗。武。藏。泉。雨。及。承。至。頻。促。歸。禱。相。伴。遂。復。善。家。社。疾。困。居
邦。族。以。人。辱。說。後。嫁。以。狂。病。韓。

丁巳。許。病。韓。仕。官。許。

夏。上。書。駕。前。整。居。君。說。不。究。知。鏡。流。行。

秋。八。秋。藩。臣。家。家。軍。儀。乃。御。射。故。更。韓。年。

戊午。春。初。徵。幕。府。元。老。以。繁。政。校。閱。老。亦。幼。令。林。大。學。預。代
上。次。震。懼。不。平。不。敢。入。朝。竟。使。國。老。地。田。借。中。守。朝。以。奏

任。星。美。乞。八。所。用。港。之。由。華。庫。境。亦。在。其。中。命。謝。公。師。奏。曰
不。可。以。故。命。備。中。守。且。欲。台。命。美。聞。諸。候。亦。心。痛。慮。若。惑。奪
諸。邦。府。神。備。州。眼。歸。此。時。在。及。田。家。異。同。勢。能。有。出。京。之
志。韓。歸。

舊司園白梓瞻陶家執職

台議廷弱八十雲客到即諫爭(行策)

夏深叙鏡隊中

公喂壘後又服壘服騎同壘鞞是有大射復興志飼馬類亦

初屨失鞞則月相得具術練騎射有過松原以善為師步騎類

射匡原大樹公蒙立紀州家之官為嗣拜征夷大將軍任園白

騎元欲立二橋公人多死老行好舉蒙深討豈

秋園老同部下總守朝驛跋奔砲下肩輿跨馬上閑坐可謂

暴常也逆天氣吐矢言淹留振暴翼皇女和宮迎大樹公廉

中不許以有先帝已約配栖川宮王子也老藩侍臣與野我

言奉具主之密意出京賄賂宮女乃在職之公卿以忌生年丙

午之陋請遂破至重鳳約商催下降黃察行計震襟不絕

故復不許也修內府公令勅氣詭羨藩京吏逐改歸國

青蓮宮宮二品法親王出入禁裡園遊看未大早

密飛驒水藩鶴飼果初誕蕃存及水門家其意非他外患切

迫聖慮不安故欽公武合解上下一致以謀神州安全

然今宗室何罪用之何避容之適充儲候公平議禱而立蕃家

長久之策以之并髦不奉後以老安藤對馬守矯台命以徵若

水府初善大樹公年僅十三亦園政務內外凡以元老并伴

掃印頭之的憶和藩有志屢舉發而憤死

九條敷下詔園東漏豫密辰起以笏于冠也詳職表近街尤

存公奉內覽

出用二岳親王於相國寺推有丕德蓋表回失可謂好也

今內府公廣飾遷諸八陣別莊

尤存公廣飾陶家復瞻

捕徒大吏侍及宗攝原土諸藩有志召下園東或所刑或所請或

放逐或永執居鴉翎島者

出京寓居于若州醫士松井家計回流中有志有為據事歸國
朝公用人姓名元高秋月遊學微行事師也存而遊志尚更
姑傳

墨使因承登于台城詣大樹公盟通侯約開港之有調仰羨
以為假勇証 鄭定

清水寺月照坊春未出入粟回陰宮及陽明家則後據密是以
幕廳將押解道吳難微行博父道押索跡至去馬國有密道者
更次入海無獲送者或承告即忽謀殺行遂至止坐喫月照一會
使舟下午午川宿南竺殿下今夜相識化三寶院化驗金車
不削前髮裝裝為實假表師第勇昭岳院雲外笑曰暗得古策
信事若今一途不得止也後掉流至若津陸行古保免船泊西

府

火嶼原港幸得順風征帆如射至薩米洋揚陸國更點換怪而
不容忌一向僧放軟復使船欲入阿久根逆風及廟至黑門船
不進竟旋里濱港行聊奉事史皆醉駭不嚴三宿而至凌兒
島倚有志居踏有豫陽明家台意政者廷廷受蕃者固不肯語
匿與薄士西鄉集將逐日州同船允險產瀆是十月望也月
傾西山光映艦濤風帆如子至三船冲月照西鄉相與推舟投
自海中滿船舉駭周章下帆餘勢未止復使過十回餘攔而湧
還二體泛船倚舷玩揚揮舟吐水岸暖暖自西鄉蘇生月照不
蘇莊南林禪寺歸度見府密矣三日滯留待命出港自大口
跌捕日照僕率與幕吏率遁市口入于魯國倚信及居夏姓名
草形卷微行浪花封年

已未甲春潛伏身師出湯明家密謁女房較信愛死不偏機事
以安給意

廳

同部總州在沙萬寺治中未獲獲師尾道歸以去下備中連島
矣三定氏皇愛高貴從陶朱公屢失利貨發疫於轉赤馬同黨
白石家越歲有病年臥

庚申二月藩士極氏來曰去冬在武水藩有志欲火攻夷船討
元老高松公而談諸藩有獨志不應令雖執持極上書
則書潛行福岡執公不收吹毛求疵於是却逼追搜復置白石
止已果多水藩志士公隱生討元老於櫻田郭內江上偵候無
敵對者攻兩敵亂迫刺與中銳費元在藩士奉首奇關全向者
至近即自祈感劫之罪可謂執也此口俄寒天感降雪武前不
并兩裝坊家逐事復露天下奇之德州霜天刑病腐死

夏將入幸國門是嚴送巡旅也鑽國不究故不果志始遊能
存善訊有志堂恢復東有度昭榮轉玉名郡安樂寺村同松村
氏微行福存密會同遊還任竹崎一區園自衣三件佳也

秋 公時欲出府說同藩臣督較不可余別有見又編上書即
傷生病搗索陪訓以石堅固每至款之說許清承公久白石領
主被密嚴命潛經同道辭迎東火匿松村也
私老公逝諡烈公

幸士高橋有將歸國相保化僕人伊集院會五六輩請至存上
一策同志拒之以國衛事非父也未遂奉懷刃歸火回送諸友
州漸深三輩極不久保有馬滑結徒夜
在松村家起年

辛酉春 正月出熊石觀大射術式撲石持弓箭騎馬長鳥帽
直垂力袴行信口呢石充存君子風韻催仰右之情為騎藝最
美觀極也藩士高藤慶政年頃中興此伎也年屆節全復故矣
久有火飾騎藩王教而相詳用火驅馳縱橫競走平漸極烈
揚塵台今堂風天下壯觀帶在既本客舍偶會同中同州父子

止言

相伴帰村家終初田談懐既宿町
今年草食改元文久

大體

天我 神州地緯之在也由縁八國土ノ大十度候ニモ非也
又ニ金銀財寶の多ク是も亦又四海万国日勝也平尊子
所致之也是也又ニ是も亦一塊の地球方隔る可
カラス也之似也ト是也或ハ赤道の直下又中りて暑
也トモ寒也又或ハ北極の側也此トモ暑也又是
以て自也南北分也南北也或ハ東西あり四方也此ハ四
隅ありて方位定也也 皇國ハ東方之位又常りて黄道
を斜り受付赤道全ノ高也又赤道も又是也何也此故
又盛暑も極也此故也又凌也又加也風春秋長短也
異也此寒也暖也推して四時具り生氣充滿可故也人云衆多
五穀豊饒あり是也又古来瑞穂の如あり人氣も又四時
の循環して偏あり也如く精得厚朴加氣又偏固也此

生氣始人壽か故不古まり長壽の人多し西域あり之を
 祿して東海不死國と云へりとも人ハ粒食者此ハ鳳膏
 玲澤にして緑髪青瞳有り彼の血をすりてを食む則骨
 胞墳又して紅毛旋縷葱眼ノ目此正テウガハし物多ク鼻
 と鼻て快のちまふ也 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 のしかさるハ君臣の道の正しく明かなる所有り是也
 太祖天降の御皇孫 寶祚天懷無窮と神勅し統政し如
 く皇孫の盛衰ハあれ民も一府も皇孫の手を神啓の詔
 意如くもさる今日臣等皆たり是を奉る 一朝 百王一世
 本も云々屢易世革命改日の民ハ今日之君とあり今日の
 君ハ昨日の奴と有り又ハ共和政事とて定まればもも
 久智と力とを以て輪率と歎の向き等此牙を對する也
 と強きか弱を制するを以て天理公平と唱道とも根元也

共和政事の國ハ君をもるハ敬お可き道也入しちありて其
 同士の復利勝手以て定し切山ハ忽ち位を也押奪お損成
 必暴風故無余孰其土の人氣以合おあはして天理と詢也
 とも畢竟人智を以て巧し出し如也ハ人理確乎と云へ
 き和漢以て在承天と云ふハ即日月星辰の懸照する所を
 凡そ之を以て在人のしかなる天文も今日仰事と云ふ所也
 聖也敬也北極ハ北以て動也風象也ハ分野以て羅列し
 て古今分布を以て如也風運轉して止む物也也也ハ 百
 王一世ハ北辰の其坐をハ以て古今一序也也也ハ公卿雲
 衆の各種有もハ八宥の列次を察する也也也ハ也ハ
 て之れを以て 皇國の道也也也也也也也也也也也也
 ち也也の共和政事詢也也の天ハ天主を奉る也也也の天
 此ハ元者其母也所也也也也也也也也也也也也也也也也

今に至る親服せぬ中長髪匪等と云ふ明末の供辱
 起りて騒動多々鎮まらぬ利民の美政果してや可ぬか
 あり出園鳳来の國主あり今猶か女の如し況んや西洋情行
 利々國諸のハ比考ふ以如きもや皇等をして
 皇國ハ神髓の道萬國以勝此を尊きを辨しむへま
 又久三年癸亥四月十九日獄中以禱
 草莽微臣 平野二郎大中臣右臣

正國系

目錄

國體上下

朝政

天斷

西傳

征寇

草莽

復正

贈正四位平野國臣長禊の始末概記

福園藩候中将公一贈後臣故老公ハ又久二年(壬寅)三月廿七
 日を以て江戸を親として奔駕せられたる此年正月十九日幕
 府老中安藤對馬守殿登城の跡次幕臣同平社左部公傳
 等の七士の要撃せられた櫻田の幕(萬延元年)三月
 十二日に相續き又々幕府起りて下始めに騷擾を北せんと
 すよの際にして中将公の奔駕に先ち藩の有志諸士の大
 に危うし右方拒留せられたしと可なり中将公は遂に三日
 を以て奔駕せられたり此より先國臣ハ薩州へ入り藩候
 の父長和泉公一思光公へ謁見し諒政ありと云ふ(又久元
 年)南吉(保)の回天管見策を呈し和泉公ハ大久保一
 藏(利藩)をして明年自から上京して計畫すべしと付
 暫時帰國して其期を俟つ可しと告ぐ依つて國臣ハ今年

二月大抵に抵り和泉君の上京を待ち合はせ又と早舟に
て先づ舟師に大り討幕の之策を獻す一長野寺商船若
國臣傳記に載す詔以異議(偏中)中將公ハ其四月十三日
播州大藏元に着せらる此時諸方の使士ハ京政に轉接し
在任の公御播紳方を勸説し西國諸候の通行を要し強て
入朝せしめんとし以てこが坂とし軍を擧げんとすよ
偏あれハ國臣は太和中將公の通行を危し藤原并平田高
平(永種)を同伴し板敷より播州大藏元に抵り中將公の
駕を迎ひ其旅館に就き定めての意欲せる所ありしに中將
公は其儀を密ちれ違ひ病と稱し駕を回し家老里田長門
公側後(保彦)を以て江戸へ赴き其状を具せしめ國臣ハ
國臣の罪を免りし駕の危送せしめて以て歸國に向ふ其
ハ七日馬関に至る此頃福岡に於て外國帆船前船を購求

し之を曰華丸と名づく之を回傍し候を與ふと聲まし國
臣を以て其艦に入りて監視せしめ更を依して國臣を捕
小國臣叱して曰物ハ候の命を害せば船を擡以無禮す
勿れと制し信に其監視を專へ従家として縛り就き福岡
舟木屋の艦獄へ渡送絶縁せらる此れ即ち云々ニ在り四
月十九日ありとす以上を前叙と凡僅又か監視の番人と
あり出郵せし其五日十日以後ハ船中ノ顛末記憶
見聞せる處を概記せん以先づ穿徹ハ三區に分り久横江
間堅江同平山ありあり外艦内艦あり四壁ハ五市南の柵
柵子を以て厚板を以て障壁とし東側の一艦へ國臣走
人走電の聲が板を敷たり中(偏)ハ盜賊四五名内ハ松
岡清兵衛なりとあり一對馬藩の事件に係り嫌疑せらる(西側)の
一艦ハ統て盜賊のしを竟たり獄舎に浴て監禁あり其時

人ハ側簡但リ人ニ上善とし正輕儻リ人ニ
下善とし其善人ハ微丁を徒以外體の鑑鏡を好し内體の
前に在りて其度の急事な湯沓等を監するを例とし常時の
上善ハ白水弘一政務都受候の教員橋本其善以
て下善ハ後文と長澤某(即阿部高直)左某(若元)左村
某(若元)と毎言に輪流を代りて後文傳之方て國臣ハ其
國臣ハ後文を呼て久留の情を述へ高直接する毎に種々
様この雜記をあるを例とし(其も國臣ハ其れ)一日國臣ハ
皇女昔々其の腹の腫ることを受ふ先年其師のあり
感せし時に皇嗣麻を食て忽ち命なり三九程入水
此よと告く依つて上善より其師(幸せし)子進の許され
たり國臣ハ(其師)御中在りて御接を以て其師を制し神
武必降禱又と征寇説。制其師三某善と偏接せるを

見たり又一日國臣ハ殿勤以上善に去りて日後御に存りて
日夜無事以若むのしなれば聊か時勢之端するあらんと
するも何れ見らるし加く其師の御中在りて其師を制し神
武必降禱又と征寇説。制其師三某善と偏接せるを
して三三枚の外出果し高直三枚の急事ハ減せらるし
も其のちり差あるハ昔皇女ハ入れ下されんことを
政府ハ頼むしとして御接を以て作りたる清敏書を差出
れ其又ハ左の如くあり

謹願

刑法廳下僕自繫於獄也月于此此暮雨松風之嘆而倚
軀命於獄卒之徒在苗言是耶非其所慚矣然一政府之儀
貴廳亦發之訟獄卒不致跪而皇最箇中之一章也傍情
貴廳告政府以許願願之一為減午食儻之皇無憾也其
添力加辨會後得印聖幸甚不宣。

看書

筆墨士

國臣丙科

元久三年八月十七日

刑法廳下

而れども遂に書冊と筆硯を獄中に入るゝと評されたり
 西臣八百の筆墨又昔の書冊に筆硯を乞ふと評され
 臣下等のお志意にて胡麻油に御成たり今ハ此の志意あり
 と評あるも後又昔の書冊に書冊の在る所を知り得たりし
 教を乞て西臣ハ書冊を呼び御成を命せり何人こ
 めく出来てかまきやとの詞に獄室を視れハ二行の高釈に
 黒々と天也の二字を揮書せるを掲げたり此れ即ち撰
 込紙を糊合し撰紙の外獄内ハ入るゝを許さば撰の胡麻を
 乞て志意を作り殊に額面のか縁りにハ子持節を乞たり

蓋

其精巧細密なる驚くは地たりものと撰の征敵後制書
 の如き漢文解の字句ハ撰の胡麻を贖申せりものと或曰
 國臣ハ教を乞たる蓋の油しりえすし一線の糸を符を乞
 るく掲げさせてハ之れハ教度也となく教度を掲げし信
 言并常一水を書き置る由物なりとの蓋は巻居たりを見たり
 或夜陰其ハ檻舎にあり夜雨蕭々たりし民符拂と撰紙の
 音を聞けり何そ尋らん其撰紙の音ハ獄中にありて國臣ハ
 訊ことと今もめを乞ひ撰紙を乞り今もハハ獄舎あり
 の日長との由を編にあり(國臣ハ撰紙を乞る事ハ國臣ハ
 撰紙の撰紙ハ先を乞ありや撰紙の肝心仕れりと言ふは
 臣の乞つて撰紙の撰紙あり聞ゆふしと撰紙の「一」の
 かしきと撰紙を乞る事ハ撰紙あり(撰紙あり)の撰紙を乞たり
 所るハ國臣ハ撰紙を乞りて撰紙を乞りとのことハ撰紙あり

其節の聞ふ所とありて彼の器ハ取替められたりと云はる後
又昔ハ向ひ昨日来りつづつ何し氣きり内役人撰りし先日の
儀言此の段段ハ取上げられたり同様の三石の儀とあり
つあひ言ふとありし事この書も其の(可偏な移)の概
動を以てたてたに笑しと傳又昔ハ如何に揃へてその氣の毒
ありと云ひし如く國臣の母都甲氏公ハ病弱の如く遂
に其二月十七日空しくありし事と傳中ハ同へられ西臣の食
せざるも三書三夜を俛して不食不飲心憂せし有
様は傳又昔も傳り共ハ汗咽を流したり右臣の傳り
向ひ國の爲け居たり觀衣の儀ハ母より着せしものなり
今ハ如何とありたりとて「雲雪」と傳有るもの三紙(形に
在偏の存)を以てせしと見たり却後ハ中將公ハ此年
四月廿九日を以て攝門右藏元より内膳着候せられ右臣

馬圖に於て捕らぬ福圖ハ傳勵し又如當て候の氣留を危し
に戸を親を拒し危せし有志流士ハ悉く流竄逃匿せられ
其後僅ハも一層警戒を嚴にせる所とされり然るに其八月
十日に於て宗師より内命の次第あり公武源胤の周旋
御依頼向相成の意趣を近親ニ傳家すりの傳達ありしを以
て先づ家老浦上後濃田人喜紀弟女を孫牧市内ハ其八月
四日を以て免命上京し中將公ハ其九月廿日福圖を免(傳師
立當りて其十月朔ハ江戸ハ老爲監年(文之と年受亥)正月十日
將傳家(家老公)初め上京あり中將公も相隨て江戸を
免し上京あり其二月十日に於て宗師中將公ハ老内社拜
禮類 天西頭戴せられし事共ハ僅夫ハ折に觸れ上京の
目を偷し其初め右臣ハ失しし右臣ハ右を揚げ「將傳上京
初命新朝御常見攝御堂(可偏戴)昔の儀ありし

徳
操

然して中將公は其日^卯に京師を先駕回して幕を福園
に着城せらる。此時京師に於て朝廷より長閑平野に御
の元来御心^起回^起の事^内へ^臣の^免す^入し^の内^所
をありたる^難難^事に^同けり^依て^遂に^臣と^臣ら^ん放^免出
獄の^旨を^同く^よま^させ^り。并^し其^日三月廿九日に於て^諸兵^大
又^(百)幕^幕幕^(八)中^將公^の内^命を^得け^し始^めて^玉臣^を柳^本彦
の^辭先^に見^出し^尋問^する^所あり^けり。桂^政孫^後取^を次
兵^衛ハ^出言^へ来^り斯^くと^先く^依つて^後より^上書^白取^取
一^と昔^に獄^に入り^し國^臣ハ^向ひ^今日^御上^{より}御^尋問^の次
第^{あり}出^獄ある^べし^と先^く國^臣度^も動^づる^をも^く思^は
れり^と云^ふかり^に衣^の中^にて^懸信^を握^り出^して^来る^たれ^ど
一時^同所^のり^いし^と辭^先より^歸獄^し其^際櫻^井松^岡清^兵
衛^を呼^び隔^壁あり^互に^泣か^し見^ると^得ん^不思^義なる^を

か^よ昨^夜獄^の鳴^けり^一の^聲い^て三^三の^聲い^て二^二あり^大
夫^大有^の卦^起り^大有^とい^たい^ゆす^を。唯^今御^尋問^の
あり^其日^一年^後りに^唯今^空地^御尋^問に^て呼^出され^た
る^に鳴^籠御^上の^に疑^もた^るも^多く^いし^様可^から^し親
や^事子^を接^て居^たる^の事^をい^は其^日其^の事^をわ^らし^開
合^く御^上の^為め^を思^ひた^る精^神に^出た^る事^の漸^と
御^上い^し令^りた^るか^し依^つて^自令^ハ昨^夜お^給荷^えか
は^先の^語く^日な^らい^た々^々令^りた^るを^出獄^する^を
い^し清^兵果^人お^れ獨^りと^キ様^りし^か屏^て其^翌日^放
免^出獄^の命^を下^けたり^國臣^ハ後^又昔^ハ向^ひ教^の監^監
の^方を^御し^出行^せり^後又^昔に^辭先^へ至^りし^に其^日
平^野家^の親^族と^見へ^鴨堂^を鉤^りて^門外^に迎^えを^見たり
此時^獄丁^ハ獄^内に^入り^國臣^ハ信^良と^御の^捨紙^類を^得

にてつらけし兩年に授け奉る御其書頼松山等八御の権威
 掛りて中か精なり。直に解免へりたり。一磁石圓所に
 おれ八世時徳の権威文編の内神必勝論の篇、君臣親
 り懐いしと出御歸家せし。此書後出奉の降し賜へしをせ
 野籠山に於て其國志を甲右三門正道但馬朝奉部竹
 河村の對面にて當て國臣を啓伏せし人、一馬つ明徳を中
 野子孫果より、帝室の行任へ給し今、帝室へ此あり印初高
 の故て撰奉ありしもの物り。其條の多八福圓の臨遠高へ
 授められしと程徳て國臣の言先都甲乙あり。勅下し
 今年野家へ秘藏せる物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 へし、又、徳の去也の初、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 慶長四年の同へ獲たりと云ふ物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 三年癸亥二月十九日、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物

世徳せられし、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 徒罪者、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 國臣は、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 以其書を、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 し、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 の、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 授りて、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 の、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 を、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 の、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 長、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 年、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物
 へ、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物、此物秘藏せし物

除會せし辨用なりさりしも其七月に多りて八京師の形勢
益に切迫するに隨ひ國臣は帝命を請けて上京し其家を出
出しハ七月十日に同夜ハ彼同志なる平尾山なる野村
望東^{望東}の山莊へ宿した事^事存^存を先辨し出立せり即ち國
臣の善翰と送別の曙れハ左の如くあり

一徳禪尼山堂

國臣

あつし

秋のせの立こるまのまこりおて山松かりあす
のあつせんよあももくさぬひしよしうけ後りぬ
もふ山さとみわたち勢おふよしホセみハ大野の寢
へもあつてそれよりさくみきたち侍らんと思はぬ
り侍りぬされハあすの夜はやとをたちてその心さ
とこそ一よかり何のし侍らんあれのうた

七月九日

然るも其ホ七日ハ何か事故ありて延引し翌ホ八日に
右臣ハ地行の旅を出しとす

海山おひそみし静と時を得て

さふに雲井もあつて登るまふ

と善殊し約の如く平尾山の山莊に據りては望東尼ハ
今宵をと待てとねとせつしつし

たすのつふく縁のあまのあめ

うれしさとこのれ物さあいかまれハ

ひとりのきぬまたねもいあくらん

馬臣ハいひ

うれしさとこのれ物さあいかまれハ

あまのきぬまたねもいあくらん

翌朝出きの唱紙

ありあけの月さるとよきつら

々々の旅歌にあのぬきつら

ありあけの月さるとよきつら

ひのらひのりもやうきまのあはれ

数ありぬ自りやま風とありてなよ

みひかりかくい雪ををちりん

おんそ国臣の最後の出國にして其後途の情況は前掲
の一二の唱紙にても其一斑と認めんは是れ也
月九日の着京して自述の國辭辭を厚禮院に獻じ此
時長尾忠景(通武)肥後高嶺武兵衛(寛政)等進言
おぼりて朝庭に於て國事懸を置き公卿士庶を分たれ
善く賢材を採せらるこの事と云ふ國臣も其八月より

朝廷より召れて厚禮院出仕を命せられたり此時の事
天皇陛下は極度の御陵を拜し後以春日山へ駐蹕して以
て親征を議せられんとすこの初と下され國臣も進
して大い其志を得んとせし中山侍從(忠光卿)は大に
に於て既に兵を擧ぐんとすの聞あり朝廷も臣を遣して鎮
靜し後小も國臣大に抵れは既に兵を交へ説諭を行は
れり歸來れ遊に長尾忠景所御門の警衛を解りぬ三條公光
七卿は防州へ下向し後々の要動起り八月十日の事あり
國臣も幸して幸師を脱し但馬へ入り晝は伏し夜は行きて防
州三河尻へ出て高兵隊の杜上涌先か向村信一和川傳
必等の有志士と共に澤師を奉し九月の夜を以て三河尻
を發し遂に生野銀山に於て新旗を翻すに是れ以下
の事蹟は國臣の傳記に存せり也

明治十四年六月

青柳 俊文 敬 衛

五臣手翰書と稿、其外待歌後遺

(此手翰の前半行ハ破裂して右の如シ) 不幸之内に幸

なす事可なり歎き存存候

一西御以南島齋居之よし面白し

一彼家へ罷出仕村岡親取位而少之不都合をから

取恙荒授様申上仕処大に申歎息には様様申上り

兼知流儀仕候

一匠と通追々被取申候

舊殿内 三條家

カ林 兼田三國 守寺親子

一高橋親子 牧 外之人

右柳川 富カ院雜字

三人 山存

栗田

伊多美 安之れ雅樂

山田

久我

春田 證明

東寺青侍

少人

近衛殿

村岡

生野地藏坊主

百宗

西恩寺

藤本

信光寺

高住

花山院

梅三

乘三衛八郎

山科大監物

江戸藤本林孝共衆

大橋 順藏

千尋末葉以郎

瓦の外ありてよし何き心近し江戸表へ返下し

一就中梅田元氣之よし而後人亦も理し常也之居

休のよし

一乘三樹し以外嘲弄同若し

一春凡一旦申譯れ之引取良也二度呼出にて江戸行

一土州 伊達 因州

石隠居

一太原師作

赤心思異新 望時不遊難

一旦如得罪 終便回京中

此外柳原朝臣 岩倉御尋有志

一陽明家舊司父子大道師のよし

天朝より何し成けりいぬしりし春の事

御船とありし太子社とありし春の事

一 手く同部ハ妙あり寺帯宗

一 藤木三り上便有之ありし姫路酒井

一 豊原の々々手珊に設け仰出良処五ヶ年延引之御申

申上良ありし知元外國へハ印鑑相渡良う不内慮

之処如何し設けぬ約難流しありし建院

一 三條殿ハ階別住居発任之有之ありし大と懐院

存云下無道の々と計り申ありし

一 停中殿北野同条のありし

一 和紙備中連島三宅定吉 此は布衣屋ノ申すし島

方ハ當時整居は使常之に引合て四方へは傳へ可成

同人七此條様内同及し高至ラ精志し志有し者有

追公有志し者相群し者申候ありし大急キニラ荒

忍抱謹充 佐大坂

西月十日(三書年) 宮山翁

而四人様

(一 藤原右門之藤丸門奈三侯高橋屋正知あり)

尚之防州船之今又亦出自竹丸に申す

益而揃内様嫌ぬと遊に申す思悦し二和家病氣は快

はあ心とありしは乃か居揃直上は色公吟味は申す

と申しゆく階居は申す何しハお集り生操扱は申す

と申す心配伺し候列氣毒に申す必し心後とて申

心痛と遊乃おとまハぬ飛出自テし不共理候に申す

つた例之長評は補められしつたぬる故石
の住に事とす

一先りや事と為持又節に傍船に全段の補は
出来おはし由は度ハ白石弟康作出禱に自名存
物に心せし高橋の秋の斗とある事と事と事と
介する事と高橋屋を以勝出して事と下て
はり南人三こと事と事と事と事と事と
事とかみ高橋やへは事と事と事と事と事と
節しる事と事と事と事と事と事と事と事と
作ふ事と事と事と事と事と事と事と事と
事と外おらさし事と事と事と事と事と

四月卯の三書言と事

吉郎在事と事

吉郎在事と事

思のれめはし事と事と事と事と事と

事と事と事と事と事と事と事と事と

難波はや阿し事と事と事と事と事と

事と事と事と事と事と事と事と事と

いあさ事と事と事と事と事と事と事と

事と事と事と事と事と事と事と事と

自馬関至一書後途中障れ一呼云り是関は使比日ハ
異船も不承先請禱ハ事と事と事と事と事と
事と事と事と事と事と事と事と事と事と
執力と事と事と事と事と事と事と事と事と
甲侯は國ノ風鏡と置ハ大砲ハ澤山にせし事と事と
益事と事と行他軍仕存し到る厳重と事と事と事と

必定勝軍之有しとて十日千満珠島ノ影し来
リ後後ハ絶テ不渡来よしと留米是近兵庫守衛ハ
初命ニテ豊前守衛ニ受持替ヒ仰付一突ハ水原
まさん為の采原（本所）近シ人数様止居申後砲臺
公出承信あり一五里ニハ並テ米藩、船引湯橋有之
其所ニ砲臺築立ノ管ナリ一田ノ浦ニ七長州ナリ一
地所借更砲臺築立之付水原も思之候所ナリ水原此
節ハ大分奮まさり市中在之ノ枕鐘多く引揚大砲
居申後且米穀初諸品且設下午觸達有之追々ハ下
お成信ありて至し白米一俵百五十文、内丸洲七五里と
迎ヒ元一ヶ所山出切ありし長洲ハ砲臺築立之お成信
申候且外臺場所れも築立し成就之お成信申候
一初便所山ノ所為し申すり比下関白石家ノ用

ハ所宿ノ管ニ而手常大混雜ニ以て長州道中ノ國ノ至
而御手厚取取之而御途中守衛ノ人数等出所ノ國人
教し有之たりよし筑前ナリ肥前まで御出有之者ノ
由王政福岡ハ伺出候一事至し福岡仕居候ニ付比元在
申上候福岡ハハ越不残以申候ニ下後
一真木和泉（本所）禁裡官人ノ内地ニお成信ありし元八年來之
王室ハ誠思ハ 唐威ノ故ありと云
一在初便ハ福岡ノ御親兵より数十人附添承信内長州
ハ又々数十人御供有之様孫九而百人余ハ御供執有之
との事あり旬ニ謹言
七月八日（本所） 平野二郎
都甲中仲方扱
先事師ハ長後ハ有之也 駈与諒儀

從三田尻一騎破上仕使益而恭然奉恐悅後二和協也
月亦言曰京師ヲ奔但州ハ霞下リ在処又々京町奉行
午不同心具外とも十人斗控索上仕在処今以爲おれ
候也の有之吉月亦りし夜出立山越瑞州ハ出立所ハ
下リ申使を驚而高所ハ下リ候後ハ父策も有之帝况
い通に申使以方ニ而ハ三條公初申脱走之七御方
追々お福且長門守殿も拜賜山越と傳云ふも命候
内用之御馬お信罷討家老僧同拜正清九清命
寺へも追々出立候仕候處申以方ニ都立も大脱五體
臣等不口し但州ハ嚴隔り戦兵も尋大和之應援天下
之大怪年々近し待候罷以申しは事ハ多端多難盡紙
筆申付近ニハ必す申耳大旨候ておに申し物々然候
却テ御聲も存候間暇を以て是迄申使承し付候心り添

具臣等行今日近近申使傳りし事ハ揚々候仕候ハ用
血之且親父か心配其月の不存意存候仕候に申し
親元ハ申使申下候東西奔走仕候候ハ此者あり申
職守以期候仕候

天朝ニ内為一命ヲ御上ハ因拜親候無受東下一
運強身候糸帶り執り拜親仕候仕候正公公行以
天下後世ニ鄙れ申候仕候此ハ申使下是近來我
不孝之罪ハ山ノ内免て申下候後候我ハ御
之守入申使を恐惶候仕候

十月朔日(亥三時交)

平野二郎

長尾

尊大人様

先皇は社建を望み天下に取替り立而に水鏡を成し何
に因循と成候事臣子に思ふ事にてハみしる事あり臣
ハ天下之公論也從之後世之私事歟り矣明は自六
親親而大孝顯き大道廢而有仁教のいせし
天朝之ヲ名儒之

神州有るを云ふ何れ其是中ヲ助ケさ
らんや今日之急務〇し神在鬼神と之ヲ辨ルル
ハ云々信之とて株鬼ノカ行ハスハ人ヤ愚人然
有る潜而豪傑之實切リ見給フハし不日二年之兵
執リ奉勤と天下之耳目驚シテ可入貴賤自能リ
同ラ成ヒ再リ洗フテ十五年ヲ待給ヘ西禽龍如勿レ知者僅
皇十月朔（壬午年）平野ニ御

身臣

奮取 卷カシ云

日孔 到 云

江上 業之 進 云

陽 吉 市 作 云

孫 此 小 云

森 安 平 亮

具外 榮 傑 也

今 有 志 者 一 まで や ち 此 云 云 とも

み 也 者 あり 世 とな 結 ば ぬ とも

若 免 さん 妻 ながら 中 也 や 神 守 也

大 王 とい へ ば 何 事 一 ち あり とも

い ば 云 々 守 へ 来 とも

附録

たちとく回言のえうはきりまうそ
 かつうらまのれはあはるらう
 世をおもふかひあはれにたさめ
 人の舌海とまうよてあはれ
 事あゆみやめみまかちかすそ
 為るうらけきねのうらさく
 事あはれあふすねをさすろはれ
 みりゆあやくゆけあふらけし
 なるくみんとせしえらつらよ
 事あはれとまうよけあはれ
 大層のゆけあはれとまうよ

のうらまのれはあはるらう
 世をおもふかひあはれにたさめ

看柳の陽春もたへてつらよ

白ふ都のたまふトあね

何れまで月を舟よさむぬぬ

庭の土をぬくもあね

時を得てふもあね

りつまでついでせよあね

ついでついでついでついで

乱人こそせよあね

ついでついでついでついで

とてもあねついでついで

大畠の柳をとりよあね

ついでついでついでついで

流川 柳をとりよあね

あまのたまふあねとあね

あまの流れのたまふあね

梅山柳のたまふあね

あまのたまふあねとあね

あまのたまふあねとあね

あまのたまふあねとあね
あまのたまふあねとあね
あまのたまふあねとあね

あまのたまふあねとあね

あまのたまふあねとあね

あまのたまふあねとあね
あまのたまふあねとあね
あまのたまふあねとあね

あまのたまふあねとあね

あまのたまふあねとあね

あまのたまふあねとあね

あまのたまふあねとあね

あまのたまふあねとあね

月夜の春の夜

あからんぬかまの命はひとのこ

ほろしんのちろがーかひ

まのちも死ぬるもあました鬼の

皇國のためにつくまはるは

三命の御中

乙の山嶽のあまの吹をう

あまのちをうへる風とあれ

君の世の春のめぐりーあまのこ

うまのちもくも花やあまの

あまのち見のめぐりしはら

ちろまのちをうへるあまの

あまのちをうへるあまの

都のひとやい

ひとやまの梅はさくらもあめ

さかひに春ををまふくちささ

ちてあれてをけるあつらとを

よの梅のわさる五言の四行

たまたまあつらすまふとのあふさくハ

もくせいののちや人なえらきん

秋葉の梅は花もひて入ていしよ

梅のさきをさへきにかるさうり

いとやのうちに春めまふり

かるせよまふあふりつあすう何の

あつらをつくかひなかまふし

晴れ曇りのすくたえさしつくること

国産和車標の結末

うふふぬ山北やまをまのーぬ

雲井あもりのふさ梅をあつら孫り

ホニリまのる月をらひませさし

辞也

慶応十年 東映西遊 成を任天 鏡魄湯が

まよやんあらしの夜もこちをあま

つづきをらまふらちうぬやハあ

あまのあまひあひこし一すちあ

そらせああともよしたやあ

龍領師の奇蹟所 羊世功名一夢中

他に養原彦四郎 刑餘執後密孤忠

校

殺

殉難士追弔御沙汰之儀并内申言二取旨

寛政元年乙丑七月廿七日

慶應元年乙丑七月廿七日 喜多岡常平

自宅於う候殺

同人等ハ有様御出陣被奉用御座用掛ハハ極機之職
後躍セリ、殊、文久三年八月十日京師變前、後薩
州肥後及本藩聯合ヲ以テ上京、ハ武之和合、長藩之
省免、係リ、自旋書方之陰、同人ハ京老黒田出陣
推シ其機密ニ参差、遂ニ藩主ハ内勅ヲ奉リテ、
ノ路次、長州小郡驛於テ筑長西藩主ノ會同アリ、
國家之大計ヲ恊謀セリトスルヤ、其陰、同人ハ京師
先登、先以山口表、使シ其會合之事ヲ密告、
將ニ其指圖ヲ果行セント欲セリ、然レ、世禁ハ

信濃定三 元治元年甲子七月十九日於三河大野陣下之

陣戰起、降ラ古本府ハ征長、軍旅ヲ食ハシ、信濃

同人儀ハ薄主、特告シ奉リ、即時京搦、出テ降

罪、在房者、西渡、古本府長、西渡、執馬

網傳ス、先報、後セハ、同人ハ爾後京搦

唐島ニ、小倉、長谷、松ノ後、如リ往復往復

奔走、遠ニ征長、解兵、五公、領内、大宰府

ナシ行々、捕ハ星行セリ、信濃、時勢ハ急變、位

差、瓜大、共景、得ハ、初王正義、瓜ノ一系、ヲ殺

擄、陪ヤレトス、葛藤、起、為、福、岡、宿、宿、宿

謝

元治元年甲子七月十九日於三河大野陣下之陣戰起、降ラ古本府ハ征長、軍旅ヲ食ハシ、信濃同人儀ハ薄主、特告シ奉リ、即時京搦、出テ降罪、在房者、西渡、古本府長、西渡、執馬網傳ス、先報、後セハ、同人ハ爾後京搦唐島ニ、小倉、長谷、松ノ後、如リ往復往復奔走、遠ニ征長、解兵、五公、領内、大宰府ナシ行々、捕ハ星行セリ、信濃、時勢ハ急變、位差、瓜大、共景、得ハ、初王正義、瓜ノ一系、ヲ殺擄、陪ヤレトス、葛藤、起、為、福、岡、宿、宿、宿

千頃獲、陪ラレトス、所トナシ、此時ニ方リ、白人儀ハ執政

馬田、播磨、大野、相撲、加藤、同、等、ヲ、替、接、シ、注、本、統

横、計、畫、ハ、ラ、以、ラ、薄、論、之、四、復、ヲ、策、リ、又、其、佐、幕、黨

派、一、系、ヘ、モ、復、シ、ラ、匡、調、セ、ハ、掩、テ、可、カ、ル、事、実、存、セ

シ、以、テ、薄、厚、ノ、任、ヲ、致、ス、以、テ、然、シ、ラ、黨、派、ノ、軋

輕、世、ハ、危、險、邊、ヲ、多、ク、又、復、シ、テ、自、己、ノ、利、慾、ヲ、理

ル、モ、如、ク、見、仰、サ、シ、深、更、睡、眠、セ、シ、乘、シ、而、作、シ、復、テ

先、曲、者、ヲ、為、シ、慘、殺、セ、ラ、レ、タ、リ、隨、而、同、人、者、誰、シ、

有、セ、シ、合、入、儀、列、四、名、ヲ、傳、ク、内、訴、セ、シ、次、第、モ、お、シ、石

邊、ハ、明、治、四、年、一、月、亦、白、台、ソ、ク、内、務、首、工、向、ケ、上、申、イ、タ

シ、置、置、存、疑、勘、之、類、事、ハ、其、際、御、照、問、被、付、事、ト、テ、

推、察、ノ、上、シ、自、之、シ、テ、要、ス、最、モ、德、川、將、軍、道、次、

由、征、長、之、軍、旅、食、ハ、シ、補、給、ヲ、爲、ス、夫、佐、幕、之、黨、派

大に執拗得へ、勤王黨派之行為ヲ摘臨せし、兩
 堂乳轉ノ極点ニ至留待ノ事段、政庁吏牧市内
 口時殺下リ(甲子三月廿四日)同夜又々殺害因中村園
 方リ脱獄ハナリ、タリ、
 又之、依幕ノ一派、ハ口ニ、
 老●給ニ、
 及し、
 此、
 此、
 此、
 此、
 此、

岡

習

三、
 大、
 天、
 此、
 行、
 八、
 仁、
 目、
 魂、
 由、

被下アレシ

以故四年七月

高華

內務大臣元

馬塲文英殿歷書

馬場文英履歷書

京都府下山城國愛宕郡二ノ瀬村郷士今江藤元衛門末子也幼名徳次郎文政四年己未六月廿五日ヲ以テ誕トス幼年ノ頃ヨリ世上ノ紀事奇談筆記スルヲ好ミ文政十年寅年七月二日京都近國震災ノ節初テ筆ヲ起シ十歳夫ヨリ以降近世ニ至ル迄^{年六十五}其都度々々奇事ヲ聞ク毎ニ接シ實地ニ馳セテ其確證ヲ索メタル書類公文私文貯蓄スルモノ凡五六萬部ノ多キニ至ル弘化二年^四歳黒田家用達馬場家相續黒田家ノ臣野貞貫ハ馬場ノ本家比喜多五三郎^{比喜多源二實父也}親戚也仍テ野村新貞貫後家望東尼文久元^{屋号大文字屋ト稱}親子内親王御方御東輿首途拜觀

ノ為併セテ都、風俗縱覽、為本國福岡ヨリ登京ス然ル
ニ海路始終逆風之為ニ遲着シテ不得拜觀夫ヨリ數日比
喜多家ニ滞留ス望東兼テ歌道ニ執心ナルヲ以テ近衛公
千種公ニ拜謁ノ手續を請索ス仍テ文英其手續ヲ索ノ兩
貴館ニ望東ヲ誘引シテ公ニ謁ヲ請フ近衛公ハ障リアル
ヲ以テ謁ヲ允サレ
ス有文朝臣望東自詠ノ和歌ヲ獻シテ大ニ賞鑒ヲ得ル或
ハ大内舞御覽節分ノ式鬪鷄節會等ニ誘引シテ禁廷ノ
御祭事ヲ拜觀セシム望東感拜喜悦無堪尚又文英愚著ヲ
以テ官武治華誌ノ書ヲ著ハシテ元來天幕ハ君臣タル
ノ名義ヲ説明シ或ハ過去戊午己未ノ際東西紛紜ノ混乱
及ヒ庚申彌生ノ動亂ニ至ル始末ヲ委詳シケレハ望東大
ニ感激シテ當今御英斷ノ難有ト幕府ノ橫政ナルヲ憤懣

シ我國ノ藩士等斯ル未曾有ノ樞機ニ接シナカラ辨別ナ
ク幕府アルヲ知テ天朝ノアルヲ知ラサルハ何ソヤア
ラ勿躰ナシアラ慙愧ヤト激淚慟哭慨歎ス是ヨリ尚又大
ニ慷慨心ヲ發起シテ歸國ノ後迎モ大内ノ御儀式等ヲ照
會シテ京都ノ情態ヲ問ヒ又ハ本藩ノ情實ヲ報知シタル
往復ノ消息敷通ニ及ヒ悉皆慷慨ノ文辭ナラナルナシ其
息今尚四十余通望東尼直書存ス其要文タルモノ
維新史料第百四十七号ヨリ百四十八号ニ至ル望東ノ
勵獎大ニ進蔓シ是ヨリ一藩勤王ノ志氣頗ル奮フ而シテ
後有志士カ文英ヲ訪問スル者多シ且ツ平野二郎國臣中
村圓太無二等モ望東尼ノ紹々ヲ經テ訪來ス筑紫衛早川
敬造以下來
ル者多シ
略之
元治元甲子年七月十九日京都未曾有ノ兵亂ニ際シ福岡

藩政ヨリ中村哲造京師凶變ノ轉未探索ノ為急使ヲ帶テ
上京シ文英ニ會シ此圃ノ變動始末ヲ疎略ナリ氏報文セ
ヨト請フ然レ氏火急ノ依頼ヲ受ケ甚々困難ヲ究ハト雖
モ年来渴望スル所ノ時節諸ニ至來セリト思慮ヲ決シ之
ヲ諾シタレ氏斯ル未曾有ノ大事件タル始末ヲ急速ニ編
述スル事容易ナラカレハ三日間、猶豫ヲ請ヒ天保年間
以降貯蓄シタル書類中ヨリ要文ヲ採萃シテ是ニ基ツキ
其胚胎ヲ起シ當今ノ事態ニ推遷シタル轉末ヲ免漏ニ筆
記シ僅カ三日間ニ成功ヲ遂ケ元治物語ト題シテ之ヲ藩
使中村哲造ニ授ク中村之ヲ携ヘテ歸國ス而ルニ此事件
ニ起リ竟ヒニ幕府ノ嫌疑ニ觸レ翌慶應元乙丑年五月ニ
至リ所司代廳ヨリ捕吏二人來リ尋問ノ件アルヲ以テ同

伴ニテ來ヨト文英ヲ拘引シテ七八日間所代邸ニ拘留シ
而シテ六角ノ囚獄ニ投ス尹吏砂川健次郎鞠問シテ曰ク
汝早クモ元治夢物語ノ書ヲ著ハシ以テ衆ヲ煽動シテ激
セシムルヤ何ヲ以テ引要シ 天幕ノ樞機ヲ窺管シタル
ヤ且ツ激徒共ノ實名化名ヲ具詳シタルヤト詰問嚴密ナ
リ或ハ輒言以テ論說ナスト雖モ文英其實ヲ吐露セス前
條ノ數件嘗テ我等ノ知ル所ナラス決シテ同名異人ノ誤
謬ナラン其確證御穿鑿コソアラマホレト答フ尹吏重テ
然ラハ平野二郎中村圓太等ノ激徒ニ懇結シ且彼等カ潛
匿ニ盡カシタル事明白ナリ是ヲ如奈ト云フ文英答テ曰
ク彼輩ハ素ヨリ我主藩ノ士タルヲ以テ舊懇厚シ故ニ自
顧ノ義務ヲ以テ憐情ヲ竭スノミ其余ノ事件ニ於テハ嘗

テ我等ノ知ラサル所ナリト答フ茲ニ於テ砂川曰ク然ラ
ハ此度穿鑿ヲ遂ケ追テ沙汰ニ及ハン其時争フ事莫シ夫
逆ノ所尚謹テ相待居レト退席ス其頃迄ハ幕威ニ怖レ誰
カ一人トシテ未マク方今ノ事情ヲ著述シタル者嘗テナ
カリレ故ニ文英カ擢著シタル元治物語ノ書ヲシテ日本
中興歴史ノ嚆矢トス我元語ノ書タルヤ日アラス麗疎ニ
シテ編纂ノ功ヲ成シタルハ誤謬アルモノ少ナシトセス
故ニ他ノ後著多クハ我元語ノ書ニ基ツキ誤謬ノ儘連々
傳文シタルモノト思ヒク我元書ノ誤謬ハ他ノ類書ニ讓
傳シ尚後世ヲ愆ツヲ恐レ此ニ理言スルモノナリ此時同
人ノ姓名畧之

拙撰元治物語ノ書何方ニテカ夢ノ一字ヲ加附シ以

テ元治夢物語ト表題ヲ附シテ馬場文英カ姓名ヲ表
ハシ中本全部五冊活字版ニ製造シタルヲ見レ而シ
テ御維新ノ際浪華ノ書林河内屋某ナル者亦此書數
千部翻刻シテ世ニ鬻ク其後又東京ニ於テモ數千部
翻刻シタル者アリ而シテ連々近世ノ事情ヲ著シタ
ル書類刻成ニ就中續國史略近世事情近世戰略編正
義人名像傳等ノ引要ニ用ユ其余尚多遂ニ元治夢物
語ノ書普ク天下ニ流布シ其書教部外國ニ涉リ日本
憂國志士ノ忠勇義膽操烈ナルヲ深ク感美シタル事
彼地ニ於テ翻譯シタル書復我日本ニ渡來セシモノ
ヲ見ル此事既ニ長崎縣下ノ人大講義西村高遠老モ
文英ニ語ラレシ

却説慶應二丙寅年二月ニ至ルモ幕府ニ於テ其確實トス
可キ證ヲ得カリシヤ稍放免ヲ得テ出獄ニ就タリ而シテ
御維新ノ際ニ至リ福岡藩ニ於テ曩キニ國事關係ノ志士
多人教禁錮セシメタルモノ今以テ其幽閉ヲ解カス刺ハ
不日仕置ニ所セラルルノ風聞アルヲ得ルヤ慨歎ニ不堪知
己樹下石見守ニ寄テ其解_免策ヲ請議ス石州之ヲ諾シ盡
カ以テ岩倉公第ニ參シ其旨上申シテ請願ス公即ケ御承
諾セラレ 朝旨ヲ以テ其藩家老矢野相模以下國事關係
ノ者悉皆解_免シ相模御用ノ儀有之速カニ上京セシメヨ
トノ命ヲ下ス藩主恐懼シテ命ヲ奉シ即ケ有志士ノ幽ヲ
解放シ相模ハ老衰ノ上多病ナルヲ以テ登京ヲ辭シテ忤
安太夫ヲ父ニ代ラシメ數百ノ勢兵ヲ引卒シテ翌戊辰正

月ニ至リ登京ニ就キ紫野大徳寺ニ入塔中十余ケ院借求
シ此ニ宿陣ヲ設ク其際ニ臨ミ帥宮御總督トシテ不日東
征御進發ノ聞ハアルヤ安太夫尚又文英ニ托シ東征附屬
加勢ノ盡カヲ請フ俸ヒ文英ハ有官ノ重臣粟津駿河守ト
同囚ノ懇誼厚キヲ以テ之ヲ諾シ駿州ニ寄テ福岡兵士カ
出軍ノ加勢ヲ懇願ス文英カ盡カ達シテ遂ニ御許容ヲ蒙
ルリ御進發加勢ヲ被命東國隨從大勝利ヲ得テ追テ御凱
文英ニ近世國事盡カノ賞譽トシテ玄米十八苞但一苞三
合三斗十八苞計算五石
九斗九升九合四勺也外ニ人口加増但一人口玄米五合
間月平均三百六十日トシテ三石
六斗惣計九斗五升九合也給セラレタルモ僅カ一
ケ年ヲ經スレテ明治四年廢藩ノ令下リシ時文英ハノ賞

給モ悉ク廢止ニ屬シ歎息無限其節掛リノ藩吏ニ寄り我
等ハノ賞給物ハ以來何方ヨリ被下置候哉ト質問致シ候
所以來ハ無論 朝廷ヨリ被下候間其心得セヨトアルヲ
以テ其旨京都府廳へ相伺候得共其後何タル御沙汰モ無
御座且ツ御維新之際御布告ニモ積年來國事ノ為幕府ノ
嫌疑ニ觸苦切ニ慘シタル者可申出夫々相應之御所分可
有之旨被仰出候ニ付其節ニモ其後ニモ亦被仰出候ヲ以
テ兩三度上申ナスト雖モ其後何タル御所分モ不拜ニ付
同年冬東京ニ來リ樹下茂國始名石カ宮内省中属拜任シ
テ岩倉公第内ニ在ルヲ以テ奉仕周旋ヲ依頼ナスト雖モ
此時岩倉公ハ御洋航ニテ不在ナリ茂國思慮ニ不能暫ク
仕人取締役加勢勤務罷在明治十年歸京致シ京都府廳へ

愚著豊國山遺跡考ノ書ヲ獻ス豊太閤秀吉公素性ヨリ一
世ノ功勞及ヒ慶長三年八
月薨去洛東阿彌陀ヶ峯ニ葬送ノ始未豊國大明神ト崇
ノ事蹟ヲ委詳シ古圖ヲ附シテニ百餘部ノ引書ヨリ探出
シタル書ナリ今尚豊國
神社ノ什品トス知事植村正直君深ク御賞鑒アリ
テ府下地誌課雇名ヲ以テ出仕ヲ命セラル之ヲ拜シ出勤
ス程ナク雇名廢止トナリ偶然タル際ニ臨ミ岩倉公御出
京桂御所御滞在ノ節維新前ノ記録募集且ツ其志望ノ者
御尋ニ付在京醫師畑柳平ハハ文英積年來貯蓄スル所ノ
記録ノ多キヲ知ルヲ以テ公ニ謁シテ文英ノ身上ヲ懇願
ス公之ヲ容ラルト雖モ御發病ニ罹リ俄ニ御東歸之催ニ
就カセラレ文英當地ニ偶然タレバ再東セシメヨ相應ノ
業ニモ盡カセント難有御懇命ヲ拜シ快々追跡再東ス而
ルニ公御東歸後倍々御重疾ニ屬シ終ニ薨去被為在愕然

タリ然ルニ樹下茂國モ亦罹病ニ就キ追々羸弱翌年八月
ニ至リ死去致シ豫テノ冀望悲蹉跎ニ属シ不幸慨歎ノ際
三條家ノ臣太田源二ハ知己タレハ大相國公御履歷編纂
ヲ請談ス仍テ太田又清岡公張君ニ議シテ竟ニ許諾ヲ得
年來ノ本懐諸ニ達シ明治十七年九月ヨリ勉勵連務罷在
候處豈圖ラシヤ同廿四年二月公薨去被為在尋テ編撰廢
局ニ属シ又無業ニ属シ候上同年八月ニ至リ三十一歳ノ
許秀次郎ナル者變死致シ不幸ニ不幸ヲ累シ途方ニ暮當
節娘舞ノ厄ムト相成后候將々死去致シ候忤ノ妻幼少ノ
者共四人ノ養育ニ差困シ當惑難澁罷在候何卒斯ル慘情
御憐察被為成下奉蒙御仁惠候ハ、一族共ニ至ル迄幸甚
不過之候恐惶謹言

七十五叟

馬場文英

明治二十八年九月

初稿

社説

首正の既以平七年の昔よりぬはのそく慶應元年同
 國歩の難の際に言と舊福岡藩の志士が避身有回
 進而翁を掛し千陸と凌り若禁國同或は天福寺の
 朝堂と宿へ或は法友寺の善相と敬じ或は埋島に
 寓し呻吟せし候所若況は當時の藩子と故老の
 口碑に傳り千載の人として暗に風を
 或舊職扶狗難中村のたか藤
 のこ氏へ贈位の朝命あり 聖恩優に 聖旨のたか
 志士の靈符をいぢりて風はすし茲に在候は明後日
 此より其靈符を載せし具事蹟の重なるものは長
 藩高杉藩の傳多し未弁せしは言し千載の奇蹟の
 我藩の志士はかく之を秘蔵して其伝を流し其行を

其餘即台の征兵の解兵とありし五御の西渡とありし
 陸奥両海道の運賃とありしとて王政指針の原
 たちさるるなりし 就中河野氏の如き昭緒の身はて
 成功の南州東行の両船とありし東行と平尾山の
 山荘に由へ其危難を轉ずるに罪を待政に得て孤島
 に流されし如き東行の秋氣と其困厄を指して馬
 関に由へし如き千坊萬恨悲美懐恨交々ありし
 聖を地て快と呼ぶものありし 幸い後徳の流
 産の濁炭に傍せし本社に遇りて鐘菜ありて重光
 きたりしとありし
 福岡新聞社
 明治五年二月十日

贈送四佐中村園方君之事蹟

君は福岡藩の士族中村兵助良英の弟三子にして天保六
 乙未年九月三日を以て那珂郡春吉村に生る父の兵助ハ
 左藩士族松尾孫一(今の猪三郎の祖父)の女を娶りし
 五子を生む長女秀子左豊田喜右衛門(今の六郎の
 父)へ嫁し長男南洲(後権次郎)用六(即ち権次郎
 軍中村無用)家と嗣く次女菊子は左宮本権八
 孫仕へ嫁す(二男即ち君なり) 南洲を恒次郎無司
 と申切いて其親戚根中治兵衛へ養はれ根中と名い
 へ後ち左藩命によりし諸君せらるしに及ひ後藩にて家
 を嗣き元治元年甲子(即ち御師に於て戦死す)君幼名を留保
 と呼ばし長じて園方と稱し無二木子(不言齋)と號す
 天保秀夜(英持)と氣節あり其量深沈にして其意先

屏色喜怒色に類ゆり父の年即風に経史に通したる
 鏡弓馬の衆執云を信へ文政天保の初藩の初筆となり
 陸て鏡に目付(大奥監察)に轉し屏は江戸長崎へ
 祇保し世に知らるる晩に徳島と稱す一石を鐘の
 して以て^{清書}生れ^{清書}岐疑^{清書}馬鹿^{清書}五月にして能く若徑を
 父母の味下の暗誦し多難多ても習ひ覺へり六七歳の
 比父岳即室田家徳を繕き藩の初宗三公の軍後と
 談詰す一君爲く之れを記憶し四百の年、征韓の
 役及た及先夏及の陣の如き如きとて説出さる^{清書}歴
 史に老るもの如く自のり後藤基次、栗山左膳、(保に
 室田の名臣)の事蹟を欣慕して己あり時人之れを
 とす(以上宮内竹藪翁のま話)一魁の兄弟八人にして
 長御室の西村藤即一竹父と号し竹藪の儒自に

就経史と常く君に能く一を聞てすと知子の才あり
 書と讀して^{清書}都実(サ)も多たらす^{清書}新
 頭角を顯し^{清書}善及春秋左氏傳又記漢書其代
 二十二^{清書}及^{清書}國^{清書}と^{清書}備^{清書}し^{清書}博^{清書}覽^{清書}元^{清書}元^{清書}元^{清書}
 多^{清書}左^{清書}今^{清書}治^{清書}興^{清書}衰^{清書}の^{清書}道^{清書}を^{清書}講^{清書}する^{清書}と^{清書}最^{清書}も^{清書}精
 明^{清書}也^{清書}知^{清書}者^{清書}を^{清書}有^{清書}地^{清書}の^{清書}門^{清書}に^{清書}鏡^{清書}術^{清書}を^{清書}高^{清書}田^{清書}の^{清書}家^{清書}に^{清書}學^{清書}ひ^{清書}技
 能^{清書}鏡^{清書}理^{清書}の^{清書}理^{清書}て^{清書}れ^{清書}あり^{清書}と^{清書}衆^{清書}之^{清書}を^{清書}其^{清書}真^{清書}實^{清書}を^{清書}元^{清書}の^{清書}所^{清書}業^{清書}
 永六年癸丑四月父の年即老病を以て逝き母相屋氏と
 相隨て没す一君ハ湯藥を其枕下に置め定む燠寒
 盡く、^{清書}多^{清書}く^{清書}其^{清書}鏡^{清書}の^{清書}年^{清書}致^{清書}さ^{清書}る^{清書}と^{清書}蓋^{清書}し^{清書}至^{清書}に^{清書}出^{清書}り^{清書}此^{清書}も
 先兄権以郎家を掃く藩の到來所奉行(物産言)と号し
 清書を以てれを著し極め財政困迫す一君も生れ
 館の訓導を神して傳り其家計を替へる兄弟

其餘暇を以て徳を御星の群童に授く一時喜を以て
お七十餘人の御子今の杉江殿御孫也
四郎等（此等）の御孫を以て
し知行乞一の院を信（此等）の御孫を以て
後以郎正殿一月形枕、舊取碩庵の清れまを、昔は高
山正之の為人を慕ひ以て王御親の道と仰し、先づい尊徳の
志を抱き、他日君の世憂國の志ハ昔は其難を嘗め
盡し、遂に自らを犠牲としたるの端ハ此時を以て
有田仙代（此等）の御孫也、安政六年己丑の四月に於て斯
然所居あり、年事録傳聖録、陽明洞部記、其の書も
増廣、君老村の家と脱然、中絶、事指、其書と家以
遺す、其云、
霸途危於林、顛覆羊也履、王道高如砥、穴元備

徳平、行跡淡如此、方向奇輕、我業前途遠、日暮
迷此荆、初是歲十九、阿爺阻幽明、追慕滿三歲、
哭位稍收聲、阿嬢又罹病、輒車不可停、往事雖
追悔、未盡及呻吟、咨々父与母、恐吾亦所生、
思孝一歎、好作國子歌、方今天下之患、俄四維與併
矣、王霸事可識、各國約從橫、聖明見機執、
大謀由父成、吾有第一節、歛學孫兵兵、暫詭
撞塵地、長頸爺懷我、不管人議、我逆施又倒
行、
中村 圓 左 無 二
安政六年五月廿日
此時君は其親族官平権八藩命を承て江戸へ遊學以
是行りて官平氏の學生と號稱す、東情科、金五兩と
具婦に（官平氏の夫人）に侍り以て其旅費に充て姓を

八幡堂

菅兵輔と交し兵要録、傳習録、陽明洞劄記等の
書を傳へ、密に京攝を指し赴ける。此時天下の形勢力を
概覽せし癸丑(嘉永六年)六月、菅兵輔の使節へ入りか
始めて相州御管に参り、彼我兩國の交好を固め、其翌
安政元年甲寅二月、西度武州神奈川に参り、下田の開港
を請ふ。翌年丙辰七月、西度平朝正、下田港に碇泊し
國書を奉じて進んで、江三條に詣り、將軍へ謁す。將軍
其通商互市を企望して止まらざるに、其翌丁巳(安政四年)
幕府は下田の開港を許し、其翌戊午(安政五年)正月、幕
府は關老を回藩中守として、高師元老朝正を藩に國家
の大執事を説き、開港の辭を可からざるを陳辯し、遂に
神奈川の假借約を盟訂す。夫下始めて、其事に當り
慶應院世の去雲の如く、京攝の事、後ひ置置、幕府の

矢作と批議して、格別、朝正院に其年八月を以て、豫美の
密詔を水戸迄下賜し、其事多し。幕府の植民せる所と
爲り、幕府同部、下田守大衆を率て、入京し、高師の所
司、西丹、花、櫻守の手執りと、傳り、漸く正統の志士を
錮し、悉く侍盡さんとす。其の如くして、君は事して、大
て其節制を視、高師の如く、高師の警衛、最も嚴にして、入
向からず。君は即ち、伏見、洋島屋へ歸し、其主、福平、は、從
弟、福前、の同連にして、爲め、高師、持さへ、流せるものあり。と
日、高師、いして、新氣、の、言、たるもの、なれ、ハ、藩の有志、は、亦、收
多、に、潜、居、して、は、高師、形、を、造、たる、を、最、も、公、明、り、し、即、ち
主、福平、の、言、に、向、へ、て、徑、り、く、幕府、の、有志、平野、以、野、殿
へ、し、高師、高師、家、へ、歸、られ、し、も、高師、幕府、の、追、押、嚴
敷、して、中、し、自、を、措、く、へ、ま、い、あら、れ、と、て、去、る、正月、十九、日、

藩と名乗りたる人の土を伴ひた後、下らん今年、八備後の連島
邊へ轉遷して一時舟を商人の者として時程を俟たりと
於是年、名も亦商人とあり、津島屋の年也となりて
屢々、宗師へし出火し、宗師に舊御家にして又得る所あり
しか、且年、六月の没回を轉し、津島屋を締して東海道
を獨行し、江戸へ赴きたりと、(是と名を親しく親及び流りし
を詠なり) 此時、宮本信ハ、江戸、湯島、安積、長崎
の孰にありしか、百を親知としてあり、本年、四月、中野区あり
國を出て、舟、後京、福の流流し、霞江、江戸あり、一時、八幡
平の、(皇寺) 水、(家) の、(慶、堂、寺) の、内、(階、内) した、(水、戸)
の、(志、士) と、(運、衛) し、(下) の、(為、め) に、(保、る) あり、人、と、す、の、(志、を)
先、たり、と、あり、舟、後、京、福、ハ、ある、舟、傳、と、得、て、下、行、る、(幕、臣)
梶、正、基、(其、年、の、旗、本) の、家、に、寓、し、其、子、息、に、(経、史) と

授るを以て、(食、院) と、あり、(は、は、は、子、家、藤、森、兼、外、記、
外記、(カ、林、業、を、即、林) と、呼、ぶ、(孝、時) の、(家、系) に、出、火、して、大、に
其、名、を、知、ら、る、又、た、彼、の、(太、橋、順、藏) の、(門、下) の、(高、第、子) たり、
以、て、(諸、君) の、(志、士) 兼、徒、と、親、出、し、(北、印) の、(尊、攘) の、(志、士) と、講、し
其、特、に、(志、士) 兼、徒、あり、ん、事、(斯、る) 所、し、(幕、府) の、(家、年)
に、年、為、す、(尊、攘) 正、義、の、(朝、臣) と、出、因、し、(彼、志、士) 兼、徒、
國、の、(志、士) と、(追、捕) し、(彼) の、(志、士) 兼、徒、(梅、田、雪、浪、(頼、鴨、
涯) の、(志、士) 兼、徒、(刑、場) の、(下) に、(命) と、(殺) し、(其、年) 三、月、廿、七、日、
の、事、あり、) (井、伊、大、老) の、(威、勢) 大、に、(恨) じ、(口) を、(追、ふ) して、(強、く) (彼、
志、士) 兼、徒、を、(拘、ら) れ、(其、等) の、(兼、徒) 人、民、同、に、(存) せ、(幕、府) の、(政、令) と、
論、して、(兼、徒) 兼、徒、の、(逆、世) に、(擬) へ、(北、條、定、利) の、(尊、攘) に、(比) へ、
前、す、(兼、徒) 兼、徒、と、(稱、集) して、(以、て) (其、等) 兼、徒、兼、徒、を、(連、坐) の、
苛、政、に、(被、り) (國家) 十、年、の、(大、刑) たる、(尊、攘) と、(説) を、(唱) して、(止) ま、り、

皇氣端六歳に三孝之度申(安政七年)三月ヲ櫻田の江
 雪となり井伊左老の意向を犠牲するに拘りて安藤
 岡老踏て政を執り左老の遺轍を皇守し其口故こと
 始時去るのしるらんを公武の統體に假り本に考す
 ありんとすし國執り蓋す即道徳の善諸侯の傍觀を
 へりまの口はありんと表に堅く中實徳ありては福開
 善而年の大討上は隱し所ありては徳を養ふ
 諸君と相合し善候へ道徳の善所ありては徳を養ふ
 常延と改え)四月廿日始に皇を以て奉養すし
 諸臣執事を後く以下の礼執りたるを以て奉養すし
 志士の氣續(徳)として表の徳を養ふ事ありては
 皇氣と善本(徳)ありては徳を養ふ事ありては徳を養ふ
 脚として征長の皇と解共し其分節と左老存ありては徳長の

皇氣端六歳に三孝之度申(安政七年)三月ヲ櫻田の江
 雪となり井伊左老の意向を犠牲するに拘りて安藤
 岡老踏て政を執り左老の遺轍を皇守し其口故こと
 始時去るのしるらんを公武の統體に假り本に考す
 ありんとすし國執り蓋す即道徳の善諸侯の傍觀を
 へりまの口はありんと表に堅く中實徳ありては福開
 善而年の大討上は隱し所ありては徳を養ふ
 諸君と相合し善候へ道徳の善所ありては徳を養ふ
 常延と改え)四月廿日始に皇を以て奉養すし
 諸臣執事を後く以下の礼執りたるを以て奉養すし
 志士の氣續(徳)として表の徳を養ふ事ありては
 皇氣と善本(徳)ありては徳を養ふ事ありては徳を養ふ
 脚として征長の皇と解共し其分節と左老存ありては徳長の

皇氣端六歳に三孝之度申(安政七年)三月ヲ櫻田の江
 雪となり井伊左老の意向を犠牲するに拘りて安藤
 岡老踏て政を執り左老の遺轍を皇守し其口故こと
 始時去るのしるらんを公武の統體に假り本に考す
 ありんとすし國執り蓋す即道徳の善諸侯の傍觀を
 へりまの口はありんと表に堅く中實徳ありては福開
 善而年の大討上は隱し所ありては徳を養ふ
 諸君と相合し善候へ道徳の善所ありては徳を養ふ
 常延と改え)四月廿日始に皇を以て奉養すし
 諸臣執事を後く以下の礼執りたるを以て奉養すし
 志士の氣續(徳)として表の徳を養ふ事ありては
 皇氣と善本(徳)ありては徳を養ふ事ありては徳を養ふ
 脚として征長の皇と解共し其分節と左老存ありては徳長の

の儘に倭の横河の多節に遣て事言全母の曉曉を敬
頂せり人々よの階中て今年の夏政の御常の御事を見て
詭計詭謀と申し小艦艇輕舟環りて過激輕毒の所待と
し之を容れざるのれが六に詳説を辨言するとの増強を
得強と名を辨の辨の辨を辨内辨辨せんとするに至れり
君候也とて之を幕政の撥字とて親し血涙潸然とて其
禮を遣し正切の具別致の正江上正之進(武要)江上正之第
と傳り慶島へ行りて候事ありとて一決正市作とて之
れに伴人とて一月九日伊能才右衛門(元久)其弟為の辨又敵
等八長尾川乾藏及平島(由順)とて君等主の
旅は夜と終へ依控書及旅券を初せしむるは伊能江上の
之六正切の國疆を越て薩州慶島へ赴き同八月五日
藩主元中將之福見し志す所を統して歸りし其九月

より多りと幕政府ハ之れを偵知して大に驚き幕の密事を
代藩へ洩し國禁を犯たりと嚴く咎め其親族松尾
五七(佳良)松尾の元家(五七)とて統年とて以て薩州に
奉還せしめ月九日伊能才右衛門(元久)其弟為の辨又敵
し藩の正切の國疆を越て薩州慶島へ赴き同八月五日
藩主元中將之福見し志す所を統して歸りし其九月
怖せず全く本藩の爲め皇國の爲め忠誠の三つを顯へて
疆を越たりと玩弄し毫も其罪に服せざりしとて幕府ハ
其此君が三年米國を脱出し新へ疆を越て薩州へ赴き
藩の事件を漏洩せしハ國法を犯したるものとし其親族
其君を以て君を慶島へ流刑す其宣旨云々
先
中村権太郎第
臣一左

其方ハ國禁を犯し去年夏米國を脱走し不審易

事件とありて人気が煽動さるるありき常秋掃きし
過激軽卒の奔為り多く邦人同氣相決り入稿に薩州
藩の殿取申回すも憚りなし無極言詭言を申きて
内外聞はしむ所ありし侍の多し此後又一層御付付し
御堂が南琉の島へ流罪同島へ於て空手書申付
候余此度謹慎可致候事

甲子月十四日

又此君の免権以即ハ君を刑罰可致の処却て加減せし
たりとの如く同いふし抑辱の内三君を減罪押て自
諸人の意接且つ御細と嚴するの藩命を秘し君命
従突として配所は難し復せられ配所に至るの途次
一待と賦しと敬意固のよめ附したり此待は曰く

見流千々三嶼

本手石言高

席是従風龍是雲恨君不及勤主厚一朝六海
生何計、庶莫殊魂復聖君
長嶽中にある四書周易を以て其島系なる二邦候
大即の好意によりて借讀するを得へ晝夜復念多く
誦讀誦誦せりと却て又三年を去る二月下方に於て序
主家以於て其先流龍院殿(高橋君)十し回の高橋
と信し工敷を行城難し難し難し難し難し難し難し
於て謹慎せらるる所とあり、則ち君の如く島の元十嶼に
呻吟せらるる恨も三箇年と云て月同いして此の日月の間に於て
天下の礼報ハ云々難し、
難し、此とあり、
初便として國東へ下向とあり、
行て三條師の跡の御師又初便として國東へ下向とあり、

藩主の東親
州大橋家内
藩とあり、
難し、

全所

十月五日 師と戰つ 兵部卿の詔 (十年三月) 備前守
佐伯高房を 備前守の位に叙せしむ 備前守の位に叙せしむ
高房は 備前守の位に叙せしむ 備前守の位に叙せしむ
高房は 備前守の位に叙せしむ 備前守の位に叙せしむ

備前守高房 備前守の位に叙せしむ 備前守の位に叙せしむ
備前守高房 備前守の位に叙せしむ 備前守の位に叙せしむ
備前守高房 備前守の位に叙せしむ 備前守の位に叙せしむ

鬼神もひらりかきめがしり

兵部卿 兵部卿の位に叙せしむ 兵部卿の位に叙せしむ
兵部卿 兵部卿の位に叙せしむ 兵部卿の位に叙せしむ
兵部卿 兵部卿の位に叙せしむ 兵部卿の位に叙せしむ

備前守高房 備前守の位に叙せしむ 備前守の位に叙せしむ
備前守高房 備前守の位に叙せしむ 備前守の位に叙せしむ
備前守高房 備前守の位に叙せしむ 備前守の位に叙せしむ

此等の事
宗時肥前守
の位に叙せしむ
の位に叙せしむ
の位に叙せしむ

全平 備前守高房の御船を襲撃し其方の境又た其船
船兵船と激戦し之を返けし其氣益々其船の威風凛々
澄然たる際みれ其月四日をもはて佛母の御船に復せられ
しては豫美の矢鞭を為しか朝延にたまた思威を精進す
侍の在り却の初書を下賜し候よし其三月三日を以て
将正親の公置御として監察使の任とし御親兵敵を以
と幸長長へ下向しは九州各藩に其豫美の現況を視察
せらんせし隆以て君か當之は之に候て志と四せし諸士の
内は此の御親兵のありを長を推して其豫美の現況を
具上あると以て御親の指して御親とす其豫美の現況を
御親人と共に御親の御親を為し其豫美の現況を
御親人と共に御親の御親を為し其豫美の現況を
御親人と共に御親の御親を為し其豫美の現況を

四十一

十月五日

以て長防へ向ふとす。是時將軍ハ即ちを奉し攘夷の大志
 を布し以て揚子江^{揚子江}を渡りて長江^{長江}を以て據りて外
 夷の侵入を許さず。是時將軍ハ即ちを奉し攘夷の大志
 大同初年^{大同初年}は、彼の世に於ては、陸軍の外は、海軍を以て
 主とし、海軍の用能は、朝鮮^{朝鮮}に在りて、其の用能は、
 風流ハ長等、我々の臨時を制し、強を以て、常の
 態勢を養せしめ、揚子江^{揚子江}を以て、立國の基、
 上海の在りて、朝鮮^{朝鮮}との風行り、
 のを以て、その海軍ありとの風行り、
 其の用能を以て、養する、
 の界を以て、
 其の用能を以て、
 其の用能を以て、
 其の用能を以て、

揚子江

用三抄の...
降石...
石...

長帝所由の警衛を解かんと信公昔の七師八防門の
向せらるることありしに
四口を在帝室の警衛に
馬園に解き置きて三戸を以て
九口を以て執事とありて
の備へて三戸を以て
謹而奉りて上臣等

聖上之御断と以而
御親征社仰出臣御事
王室中興之禎祥と
如禮と

玉體御帝被為遊
臣子之命不傳
臣子之命不傳

以寬大之心也江而御唯賢奉仰使

一御親征社仰出位如八兒南因循送下猿夷之件殊備
手後之在成位故

而大舉之由也此也十放奉侍臣

天皇而尊奉之為游崎陽瑞猿之在也為在度
在存良

一在野極後事放

天朝七院下之義之由也一在氣氣之在成位取守也此在
不加成任年而天下之公倫如何也此也奉良

毅慮之能之難測帝用不德一惡聲御施可被游
臣同急事此取用也為游臣戶萬之可也奉存上良

一甲初使 奉侍入甲下向也為五游臣事令多餘故三
臣而能生八二條之

初設社仰進位中已能位臣皇師之下也并處時

比見氣比正引之相成可申位侍哉

天皇恩院此比坐位六卿無元掛念
教恩恩中體社為游臣而可然奉存之臣余此也其不

望上京中一皇了而念也仰付了高百大臣奉先上使
遊于此第一京師之變事出本社之山萬久歎

敷物也此也之也奉侍存好討元誅而能臣段
踏人若所親比也之八不日自滅可致位向也頭也

比位看也此位比為年
教恩為三傳節王之親兵比引也平天下之柱石也其

以為游臣孫 而英斯之役也而奉祈位中直也其
比也奉侍者左京夫使刑御末之膳也故

三朝之系深く甲倚助也相成候執比也之也

先公中丞御三子圖之曰以拜領之為遊臣以弟也也
以之是非ノ攘夷一併於而ハ諸藩之料と相成不
申而ハ相商申回致レテ敬 用忠孝之善如何と幸
生先公は侯物也也之從下伏今九解仕後共
九悔一悔此尉と云高内後徳と云為遊 臣半ハ勝
利ヲ達五也也同敷萬一云命以て敗軍仕後共
天朝并申先祖様ハ為對即此作辱ニ無一萬ノ
一此殊禽肉失レ為遊 臣様也也復而八年來五内忠節
水泡同然而已多クハ此
而常家之災厄不遇之幸任仕後何云 剛正之而英
断萬死奉崇其臣又
侍從孫(世十慶登皇胤)申上京之儀全
御行幸御供奉之由為と承レ臣得[○]八最守其師

之撰撰一書のれし臣故當時正人引相成臣方即而
比忠節と奉存上臣忠代ハ成 而凡高 精神様
之御務大概前件申仕後高 御高 可被為在臣我ハ風
侯而坐臣得レ是以今更比差五等七ノ中内敷奉
存上侯四罪犯之月但是ノ容易仙奉申上之旨ニ奉
恐入臣得共忠憤之餘不能黙一何奉 悟世之罪姑
而仁然被成下臣孫仕而奉 願臣誠懺悔誠懺悔
首領者

中村 圖 之
無二也抄

此の原の真蹟ハ四波臨遠宗高の磁紙中 拾上付今有
四所氏の秘藏に傳了
是ハ神像母親長壽位向凡氣氣更也に昔に初便正親御人
隨從し馬國に勤し公回地ハ申回傳と云出張せし女御御

知カ任る中野時三門及部加吸入陸ゆの文（高橋せし
以被知代八君の文と交あるは）て其は福園表の事情を陣
君は福園領内に入るの事危論して其旨の有利なるを論
せしとあるは、初便ハ其九月四日、（高橋時三門）
領内星崎寄居へ入せり、と同時ハ、（高橋時三門）
事相中時ノ命と西條へ下され、是ハ正親ハ、（高橋時三門）
初帝として下向ありしに、石上郡久を以て急ハ帰來あり、
さ即折法ありし旨をたあ、（高橋時三門）
同もな、く馬園へ引込され、歸來の向する所とあり、（高橋時三門）
して三年、（高橋時三門）
城知中野時三門の諸軍へ接し、（高橋時三門）
得折、（高橋時三門）
公向、（高橋時三門）

豫母の職を赦し、（高橋時三門）
の為盡力ありしと、（高橋時三門）
と懐の至は、（高橋時三門）
其の帝主ハ、（高橋時三門）
ハ、（高橋時三門）
矢野梅後ハ、（高橋時三門）
園ハ、（高橋時三門）
早川、（高橋時三門）
と、（高橋時三門）
例文、（高橋時三門）
熾日、（高橋時三門）
玉解ハ、（高橋時三門）
説ニ、（高橋時三門）

防人くあつて所三年...

天子あをを考りてその執口は隨同族族千行不得懸
懐任如之隨當之同術隙を生し任勤者有之任系
其以まに承し長洲二公早、上京に和成三田尾御下向
之七御様御被職為致難之奉安
震襟被申候は其に兩坐候長門守殿先鋒被和
願候而白書之修殿御前之今日拜見仕任執氣
凛然一透背脊面しに勝たる所雄断城、奮大且地
一國御盡力之殺年し不始候し候得し七月翌年、以し
益威仰之至りては也、依而高兵隊徳智高杉
吾作と申候仁其、人見とめくりし千餘人引奉り、今

十日前後浪華成無年、疾取、疾午段筑和佃、田、候、左
候了、大和、天、城、但、甲、山、公、之、執、兵、操、之、衆、上、國、(五)出、し
北地之震兵、是、以、不、口、登、後、可、仕、助、

高根正也今未...

皇國一煩復之事、幸、手、申、可、百、也、任、既、之、差、山、之、執
御、前、被、申、候、事、之、候、而、先、日、承、奉、所、候、使、僧、良、竹、等、
御、前、被、申、候、事、之、候、而、先、日、承、奉、所、候、使、僧、良、竹、等、
所、以、之、候、事、之、候、而、先、日、承、奉、所、候、使、僧、良、竹、等、
力、仕、任、事、勿、論、然、以、至、事、之、限、り、矢、張、平、穩、之、様、様、
也、對、

朝、廷、之、氣、毒、上、高、音、而、有、志、中、付、り、也、而、也
天、朝、之、而、為、盡、力、仕、不、中、任、事、而、八、御、家、之、耻、辱、如何
之、事、也、内、外、候、奉、り、又、良、以、第、放、諸、君、御、賢、慮
如何、不、失、敬、今、日、之、事、候、而、者、不、免、無、疑、良、不、七、御、様

方深く在帝之依也不取志之緒をくを即掛念ひ
為在毎し中微備よあつたし毒而之は在若く雨案
て下食衣而三條様思召し而先即由庵老の内
而善言被成下盡力之程而親被許臣以即之
何卒一以若く中一紓由中食也取由庵老之坤之
公然以脱席し上内外には用被許多し公在頃今
臣子たるもの、帝也之阿し存存し若く儘之而若
比家之除事如何とし切由一高之信其即如何
些被は後とし一願を以へ食もの所往有は也乃數何
卒く一統而其勢の恐為
皇國平善伏而奉祀矣極庵老と之此節の以至
り食而七矢張之あつたし不被申食半八年米之迄不
し是程あり臣

殿鑑之雨暗拘り臣故諸君もも初得其意是久
御忠勤は食食の事要し奉存臣出也又二而天振公
不食申食つた悔 諸君もも其得其意是久而忠勤
以中食の事要し奉存臣出也又二而天振公
候ては悔 諸君もも其得其意是久而忠勤
り候ては悔 諸君もも其得其意是久而忠勤
ともし元来誠心甚記臣故其心を折即不可有疑食
何もし今口は猶豫去中食の失禮天下之公信猶懐
概又八國賊に相口可申候者も臣子之情ありまは
傍觀坐視するべきの時ありや
侍從様一世子慶發表(御上皇之食)人當し不可然之誠
中食部一也之善言(食)は食食也食食也
相庵老へ御善言而食食食食也食食也食食也

土門不らん言人し編信し信古同傳之人等は中
又以別國之諸有之遊し着到之様とあり由り共
陸了守長より先宛申自是也の先先上出守免
古對敵と出下て恐誠懼

九月廿九日(壬午年冬)

中村 氏左

無下

伊丹 信之助

馬場 市之助

早川 養之助

森 守平

尾崎 守之助

藤田 善之助

今井 作之助

月 取 抄

正徳 元年

又此書の別は越前守部の高上い密たる書簡はたの如
は此書侍の様勤もたの如と云ふこと

また是か三年由るに於て 往來せし二の書簡あり是の如
書簡の如きは未島又兵部一政人久後此即高野村

此作(結今の特別金指分候御子書)等と云ふ陰の班を
証するに足らんと云ふ之れを掲ぐ

昨日の推考しはお嘆き

斯くて至る所の世子公(書簡)は薩州肥後と云ふ書簡
向(公)の御書簡の御書簡等周旋の為の書簡
せんとし書簡の書簡を牙城に集の祖宗の御前に於て書簡の
御書簡を親論(神水)と申す 其九月至(白)又久(年冬)
と云て福部を免し長防と稱行せんとの旨あり

此の如し

港の入り見し警急事也仔細して暫待上陸したり是ハ春の
興ついと奇喜以敬急事の際を見て飛出せしむるはたたりと
敬急事昔ハ世抄命の追拂て松四五丁にて追付以儀の如く
御仰せられて平船に留る左節ハ如て表を覗し足下ハ如く
斯く事柄の甚あつたりしと慮及れ居たりは強りと云ハ
不守あり定方を取扱して此の事作かや行出百衣の持
り振へる事と云たり是等て表て此地者が危難を極
に成ハヤ日福同席ハ百衣にして致上へし又是ハ地者
走下衣の如方衣ハ所録也へし然れは元の百衣を矢ハ
たし傍のハカキ衣位に導て又徳の如へしと云たり同者元の
疑言に警急事たりと云へり此は元の親しく事後の所り是等
儀の事鬼ハ敬急の立派あり(元並年一云信之守也)
前抄の仔細へ着し既不可の儀に導たり既詳也

子獨行遊樂一巻
定名遊樂一巻
長尾の巻

音

東氏の位水衣との交際最も著しく是ハ前度御儀の程に
詳まるとしし詠歌ありたは獨り
類々なく聲を西舞に揚げて来し
鶴七竹籠に抱む春そこひ一さ
此侍日記舊丸に上等の侍を度々御新儀を度々御の事度山
らる御極に密書にして御方々御儀の極いさをも御書たは
又ハ所州に於て五師ハ隨從とて隨從を仰え守の中臣
御りて侍に御儀御儀せられしを情し連は長尾の巻
定を解り五師の最儀と記ひも長尾の巻を御儀して

既而ハ家ヲ得て後ハ從ふ道回シて來ルニ出立
手と四リ奉命ハ地場を過て柳本を過ぎ先ツ方まで
具敷と呼んで監見にたいむるの同役伍田頼朝（頼朝）の
名直す（頼朝）の口を聞て入（頼朝）仕仕後知（頼朝）て從ひ入（頼朝）錦守
はとまて後カして伍田具敷が指し馳して錦守の所を
指揮ハ具敷先ハ監見と鏡平（頼朝）と名を同（頼朝）
宿直す（頼朝）解書（頼朝）け入ておち後カして之れを聞（頼朝）しおほ
果敢（頼朝）て後カして伍田具敷が指し馳して錦守の所を
口申村を四々見と今夜おち足下の多難と扱入るため
果れよとてほけおちて仕去るを看（頼朝）し柳本前邊の擁
護之とあくとは高し後を出たりと後カして錦守の
御氣を奪（頼朝）られ之れと扱入るものしか（頼朝）後カして錦守
ももまておち後カして伍田具敷が指し馳して錦守の所を

頼朝の御氣を奪られ之れと扱入るものしか

みこ直後とて後カして伍田具敷が指し馳して錦守の所を
を更の御氣を奪られ之れと扱入るものしか
傳カたを看（頼朝）し山田守の御氣を奪られ之れと扱入るものしか
を看（頼朝）しおち後カして伍田具敷が指し馳して錦守の所を
宅前カ行七帯とて後カして伍田具敷が指し馳して錦守の所を
御氣を奪られ之れと扱入るものしか
川後（頼朝）の御氣を奪られ之れと扱入るものしか
既而ハ家ヲ得て後ハ從ふ道回シて來ルニ出立
手と四リ奉命ハ地場を過て柳本を過ぎ先ツ方まで
具敷と呼んで監見にたいむるの同役伍田頼朝（頼朝）の
名直す（頼朝）の口を聞て入（頼朝）仕仕後知（頼朝）て從ひ入（頼朝）錦守
はとまて後カして伍田具敷が指し馳して錦守の所を
指揮ハ具敷先ハ監見と鏡平（頼朝）と名を同（頼朝）
宿直す（頼朝）解書（頼朝）け入ておち後カして之れを聞（頼朝）しおほ
果敢（頼朝）て後カして伍田具敷が指し馳して錦守の所を
口申村を四々見と今夜おち足下の多難と扱入るため
果れよとてほけおちて仕去るを看（頼朝）し柳本前邊の擁
護之とあくとは高し後を出たりと後カして錦守の
御氣を奪（頼朝）られ之れと扱入るものしか（頼朝）後カして錦守
ももまておち後カして伍田具敷が指し馳して錦守の所を

おち後カして伍田具敷が指し馳して錦守の所を

頼朝の御氣を奪られ之れと扱入るものしか

去程に... 是等... 且夫... 及後... 及子... 夫... 馬... 因... 在... 和...

和家... 對州... 長州... 長州...

代... 時... 時... 役... 急...

長州... 長州...

疑... 疑... 疑...

保... 保... 保... 保... 保...

三輪杉之ゆりてありたりと神ハ不思の奇蹟を受て
御て見事の二行ハ先と見候に後を解きし押
此侍待向の追平八見の二行の可仕ありとの後を同
手執をも平引して暮敷追取せしと不及しとあ人
翌日し四月に於て見の二行ハ豹なく長山前見し
田地の新竹なる長州屋敷に於て高村氏に南隣せし以ハ
能く種め見事のためは隠伏の屋敷を準備したり見及
三行も亦種の前至ハ長山前見候し翌日梅田の村
夫も屋敷なる對面郷に入りたる日夜口山は梅
一引可屋(一)一高村の手執もはは里向梅田の事となく
西に事大見事の時とさるせりさる高村氏ハ若見候
の事と見候のためは一隠を能くしとさるは梅田
此御新候の可ハ見事の二行ハ侍候候と記したる

此の御命を續とし陽に追掃田系として陰に見事を使
後せんとす。侍時の居況ハ奇に計しと渡ハ一籠て見事
早川以上のよハ此の御命を侍候見事候に聚して侍候を
免し馬場ハ若白駒たり(四)百舌の音なり(馬場は
早川の知事)侍候馬場の聲まといと有る(一)此
見事の所在を物色しし翌日四代竹崎白衣二部
の尾に於て早て見事の類ハ遊遊す一衣は舊衣のし
たまを見てはく見事ハ侍候の遊掃者候と見候りしや
と云ふ侍候取中村見安心ははれ侍候は遊掃者あり
して足下の保護せんか為の来れりゆす御さし匂れと
見候とて云くえ末侍候向の振守るハ侍候と云ふ力も
侍候の守らざるを云て侍候一侍候百と御て盡すあちと
すい他事なり候を御して侍候の行末に御しし我か

善化

己齋杉之舟(五神港邊) 南竹市(一書)

厚善

徳田厚人(肥後) 長谷川勉之進(誠友)

渡邊新太郎

菊池明七

山片十三元

軍監 櫻井恒平(長) 十國融藏(長)

岸候

河吹因光(五回遊気主者) 後藤隆藏(三書)

宮中平高郎

田部三郎

河邊又三郎(五回遊氣)

紅原亮五郎

武田三郎(一書)

藤村義之進(一書)

大友隆仲

藤原之藏

片山高

馬場隊長

宮徳尚新隊長

相山保藏(五書)

昭部哲三郎

真木外記(一書)

副七郎 勝凡

新隊長

新隊長

佐友新在門

佐三木定之郎

八幡隊長

副三井 茂之介

右光能三郎

大砲 石名館

名川三郎

細川左馬之助

阿曾良三郎

町尾昌久

土田島七郎

七高階之位

星若治部少中(五) 楠平之亮(五) 南郡典史(五)

伊及甲之仲(五) 利岡玄兵衛(五) 楠岡部(五)

鬼谷 嘆南陸州 水谷左門山 阿部忠一山

安達 舜山 那波後平山 皇田四郎山

尾崎 幸三山 中平三之仲山 安藤 三之仲山

清水源五郎山 浦中 玄之仲山 五井 世光山

柳 井 徳之助山 北野 守之助山 南 竹田山

青木 繁之助山 野 逸之助山 岩若 後九郎山

河邊 玄之助山 相 立之助山 三輪 杉之助山

伍原 右之助山 岡 角之助山 小比 之助山

飯 永 之助山 村 正 信之助山 小 山 之助山

中宿五郎 寺田初左衛門 小宮元延五郎

若正之亮 吉野房五郎 黒井直江

古加良寛治 八坂五郎 津田 俊之助

徳島 繁藏 徳田年人 北後 上田 宗大 兒

長元川 鉄之進 伊吹 周光 平乃 為左衛門

二丸 比部 田 後 中 田 律 比 部 吉 兵衛 小 崎 友 之 進

澤田 豊成 澤田 震 大 新 吉 兵衛

名入 重木 久 俊 前 記 の 軍 列 と 共 に 舟 夜 の 船 三 百 餘 艘 以 上

激 河 と 海 へ 山 崎 前 以 上 陸 上 皇 天 王 山 崎 寺 の 寺 へ

海 へ 舟 乗 重 木 氏 の 陣 中 御 馳 走 行 為 の 跡 皇 天 王 山 崎 寺

三月 廿七日 寺 忠 (寺 島 基 三 郎) 野 唯 葉 (即 ち 名 多 子) 等

在 清 水 八 老 徳 二 夜 三 日 御 祈 禱 加 勢 公 渡 邊 新 御

岸十二元隆川故之(香川故之の事あり)と先記す
す同平分即唯光明寺精舎傳多三行く

具三寺の父長傳先鋒 本林宛太郎(未島の兵部政之)中村
九郎寺ハ遊藝隊を率て重り直に直入て岨岨の天啓

寺ハ陣す一表は久後百末五六江九市寺島忠之郎天啓
岡山ハ憐憫人老難し神れを流し湯舟して哀れ院
を作り丸ハ寺ハ傳を伝成れ書り國免 祐を後(寺幕

府の花毎寄たり)之を朝廷へ上す又累に
傳等健人と惟ふい天下の福受目睫に宿れり此時に

常り大英館を以て廣懲の思を擧け掛伐の威を
在面はす人ハ三千年末序内に存せしる神州ハ將に祝

賀在社ノ威に陸沈せんよと奉饒ののけて賜すかかし
善書臣等固より蟻のし蟻のし蟻とし今年此命をあら

忌憚りと憚りや在清水ハ憐初はる血性を擧げ敢て

奏責す所んのものハ也あしまの時報り己を傳得
は多し何そや外夷力あありしより米海内異言ハ物

聖天子日夜 教念を憚し遂に断也攘夷の初を奈
せらるる而して幕府朝命を奉せし諸侯ハ皆らす

壇の修約を締結し隣交を得せし百未腰凡吹信
福前路起(天地始人とあめい晦塞時執り此の如し

教念何時にか安んずるを得んや此の億此蒼世の
悲憤慷慨戦す所なり故に成平初使東下し攘夷

を促し將軍ハ朝攘夷期限の領先あり尋て此所
在信以の行幸し遂に伊那右衛門往拜其の大鏡念

煥然す四方風を初とて狂奔敵軍の志を斷死力
を教す人と欲し此の復得ふ此れ千載の一時あり何そ

同り入付下撥乱三條御
宗系の事最事お
天子御勅と蒙らんとは蓋し後倭欺罔の臣子天誅を
難敷し帝環の 聖新を造り若臣倫安百年の
大患を醸みす一臣等常の之を念ひまて置て家内
の爲めの流涕長大息せす人はあちよるあり而して
内には王座を輔翼し外に腕膚を勤絶しは家
國を管轄の上は境の血境せざる所のこのハ即ち
三條以下六御の如きハ今や邊取僻遠の地に流
散し澤御は孰ん依て脱走し錦州現御は病没
し五御御勅の志西三懸しむ可きのし依て頼るハ
危怒を御聞きし危疑を釋かして澤御等並に事
業の御勅を受した事と置置し大討と事
書しては臣等今百年般石臺礎を立てんことを

草莽の臣等

後志左郎 小栗宗孝

大はれ一

松野三平 小栗新助

牛師若三郎 在カ右左

野一 咄人

寺島安三郎

中村九郎

足等川城を削たる哀訴ハ之を聞て國臣の心を御
のしか若命存ハ征討の御と主張せ長壽六れは哀懇に
託し御を登て近畿に遷了此れ御進を御事多し
御を退く可しと事書置置日也の流涕入に付代せんと

附林 完太 小栗宗孝

すゝの向あり 嵯峨に滞陣せし末島中村の清隊ハ之を復
知し彼の来りも待たず一寧ろ我より直殿をまへんと意
氣益々激揚し今にも閣下へ直軍せんやとの執あり
其ハ公敵と共其兵逼敵を戒の兵を清世ふな三條公清師
の着ぬを以て後には其百軍を若十軍と鄭重のよみ
ハしと此等心領撫せしと又其前鋒陣を以て此等ハ
其後撫を蓋せりと其ハ日勢勢のたてたれのみ土此
常は清ハ公敵の向清隊佐原高節一藤四郎(等)と
山崎清光等の陣を以て其ハ公敵兵ハ後くは嵯峨の表軍の
兵隊を信多山に引上りて行邪討撃の敵と天下の備
又た一言ハ表討撃敵を表し別其人を定め素行討
撃の表として表討撃敵を事とするし此ハ公敵兵ハ表軍の
到陣兵を以て信多山へ移るし其ハ公敵兵ハ表軍の

新に軍を定し

府兵師守衛の衆と經の糧をへし其ハ其経兵の時ハハ
世子公の大軍ハ之を以て高節を以て而して正堂に長防前
の兵を控へ勝敗は正堂の決まらしむれ萬全の備ありと
備す一表ハ公敵兵と共其陣此等の軍隊の大佐を以て
深く高節の軽陣を以て後撫の蓋りの番ありハ其ハ公敵兵ハ
馳せて嵯峨の天龍寺の陣を以て其ハ公敵兵ハ表軍の
院に引せよ公敵兵の上より其ハ公敵兵ハ表軍の
口を極めて強攻すし其ハ公敵兵ハ表軍の
人此軍何ぞ我軍の軍兵を知らんや其ハ公敵兵ハ表軍の
隊を存すしはてせよ公敵兵の先遣軍を以て正堂等ハ公敵
軍の表に出せ先を氣せられしにあらざるや若し後い言を以し
彼を以て今く又備を以て其ハ公敵兵ハ表軍の
て表の敵を以て其ハ公敵兵ハ表軍の

すこの海あり 岨岨に滞陣せし 未島中村の清隊ハ之を復
知し何の事をも待たず 寧ろ物より 直撃せよと意
氣益々激揚し 今にも 何下へ 直撃せんぞとの執あり
其ハムと 其の兵區數を戒め 是等世より 三條公諸卿
の善教を 聴いては 其の 善教を 善く 守り 鄭重に 守り
はしと 其の 善教を 善く 守り 鄭重に 守り
其後 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
常以 信り 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
山崎の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
兵隊を 信り 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
又三言の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
陣の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
到る 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと

府京師守備の象と経の理をへし 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと

世子公の大軍ハ 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
の兵を 信り 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
海に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
深く 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
駛せて 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
従く 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
口を 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
人此 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
陣を 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
善の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
彼を 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと
て 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと 其の 陣に 入り せりと

三條公孝の備前行を留め又其老臣情れは去郎も使
 命を奉てあつた後くも長者八幡前公を執り備前へ
 轉坐を迫めて勤めさせし此時會ひ北朝馬関より
 至る武系兩軍の軍艦十餘隻又馬関前姫島沖に
 在りて守り馬関を平就せんとすと長條戒嚴
 遠近騒然たりと傳ふハ長條敵を上國に傳へ外
 敵其後に遙山を急ぎ存亡の秋に懸る此の國
 難を初す守り代ひ初るハ孰かあらずと謂此年前行
 を遂し其意を毛利以て通し遂に山に登り
 同へ籠せしむるも其之れに阻み自より外艦ハ
 馬関に進み前田は巨軍を撃つ其の兵隊勇力を節
 する拒戦難きに至りてこそあらず敵艦強執り難
 烈にして疊々碎りて散りと崩る明日敵兵陸上より馬関

此の年
 毛利を
 抑へし

先戦すと傳ふ此報を自後ひ自り馬関へ去るといふも
 毛利の家を止むるに止むるに世の公兵を率てカ都へ陣すこ
 惟りハ其方の老將を遣へて戦を討てしめしむる事
 名に此報をわくやその老將は馬関を以て其せんは馬関
 餘艦大なる多し其の事しむる事其の事しむる事しむる事
 上略し又途中三ヶ所林田を以て其の海軍を圍り
 長條意見を遂に行はれず其は長條意公の例に遂に
 して馬関前公を執り備前候又は新州信の事
 初を遂に遂に遂に遂に遂に遂に遂に遂に遂に遂に遂に
 殊に其意を遂に遂に遂に遂に遂に遂に遂に遂に遂に
 事りて備前を遂に遂に遂に遂に遂に遂に遂に遂に遂に
 備ひ其意を遂に遂に遂に遂に遂に遂に遂に遂に遂に
 命を頒先し尾張前大納言を以て送符と爲し時以

長藩の罪をいへん事一此時長藩には一は荒惚は主帥
の讒を野一両堂に宛れり一長藩は然り而して主帥
の志を以て修る善い備置りしては事と畫り又事と
公ハ新し長藩の疑難を帝親するに思ひ流りす事
の罪をいれ給めて長藩の帝に告げられんとし
軍行の志を止められ長藩の帝に告げられんとし
公の左にありて軍せの力を盡し主帥の志を後け
たりと長藩の荒惚は主帥の讒を以て長藩の志を
順川の叛者は主帥の讒を以て長藩の志を後け
に國を亂し長藩の帝に告げられんとし長藩の志を
長藩の好業に出しては事と畫り又事と畫り又事と
宗藩の好業に出しては事と畫り又事と畫り又事と
は戦いあり一平三藩の兵の帝に告げられんとし

長藩の罪をいへん事一此時長藩には一は荒惚は主帥
の讒を野一両堂に宛れり一長藩は然り而して主帥
の志を以て修る善い備置りしては事と畫り又事と
公ハ新し長藩の疑難を帝親するに思ひ流りす事
の罪をいれ給めて長藩の帝に告げられんとし
軍行の志を止められ長藩の帝に告げられんとし
公の左にありて軍せの力を盡し主帥の志を後け
たりと長藩の荒惚は主帥の讒を以て長藩の志を
順川の叛者は主帥の讒を以て長藩の志を後け
に國を亂し長藩の帝に告げられんとし長藩の志を
長藩の好業に出しては事と畫り又事と畫り又事と
宗藩の好業に出しては事と畫り又事と畫り又事と
は戦いあり一平三藩の兵の帝に告げられんとし

高杉の退
高杉の退

高杉ハ山に降りて... 又た是の... 本外紀... 京師の報... 下坂の... 只達... の途... の軍... も知... の中... 長... の... 長...

此れ高杉の目下の危難を脱し九州... 主... 歸... 客... 之... 島... 高杉ハ... 後... 欽... ち... の...

(軍行漫稿)

燈火の影ほそく見る午時かき

長八馬園にあり彼の細江町なる長府屋を無事に入投して竹
嵩前より白石高部とも懐念し高杉の隠れ所を直告に
海前へ航海の準備をせよとせしむると其の果を証せしと
白石より名へ賜ふ所ありしに

林田野七郎 名高部 未だ信意淡に望む所ありて
口隊元正の脱出に先に出陣する長府屋を無事に入投し
て出づ以下と無名氏お待申し

千九つし花子(甲子十月) 長府屋を無事に入投し

野崎人 白石正一郎

(一) 文林田野七郎と名高部 未だ信意淡に望む所ありて
無名氏と高杉氏ノ事(甲子十月)

高杉氏十月十日の頃山を脱し馬園竹嵩より白石正一郎
の家へ来り脱しと名高部 未だ信意淡に望む所あり

十月五日 鶴城脱走 十月十日 竹嵩より 高杉氏
家

長八馬園にあり彼の細江町なる長府屋を無事に入投して竹
嵩前より白石高部とも懐念し高杉の隠れ所を直告に
海前へ航海の準備をせよとせしむると其の果を証せしと
白石より名へ賜ふ所ありしに

十月五日 乘船 長府屋 脱走 同行 野崎人 大庭傳七
一順逆 一高部 竹嵩 天理 今備 竹嵩 東洋 長
風 盛 大馬 年 未 血 誠 中 悦 儀 起 内 肉 欲 和 争 一
夜 天 花 墮 依 儀 如 列 火 依 儀 如 大 分 大 分 行 持 及

夜天花墮 依儀如列火 依儀如大分 大分 行持及

及我、断絶脱輟因、潛伏山岳舟、幸有二王在、俟其
去先州、君不見、楠公復鳳華、更有高伐及、取不
見南定衰、亂回、生、又文、山、順、節、當、行、尋、中
身、大、又、為、之、豈、足、志、也、

如中次野哨人談

遊君千軍獨陪隨、正是微軀老急時、履屐聲

神仗丈志、作、取、為、儀、何、差、

風帆滿腹似鳥鵬、狂走直將至福岡、玄海大洋

行、欲、辭、好、浪、猶、向、看、見、幸、福、

島村宮内上陸之時、父上親所、對州に屋をよむ、藏屋

仰平に接して、その事を授け、高杉を大倉に對州

對、高杉、
と指くへし

藩と稱して、自らを藏屋へ移す、是ハ當、西、有、の、地、流
る、ハ、事、若、澤、多、の、日、に、福、を、至、れ、ハ、忽、に、神、後、ハ、免、寺、也、
ハ、長、ハ、書、其、有、志、其、家、ハ、語、し、此、ハ、神、也、九、州、別、後、有、志、神、也、
ハ、後、を、以、て、す、然、て、表、高、杉、神、也、肥、前、同、代、に、行、り、大、倉、
を、を、深、り、す、高、杉、の、二、傳、也、
高杉の事、
高杉の事、

青雲白代驛、寄肥前同代候

妖而路起雲雨晴、映、映、須、場、柳、舞、東、風、政、也、
德、現、夫、民、怨、今、向、何、人、定、望、中、也、

高杉の事、
高杉の事、

高杉の事、
高杉の事、

高杉の事、
高杉の事、

高杉の事、
高杉の事、

陪伏せしめたり高杉氏の二待あり

徳前福岡後留中保成

院親多聞向天涯。山登新心其世氣。自古人向

蓋信定。山登時は先防御衛。

千時長條の院御堂六只重電に其を執の天徳院に掛因

正秋のまを捕後無罪因さるのしあらす。は地國の罪

とと虎の虎を理の場。若刑に海し屋張治持を執州

草津心は御罪せしとのれ報に接し高杉出此情と

御多と教す。年川は初公事の諸共ハ成る為への候節

とれ表して之れを馬廻へ送らす。五月廿九の境陽多を寄

るも亦と同代にあそ此の報を向さ諸部事。梅野唯此

杯呼る志士と其の對州後と喝奪同西屋伏屋出寄完

玉傑行して馬廻へ起きたり。斯て危張治持ハも後

に常て三徳多事のお御を長三徳新法に以九州の五海入

後術を余せらるる所とまり。辰の親又も月取先我早川

差込ハ馬後後大島老之介。千時や老はあり。等と標れし

馬廻に出して口御を御入す。此時長後後出ハ口御を長

存神也寺の院と若領と仰まはしてはの院御堂に諸部事

んとす。の業にして荷て只諸御の西渡とまのあ。此ハ

殺戮とハ廻南渡のしなる。月取早川ハ高杉ハ屋居

て諸御の西渡の政をよせされ。是務解兵を命せす。院に

は務解兵を命せし外憂を接はして口紅を命せしと

論しなりと一夜(五月宵夜)表は中岡後を命せす。其

中岡後(上高杉)と共に月取早川ハ馬廻の旅宿(御執事)を

信とて諸御を身取時事。今月取早川ハ先づ諸御を

解し中岡後を西にしては証定の解兵ハ高杉ハ馬廻

解し中岡後を西にしては証定の解兵ハ高杉ハ馬廻

解し中岡後を西にしては証定の解兵ハ高杉ハ馬廻

解し中岡後を西にしては証定の解兵ハ高杉ハ馬廻

解し中岡後を西にしては証定の解兵ハ高杉ハ馬廻

解し中岡後を西にしては証定の解兵ハ高杉ハ馬廻

百葉の西六日祝の儀を國のたに快く祈りて自らも務めし
昔は書かすしと御ふ御り表のし告せすしと曰く薩也
カ和公ハ成入しと御の西は六日七隊に於て細得せよ
のしカ下等強て之を主強せハ公サ不意の激部を起し
即て是下等の自ら其善徳のなして測ち身依て是等
運にキ地を去る御事として後情激憤の百極を以て
辨論して高く日祝の意見を拒し故に日祝ハ之を向き
肥支鏡とく難とを眼し聲を御もし曰く廿八日程の
馬鹿との事ありたるや天下の爲に書かせんと云てハ御事
出奔し何ツは出可しは事もあくおて朋友にハ年々の
逆怒を遣だらにありすや汝は往に生を偷奪したるあり
汝が第は三思や無可ハ氣難にハ王氣に驚れかり
汝は又さらすや然らん汝が御國の爲めを御の爲め

北常の心常とて幾つ後長を御し五御を御しはて征々の
解兵を促し全國一教にて我皇國の運命と維持せんと
爲る精神ハ并しし所運まさせよか如く唯々美服内
服を御し隊中儀すに大義の在る所を以てせよとの事
のん能くも斯る馬鹿論とはまはせ我々の氣を障礙せ
と欲すの御事馬鹿論の事と云ふまははが臟腑ハ既に後
敗せよと散しい罵詈訛せしは流石の表ハハト計に從り入りたる
次めんと是下の精神氣りて先と安心せり此上ハ拙者も是下
の善を掌け共い力を割入精進の御事隊士に七役の御事
の西航を精をのり立入り書かすしと曰く河は日祝の
其意をこれけ其用にとて全高をぬ出し是ハ御事なり
斯て日祝善ハ表の流石を以て是下御事ハ共に長身御事
に請り五御人御事すは善の善徳と陳してはて是の西航し

後子の利運を河を善くして隔年なりと三傳りて強んず
し後以親善を月礼早川の西上へ歸りて喜事を海せられ
西航せらるるの意を志せられたるは全く衣が又左に待
して敵く喜事を垣解せらるるなり新て月礼ハ
西御をお慮りては長尾隆造と秘密の會合を促して
高杉喜左衛門を殺し争を恐れ我より隆と親せりハ
此書作す大伴ハとても承知か出来ぬと言しし是れ其
志て高杉の意を承けし隆とて海に其旨ホラるに隆
後隆西御を去り(軍神)後所長敵の對心を
わたりて福満町の遊廓に夜屋(後の對帆樓)に於て
長尾高杉以下の隊長と密かに隆長龍義教の末娘との
會合を志せしめたり此の秘密會合の隆長影物巻ハ
五編の西航とあり隆長の運命となり隆長の解任と

隆長と高杉の會合

ありまた他日王政復たの天原因となりたはるは事せの
得動にして善し勝位の朝宗ありしか(後)跡を追
表せられたるにありし
新て表書もあし困し難なる隆情を説くに五編
西渡の利を以てし今ハ諸隊へも五編市の西航を拒の念
なきに在り隆は西御ハも亦今井隆長を捨て表西渡
とて隆島に多し隆は隆長の解任を以てす隆長
果は隆造ハ其旨を以て解任を布告す高杉隆造
年正月に同志を召集し隆造隆造征討の旗を馬
に揚ぐ此前後に行て表ハ隆造の隆造の隆造の隆造
成早川の旅客に移りて海を指りて月礼の隆造を
對州藩多南莊井の隆造を隆造して其危詭を隆造
早川ハ之を聞きて隆造を隆造の隆造を隆造して高杉

而接し之れを秘解せんとす。頼りにみれば隊共六名が従後梅
蔵を捕へて是れ衣の所在を鞆同す早川八隊共を秘解して
隊共を四移へ見へるの罪を問ひ高杉と之れ同ておらざるを
野田人見へ捕者依頼せしむ。高杉も野田も早川の隊共
を尋ねたり早川を尋ね出る事と傳ふとしてこの事と
定江の自た時隊と戦へ早川八隊に捕へた人見へ之れを
着せしめて隊共を秘行すまこと言たり。此時早川八
月初と談合し高杉の討隊を問て野田の隊共を問合
の端に先を捕へて防りたりと高杉の隊共を尋ねたり
御し高杉の隊共を伴て三回船へ出せ同船へ乗せしり。高杉
質まぬを尋ひ同船へ出せしり。高杉を捕へしり。高杉
三回船へ上りて此にお郡に御しり。此れは長府の
野田村の御しり。早川を尋ね依頼して高杉の一行が長

舟船内を秘行を辯せしめしり。高杉と依て三回船の
舟一行し早川八隊共を秘行ありて早川八隊共を捕へしり
舟へ御しせしり。月初と談合し高杉の討隊を問合
の端に先を捕へて防りたりと高杉の隊共を尋ねたり
御し高杉の隊共を伴て三回船へ出せ同船へ乗せしり。高杉
質まぬを尋ひ同船へ出せしり。高杉を捕へしり。高杉
三回船へ上りて此にお郡に御しり。此れは長府の
野田村の御しり。早川を尋ね依頼して高杉の一行が長

高杉

同じめを備法の在るあり同じの備ゆゑの如すと袂を拂て
坐之たりと云々早川と矢野如に別れ直に傳ふべし
取行たり早川に籍に想ふ事に托を克令に時刻を移せ
し事なれは彼の藤田如に授たる事と既の遊に表にせし
衆船と危難を受たると早川に又た月形の居へ去り
たりと云々の事と表を危難と故に共に遊の事なりし
對州備柳栗井直江の兵同去在實況は後云三郎
宗及藤田如等と共に在藤田にありし事等難を脱し
當時傳ふと矢野門を空虚僧寺一軒に宿せしけり
田幸ハ一日の傳ふを藤田にて表に傳へしに何の事と
正なり表に田幸にありし直江田幸は仔細あり藤田へ
らんとりし旅者といふ事と表に傳へし事ハ田幸の傳
の老臣田幸には此時傳ふ事ありて古は町録に傳へしに

より傳ふ事(田幸)と足下に依託すと云ふ田幸の細く之を
直に田幸に傳へしに「そこ方に事と云ふに田幸ハこれ傳へし事ハ
福原有志の者信者あり其困難な後云々の事なり」とも
當時の必表の兵亂一勝井共の情状を言し表年十月ま
士田幸人を殺し田幸の又藤田難を鎮撫せんと傳ふに表
に傳中たり)の事多しは藤田に表の事人の有難なるけれも
度田の信田をとりて強て據るべしと云ふ事其命令し
全五統而を取しめ田幸の渡しては表へ傳へし事ハ表
此の好意いまして其目的を達せんとすもの旅者を極め人
正の歩船せんと旅事を整へ田幸及在田幸の所を
旅者の蔵の事なきはよく龍杯を飲け意見懐懐表に
表にとて傳へし事此陰傳々の傳表を以て
も事なり旅事を傳へし事も表に傳へし事の時表の傳表の

人得難く外より遠敷く賦たりて表に居るに情及ハ
吾先某の所い信し院に正下を新殺さるる事に供い其情
を脱し正下の危難を脱し時同の情縁あり直に
我れ舟せよと正の降信あり其の早にハ情縁を脱し
藤四郎 其二乗ありて行時と申すは死と云ふ入しと御
表ハ沈癖して池ておせさるか如し藤及田中井古堂の諸公
石蔵世帯屋の面高と若い才覚して表の伴ありて
後梅藏を船の上せ表ハ伊丹と藤の若れ掛は前後折
り持して浮遊し其の表とて乘船せしものいせ情縁にて
下船せし舟を割す可なり折る折しも江上某道流
得萬代正某某林安年 且代十鐘の仕士も須い追
まりて表を挿入すし其時藤ハ仕士の前へ即ち正下某
某は某の四を此の船にあり最年出船せんと云ふ折掛を

ちハ今夜の多難ハ正下等の友誼を以て見逃し流れと百言詞
と書せし仕士も是れ同也其の船中にて表と手紙
正朝 運行の事 藤四郎ハ情縁を脱し其の對州海
西某國の中村の田舎あり其の早にハ情縁を脱し
伊丹 其情縁ありてと云ふ中に仕士も某親せされハ
果井例ありて其の早に目くかせを脱し早く早下某の船中
至り正下を伴い此れは此の危難ハ脱れさるる事を以て
在りハそれと云ふ一散に在り其の早にハ情縁を脱し
其の早にハ情縁を脱し其の早にハ情縁を脱し
下海某町の御に至るなり一老士午に三ツ向岸の畑灯を照
た明と仰て其の早にハ情縁を脱し其の早にハ情縁を脱し
對州海平田に於てあり中村某ハ此れ某差限りありて對面

緒言

風し如王御帯

中村末吉不立向ハ秋福同清御難^ニ幸^ニ言^ハ唱^テ者^トシ^テ平野
 流^リ唱^ハ掃風^流雨^四方^八奔^走シ^テ新^任ヲ^嚙集^シテ^ハ平^野ヲ^下
 重^重ス^ク然^ルレ^ド果^シテ^ハ數^年孤^島ノ^困因^ヲシ^テ國^國シ^テ時^時
 セ^ラシ^テ遂^ニ故^レ臣^ノ公^ノ言^ハ隨^テ行^シ親^身ト^シテ^ハ新^任ヲ^下
 平^解隊^士院^キ公^等一^而散^ラシ^テシ^テ於^テ是^年征^伐
 長^ノ解^兵共^トナリ^テ度^長和^解ノ^端ヲ^示シ^テ又^ハ時^時高^兵隊
 ノ^煙深^高形^ノ風^ノ掩^難ノ^故考^シ博^多ノ^時ニ^ハ信^風ノ^三
 壇^場ノ^難知^リ信^々シ^マリ^テ又^ハ信^風ノ^強長^官隊^長ヲ^下
 之^概強^ハ此^レ王^政能^統ノ^南國^ニア^ラズ^テ果^シテ^ハ一^ノ
 寔^年上^月郭^東其^レ特^言ヲ^下ニ^テ信^風ノ^強一^ノ
 郭^東ヤ^リ聖^國托^骨ノ^力表^ノ東^下ノ^風流^ス

老悖

信風ノ強ハ此王政能統ノ南國ニアラズテ果シテハ一ノ
 實年上月郭東其レ特言ヲ下ニテ信風ノ強一ノ
 郭東ヤリ聖國托骨ノ力表ノ東下ノ風流ス

此レハ之ノ多ク言カテ新^任ノ^四時^ニ親^レシ^テ國^國交^テ至^リ
 林^ノ深^高ノ^故考^シ博^多ノ^時ニ^ハ信^風ノ^強一^ノ
 之^概強^ハ此^レ王^政能^統ノ^南國^ニア^ラズ^テ果^シテ^ハ一^ノ
 寔^年上^月郭^東其^レ特^言ヲ^下ニ^テ信^風ノ^強一^ノ
 郭^東ヤ^リ聖^國托^骨ノ^力表^ノ東^下ノ^風流^ス

引用書籍

孫前賢士傳

其師迎二日法三

三修傳記

遠東通志

北宮正四位親善書 七師西語始末書 台籍中自白書

看以日法

版葉の錦

相福同善記録 校訂

自筆

帶燦の繪巻

七師西語始末書

福同善の對士遺稿 自筆

早川常胤

真友利明胤

真友備後胤

林元武胤

尾崎孫胤

宮内省侍胤

有田胤

本林之胤

岸松四郎胤

杉氏敏胤

江上隆胤

江上隆胤

卯村胤

胤胤

世帯先治胤

野井胤

山本院胤

胤胤

胤胤

胤胤

南條胤

胤胤

胤胤

胤胤

西宮
私見を以て

○平野齋正四位徽中の遺事

青郎堂夫寄授

想起せし年と距る候も、九年國臣朝臣の文久二年福
岡縣本屋の縁故せりれし際、又ハ其監獄の詩人たり
當時の口誌を覽し、思つ記憶せし頼末を、隨記して以て
貴社へ寄贈ひする、又ね西臣朝臣の英風を、今日以て
仰せるの一念に、^此此に依つて前叙と、^此此に依つて後叙に、部
し之れを録記すること、^此此なり

(前叙) 隆文ハ元永早良郡西新町に生れ、家父ハ西臣の
父、元永早良郡西新町に生れ、家父ハ西臣の
今の中村五平) とハ其近隣に、隣し日夜出入りして、
す吉村屋又ハ國臣の令妹を娶り、且し善く縁故を、
又ハ幼ナリ、國臣朝臣に知り、^此此に依つて、^此此に依つて、
從二位政老公) 文久二年壬戌三月廿七日を以て、^此此に依つて、

府として經營せらる此年正月十九日幕府の老中安藤對馬守殿登陸の階次第臣同平村左郎左衛門大橋順藏等の七士の要撃せらるる昔の要衝は櫻田驛(萬延元年庚申三月三日)の二つ舞を差せんとし天下始めに騷擾を起せんとするの隙にして中將公の奮闘に先ち月夜鳥取海洋浪の諸士ハたに老うる百五拒留せしむ可とせり此れ中將公ハ遂に奮闘せられたり此より先國臣ハ薩州にのみ薩摩の父兄和氣元久(光公)ハ謁見し親所ありんとし(文久元年辛酉十一月)彼の四天管見兼を早知和氣元久ハ一歳を以て明年自のり上京して討蓋すハまに自暫時歸りて兵期を俟ち所しと先中將公依つて國臣ハ此年二月大坂に據り和氣元久の上京を待ち合はせ又た早ぬらして先づ兵師ハ大り討幕の三策を獻じ

三

(兵部省爲翁翁國臣之傳記に詳あり故に略す)偶て中將公ハ其四月十三日薩州大藏谷に着せらる此時薩方の浪士ハ京坂に稱義し在座の公御指陣方を節説して西國薩摩の通行難し強て入朝せしこ此か後として事を急進す人等も陰多しハ國臣ハ大に中將公の通行を危うし薩摩井半田亮平比同併し代り大藏谷に據り中將公の旅館に就き密かに進撃せる所あり中將公ハ其謀を察れり此處に病と稱してはて駕を回し家老匡阿良門(一美)及側役園屋舎(今の九郎の父)を以て江戸へ赴き其状を具せしめ國臣ハ出陣の罪を免らし駕の扈從せしめてはて歸國に向かり其廿七日馬場に至る此頃薩摩に於て外國帆船前船を購ひ之れを回華丸と號し之れを回帰して候を迎ふと聲言し國臣として其艦中

監授せしめ更を艦中に入れし之れを捕ら回臣に曰
城ハ倭の命を受けて船を以て無禮する毎れと別し其監
務を畢へ從容として傳に託し福岡へ檻送せられ福岡
本屋の獄に縲めし此れ即ち三年壬戌四月廿九日
此れを前叙といはせ又か監獄の寺人となり出節せしハ
五月廿日以後の事なり此れを記憶同國を記す
(以下次号)

○平野贈正四條殿中の遺事

支つ御免の族縁を亮人の平野殿三區に命りん橋本同監
初同年とし外檻内檻あり國臣八束衛の十檻一檻に
中の同いハ盜賊四五名ハ柵周清兵衛ある士あり一對馬藩
の事件にて嫌疑せらる(西側の一檻ハハ統て盜賊のし
かし獄免に浴て監舎あり其寺人ハ側筒徑より寺人之
を上等とし足輕徑より初人之れを下等とし其寺人ハ三
度の倉事毎に獄丁を送へ外檻の鑊鑪を以し内檻の前
に於て其倉事を監するを例とす當時上等ハ白水弘一
と言ひ(政務屋部を免校の教養)下等ハハ堂又と即阿
高座の人長澤某にして毎二日に端舞町堂又佛ありて國
臣ハ見ゆ西臣ハ堂又を呼ひ就中ハ極少掛たる新紙
をあれを例とし左の待歌の如きは堂又の記憶を事記

せよものなれハ奈文とハ異同をハし其一二を掲ぐ

御中作

上京密奏九重清。馳下輕公明在府。忽免忽擣何説
若心思吐盡成也不。

ゆるされつまからめられねの枝め

風はまかする葛のつらめとよ

旦傳夕變側雀還。山陽歩竭赤同園。微更

要執擣艦裡。午心何想係此患

ゆりぬる熱めうちのみさひーまに

かよふとれし夜半の松風

きいゆきく其津の碓の松風を

松風と海の響きとの同くちり

松風と海の響きとの同くちり

世の響つれハ御歌まのり

動日回臣ハ倭まきへ先て日頃ろ足の暖の腫るしを愛ふ
先年某師ありて處せし時にハ皇御蘇を食ひ忽ち愈た
りニ三九程われ果さしと告く依つて之れを其筋入寺
せむに早速に許せれ五左可りもありまん御蘇を贈り
来る倭ま之れを持して國臣ハ仰む國臣ハ傳時依松を以
て文字を製し依に糊して神武必勝條を編纂せるを見た
り顔して笑つて倭まの得ては兼に御蘇を乞ともし許され
す今足下の好意にて此の御蘇を得たり此れで先分あり
との儀あるも倭まハ其の好意のあるを知らざりし程経
て善屋の御書寫せしに國臣ハ倭まを呼ひ依の顔と製せ
り何人と説く出来びのなきやとの何れ能く楹内を見る
に一斤の希頼の御書寫と知やの二大字と持筆せるを掲

く如何して製せしめと能く見るに、虜の曲を翻えし一
はハ、虜の曲の外ハ、を許さし、(征の軍胡敵を臣してはて
云字を仇り、其類のハ、儀にハ、子持命を後より、其精巧、微塵
なる、驚く、に、其、や、り、み、た、征の神武、必勝、禱、固、固、集の如き、の
漢文、い、して、句、句、に、胡、敵、を、臣、用、し、たり、(次、下、次、號)

○平野贈正四位倭中の遺事

又た一日、國臣ハ、一線の曲、按を、餘を、あ、く、製し、之れ、以、爲、度
とも、あ、く、叙、位、を、授、け、信、玄、赤、常、(叙を、受、け、る、器)の、蓋、の、卷
き、し、を、見、たり、或、夜、遊、史、ハ、具、櫛、舎、に、あり、夜、雨、蕭、然、たり、し
る、は、行、御、の、に、琴、の、音、を、聞、け、り、不、思、議、や、此、邊、に、琴、を、彈、む
る、人、あ、る、と、疑、ひ、座、に、出、て、能、く、聽、く、に、其、深、淵、の、音、ハ、樹
中、に、あり、て、國、臣、ハ、知、こ、と、し、て、今、孫、を、歌、ひ、其、詞、に、曰
倭、命、の、内、の、日、永、さ、は、 千年の秋の心、地、せ、り
爰、ハ、馬、守、神、の、世、か、 さら、に、命、も、延、ぬ、へ、し
素、す、り、倭、の、居、住、の、所、の、 詠、し、と、言、ひ、愚、さ、り、
聖、と、ま、あ、て、止、ま、ま、し、 悲、し、と、言、ひ、餘、り、あ、り、
聖、の、之、れ、を、聞、へ、ハ、征、の、赤、帝、の、蓋、ハ、件、の、曲、後、を、強、り、て、曉
に、齋、ら、し、禊、の、今、あ、る、を、歌、ひ、て、禱、せ、し、は、て、あり、し、國、臣、ハ

上条より白紙の向ひ二首を詠めり同のふしとまふ

一節の甲斐をきき音をもたのちあそひ

訖しきほとこの心すさひに

然るに國臣か微申して彈正せしとのと多う微申の同
所と多うて御の器を取揚けられたりと一日も臣ハ白紙
と僅更に向ひ唯口来つて敷氣多し御後人より先日の
候まぬの疑疑ハ取上げられたり同をふへし一書を詠こ
たりと云

先のひもと思ひしあとの音をたかめ

いと三つ午しありにけるかな

あつふ臣か口を渡人か親しく聞よそ記憶せよを揚ぐ

あつふれしあつふのちめられぬか枝に

風にふるすの葉のつらさを

年老し親のなげきやいかさか

身ハ世のためと思ひあつても

秋去秋いそわと人や思ふらん

世のため後しあたり妻子を

我が五月初旬(壬午二年壬戌)の事ありしに國臣の母
都甲伏久しく病病に陥やと遂に其八月十七日空しくな
りけるちと微申に聞へられハ君臣ハ食させざるまこと
晝ニ夜故屋なる地行の方に向ひ首を俛し折咽して心喪
せし有様ハ漢更ハ親しく之れを視て共に襟を濡せり
臣ハ白紙ハ漢更善に向ひ身は着け居たる襦衣ハ裏の
すり着せしものなるも今ハかたことありたりとて
霜雪にあかされなるとてきませし
年老しそ母のかたことありたり

千三きせし年なしと女の言のききり

高れかみとありにゆるあまの

初代中將公ハ以年四月九日を以て備州大藏氣より
回駕着座せられ又九日御駕の發駕を危し難しとありせし
御の月氣湯衣鷹取等の諸士ハ其前年ノ久元年辛酉五
月七日を以て流儀出因せられ其餘黨江上之追討十
兵衛森安平等の如きも一層警戒を嚴にせり所と云
れり然るに其八月十日に於て京師より御内命の次第あり
御武調和の園遊御依願可相成の旨趣を近親ニ修家又
先の侍連ありしを以て中將公ハ是非以上京を去せられ
果實其園八月四日を以て家老浦上信濃用人立花宗茂
漢牧市内を倉庫上京し中將公ハ其九月十日福園を筑
せられ京師に上り其十月朔日江戸急ハ卷着翌年一又

久二年(慶長)正月十三日將軍家(家康公)初めて上京
あり中將公ハ相隨て靜江樓に上京あり其二月十六日
於京師中將公ハ卷内御拜 龍氣 天盃頂戴せられ三月
朔日京師發駕同十七日帰陣せらる京師に於て河の内(幸)
御駕ありと見え遊の西臣に放免出獄せし●運以立更
れり并八具三日木らるに於て濱兵太又(貞輝)町奉行氣
撫育方ハ中將公の命を請け始めて園遊を榊木屋の断獄
場に出し執回せし所あり此日幸い漢又ハ常業にてあ
りて詔掛り役及在次兵衛(祥明)ハ監念に來り國臣
を運出すしと告ぐ依つて漢又ハ上寺白水と共に獄に
入り國臣ハ先て同日御上り御尋問の次第あり出獄
ありしと告ぐ國臣ハ毫も動ず氣色をなく思ひたりと
きて此を擧て出来るぞ一時間計りにして断獄所より

帝(持仁)を内中樞要の地(左)に遷す(右) 砲臺を築き鳳凰の
 兩守復(北)東(南)と稱せしむの爲に豊臣氏の(外)に(内)を假
 りてはて大業を立てし事なれば非常の時節に(北)非常の
 所置を爲さる可からん(右)米長(左)高(右)發(左)衛(右)の費(左)は(右)
 松を以て爲す樞要の地へ移し藩屏の位を盡さ(左)八
 に(右)二層(左)節(右)王(左)の(右)御(左)切(右)と(左)り(右)内(左)に(右)藩(左)長(右)代(左)節(右)王(左)の(右)藩
 と(左)全體(右)直(左)衛(右)し(左)節(右)王(左)遠(右)東(左)の(右)平(左)久(右)し(左)は(右)代(左)藩(右)守(左)の(右)凱
 服と杜絶し(右)毎(左)年の(右)大(左)計(右)其(左)稱(右)失(左)可(右)知(左)いと(右)得(左)し(右)産(左)福
 せ(左)て(右)藩(左)守(右)の(左)御(右)あり(左)故(右)に(左)藩(右)守(左)の(右)時(左)節(右)の(左)常(右)を(左)以
 せ(左)り(右)あり(左)し(右)も(左)七(右)月(左)の(右)多(左)り(右)て(左)藩(右)師(左)の(右)取(左)柄(右)を(左)以
 切(左)す(右)る(左)藩(右)守(左)の(右)藩(左)守(右)を(左)以(右)て(左)上(右)り(左)す(右)藩(左)守(右)を
 出し(左)七(右)月(左)の(右)に(左)て(右)同(左)夜(右)の(左)平(右)尾(左)山(右)を(左)野(右)村(左)望(右)東
 尾(左)か(右)山(左)莊(右)へ(左)三(右)層(左)す(右)藩(左)守(右)の(左)書(右)翰(左)と(右)唱(左)和(右)別(左)の

ハ左の如し

一 徳禪尾山堂

國臣

のし

秋(左)の(右)き(左)こ(右)の(左)ま(右)の(左)ま(右)あり(左)て(右)松(左)の(右)ち(左)に(右)あ(左)は(右)
 かし(左)さん(右)よ(左)る(右)も(左)ま(右)いと(左)ぬ(右)ひ(左)し(右)あ(左)し(右)け(左)後(右)り(左)ぬ(右)ふ
 山(左)さと(右)み(左)わ(右)た(左)ち(右)皆(左)ぬ(右)ふ(左)し(右)ホ(左)七(右)日(左)み(右)ハ(左)大(右)野(左)の(右)宮(左)へ(右)
 あり(左)て(右)こ(左)ぬ(右)あり(左)ま(右)ら(左)に(右)キ(左)たり(右)待(左)ち(右)ん(左)と(右)思(左)ひ(右)あり(左)侍(右)り
 ぬ(左)され(右)ハ(左)あ(右)す(左)の(右)夜(左)ハ(右)や(左)と(右)を(左)た(右)ち(左)て(右)その(左)山(右)さと(左)て(右)一
 よ(左)の(右)こ(左)り(右)あ(左)の(右)し(左)侍(右)ち(左)ん(右)あ(左)れ(右)る(左)く

七月廿六日

然(左)る(右)其(左)北(右)七(左)日(右)み(左)ハ(右)何(左)か(右)事(左)故(右)あり(左)て(右)送(左)引(右)し(左)九(右)分(左)の(右)尾(左)庄
 ハ(左)地(右)行(左)の家(右)を(左)出(右)て(左)し(右)とき
 海(左)山の(右)ひ(左)そ(右)み(左)し(右)龍(左)の(右)時(左)を(右)得(左)て

まふに雲井みたち登る多り

善徳しゆの如く平度山なる山に在りしに聖康尼ハ
一節を記す

おあひをとあてとねとせとつしかし
たちかひり吹くいそのあまかせ

東康尼

うれしさとわかれをしさめらかあれハ
いとつぎ海もれまひわくらん
玉匠の御也

うれしさとこわれをしさめらかあれハ
あまかせ海をいりてあまかせ

聖朝出立に際し

ありあけの月もろとにまらつる

ふぶの旅路かあぬきりり

ありあけの月もろとにまらつる
ひのこひかりもやうてまめあまか

あまかせ海をいりてあまかせ

朝臣ハ六宮して自近の國に
朝廷に於て國事懸を置き佐々木藤公板新印(通政)肥
後藤義武兵衛(實政)等進言して御次ハ公卿士庶を分
た以賢材を採せらるし之事とあり國臣ハ其八月十二日
朝廷より召れて聖旨渡出仕を命せられたり國臣ハ同志
と共に尊攘の大事を公議し親征の留置を(後成)せんとす
此時 三宮ハ権奈の後を拜し筑波山に駐蹕しそ
て親征を御せんとす

志を得んとせし中山侍従(忠文卿)に命じられ於て兵を
降しとの旨あり大臣を遣して鎮靜せしむ大臣既にして
北八兵を交へ脱離し行れず歸京す^一處の長官界所内門
の警衛を解かれ^二に佐々木七郎八州へ下向せ^三統し^四又
節言り(八月十日の事あり)回臣^五八州の長官^六都大
七郎(と共)但州へ向け^七成行たり^八但の十月^九る^十澤^{十一}
を伴ひ^{十二}三河^{十三}成を^{十四}出^{十五}せ^{十六}隠^{十七}る^{十八}東^{十九}危^{二十}入^{二十一}贈^{二十二}り^{二十三}し^{二十四}書^{二十五}翰^{二十六}
ハ左の如くあり

いづくの如くしてし^一のちの如く^二も
のち^三ハ神^四の^五は^六を^七け^八る^九も
大王^十の^{十一}を^{十二}け^{十三}る^{十四}も
いひ^{十五}や^{十六}ら^{十七}ん^{十八}言^{十九}の^{二十}を^{二十一}け^{二十二}る^{二十三}も

あひ^一に^二え^三え^四え^五え^六え^七え^八え^九え^十え^{十一}え^{十二}え^{十三}え^{十四}え^{十五}え^{十六}え^{十七}え^{十八}え^{十九}え^{二十}え^{二十一}え^{二十二}え^{二十三}え^{二十四}え^{二十五}え^{二十六}え^{二十七}え^{二十八}え^{二十九}え^{三十}え^{三十一}え^{三十二}え^{三十三}え^{三十四}え^{三十五}え^{三十六}え^{三十七}え^{三十八}え^{三十九}え^{四十}え^{四十一}え^{四十二}え^{四十三}え^{四十四}え^{四十五}え^{四十六}え^{四十七}え^{四十八}え^{四十九}え^{五十}え^{五十一}え^{五十二}え^{五十三}え^{五十四}え^{五十五}え^{五十六}え^{五十七}え^{五十八}え^{五十九}え^{六十}え^{六十一}え^{六十二}え^{六十三}え^{六十四}え^{六十五}え^{六十六}え^{六十七}え^{六十八}え^{六十九}え^{七十}え^{七十一}え^{七十二}え^{七十三}え^{七十四}え^{七十五}え^{七十六}え^{七十七}え^{七十八}え^{七十九}え^{八十}え^{八十一}え^{八十二}え^{八十三}え^{八十四}え^{八十五}え^{八十六}え^{八十七}え^{八十八}え^{八十九}え^{九十}え^{九十一}え^{九十二}え^{九十三}え^{九十四}え^{九十五}え^{九十六}え^{九十七}え^{九十八}え^{九十九}え^百え

皇十月

皇十月

皇十月

皇十月

皇十月

孝子藤勝太郎行狀具申書

福岡縣筑紫郡日佐村大字下日佐百七番地士族

藤勝太郎

安政三年九月十八日生

右之者天資孝順耐忍ニシテ能ク父母事奉ヘ
能ク人ノ急ヲ救ヒ能ク人ノ窮ニ助ケ能ク人ヲ
憫シシ施シ能ク農業ニ勉勵ス繼母ヲツ資
性酷薄嚴烈ナルニ拘ラス含氣然トシテ
和合シ四拾余年一日ノ如ク克ク孝養ヲ盡シ
又弟鹿太郎繼母ノ凶嚴極ニ堪ヘン能ハス
別家センラ計リ現今某炭鑛ニアリ
兩親ヘノ孝事

實父德三郎継母マツヲ娶リシ時勝太郎
年恰モ十歳第鹿太郎三齡皆継母ハ
鞠育セラレタリ而シテ継母ハ先夫ノ女ヲ連レテ
未嫁シ既ニシテ一女ヲ擧グルヤ父德三郎
ニ要シ此女幸成長セハ家産ヲ分ケ婿
ヲ迎ヘ別居スハキコラ約セリ勝太郎幼稚
ナリト云ニ継母ニ事フル所生、如ク長スルニ
及ヒ益々享シ勝太郎常ニ以謂ラケ父ノ歡
ハヲ得ルハ母ハ心順ト姉妹ヲ愛撫シ過ケアレ
ハ已ヒニ帰シ善アレハ母ニ帰スルヲ以テ例トセリ
父德三郎ハ六十歳以後ハ老衰シテ家政
耕作ニ至ルマテ悉皆勝太郎ニ任セケレハ

勝太郎拮据経営其方ヲ厭ハス常ニ父母衣
食ヲシテ給ラケラセテヲ恐レ且ハ別宅ヲ築キ田
畑ヲ分ケテ以テ母ハ心ヲ安慰セシメシテ計ハ既ニ
テ所有地ニ於テ一家ヲ築キ又然レ氏母モ漸々
覺ルルカアリシカ急ニ物住スルヲ肯セス其後
ニ至リ一日母勝太郎ニ語テ曰ク汝ノ孝養ノ
如クナレハニ女ハ依頼スルニ及ハス終身汝ノ養
ヲ妻テ悔ルコトナシト大ニ感懐スルカアリテ前意
ヲ翻シ彼ニ女ヲ他人ノ嫁シ別宅ニ其儘顔
取ヤリ勝太郎他人ノ紛議ニ干闖空躬ニ事
ヲ救ヒテ竟モ金錢ノ謝儀ヲ受ケタルヲ以テ酒
肴等ヲ到来スルコトアレハ必ク兩親ノ供シ

已之ヲ食セス母モ亦其意ヲ知り他人ヨリ到
来ノ奠類ハ必ス頭ハカリヲ殊シテ其贈品ノ
大ホヲ知ラシムル而モ父徳三郎ハ将来其意ヤ
酒等ヲ嗜ミケルニヨリ朝夕友人ヲ會シ餘
年ヲ樂シムルニ勝太郎ハ大ニ之ヲ喜ビ其友
人ヲ歡迎シテリ然レモ父過飲シテ酒毒
ニ當ラレンコトヲ恐レ別ニ上酒ヲ吟味シ下等
酒ハ到来品アリト雖モ之ヲ供セス勝太郎
及ヒ妻子等ハ常ニ汝等ヲ食シ衣服等
ニ至ルマテ質素ナルハ

現今一見シテ其家風知ルヘキナリ父病ニ罹リ臥
床中ニケレハ醫師ハ勿論諸方ヨリ薬品及ヒ慈

養品等ヲ取寄セ服用セシメ酒類ハ其量ヲ
定メ食膳ノ時刻ニ至ルハ田野ニテアリト雖モ必ス床
定シ自ラ之ヲ供シ居リシカ遂ニ臥床セテク
ケ月ニシテ鬼籍ニ上リ又其他病中肩護孝
養ノリ多クアルモ事長ケレハ之ヲ畏ス姪母又
酒ヲ嗜ミ父徳三郎ト對酌シテ樂ミ居リシ
カセ七八年頃ヨリ不圖病ニ罹リケレハ勝太郎
驚キテ医士ノ投薬ヲ乞ヒ服薬セシムルニ六ケ
年久シキニ及ビ又レ平愼セシ三十三年秋ニ至リ
遂ニ臥床ス勝太郎憂之悴者護日夜念心
ラス薬餌ハ無論食膳起臥及ヒ兩使モ
葺中ニテ之ヲ放クニ浚スルノ教回ナルモ

勝太郎 自ら之ヲ為し決して妻ヲラシテ之ニ代
り其孝義ヲ分タス母モ亦他人ニ依頼スルヲ
一厭ヒ必ス勝太郎ノ来ルヲ待テ之ヲ為サシム
勝太郎朝ニハ田野ヲ耕耘耕シ夕ニ母ノ枕
邊ニ離レス其病勢ヲ慰ムルヲ以テ務メトセリ
故ニ彼カ父母ニ至ク孝ナルハ親戚及ヒ近村ニ至
テ之ヲ歎賞見セサルモナシト云フ母病革マルニ
及ヒシ日寝床セカレ旬餘日三十五年九月廿日
七十七歳ニシテ歿ス継母モ亦ニケ年モ卧草辱
カレケレハ時ニ依リ折ニ觸レテハ罵詈雑言
無理ノ呵責モ度重ナレハ其中ニヨクセキナラヌ
事情モアリテ妻ノトヨク堪ヘカ子一夕勝

ニ白ヒ終リケルハ孝當家ニ嫁シテヨリ最早
教年ニ及ヒ四人ノ子迄設ケタレハ是非トモ辛
抱ヲ為シ遂ルハ覺悟ナレトモ姑ノ脚言葉ヲ聞
ケハ到底妾カ姑ノ脚氣色ヲ慰ムルヲモ
出来カタリ樽獨良人孝養良ノ妨ケトモナ
リ又ケレハ隙状ヲ頼度良人亦是非分別
ノナキ人ニモ有ラサルニ如何ニ継母タリトモ
斯ル無理ナル御呵責アルニ一言ノ糸解モ
為サラヌトモトハ如何ナル御心中ニ候ヤト
涙ト共ニ迫リケレハ勝太郎答テ言ヒケル様
氏ノ人ハ心ノ思ヒガマニヨリテ若シ哀樂
ハ生レ又ヘシ今此継母ヲ自身ヨリ産ミ

出シタル六七歳ノ幼女ト思ヒカハシラニルベシ
如何ナル不無理ノアリト云ニ是レニ向ヒ
テ怒ラタトシテ怒ラレ又又父存生中ノ時
トラモ酒食ノ為メニ費財モ致シケレトモ是
亦我子ヲ入學セシメ修業ノ入費ト思ヒ
ナハ却テ容易キモノニテ莫重モ吝ンキト
思フ丁ナキ而モナラス奉タ年月ノ長カラ
サルヲ恨ムノミナ去汝今訣別ヲ求メ又
乃チ其企望ニ任スヘケレトモ我妻ヲ娶ル丁
汝ヲ合セラシ人ニ及ビ又我モ亦木石ニ非リ
レハ行末ノ思案モアリテ嬰児モ養育
致シ居レハ願ハクハ汝ヲ置ント欲シ蔭

ヨリ汝ヲ助ケルル一幾何ノ近頃報キ、如キ
汝ニ嬰児ヲ炊事ノ手間トリ有リテ他ノ女
ト同様ノ持キ出未又テ継母ノ気休カレ又
扱甚業ノ欺キテ呵責セラレニヨリ前日ノ苦
ヲ取出シテ宿ニ積ミソヘテ助ケシモ又外ニ色々
別達ヒモ出来ケレハ別ニ詮術モナシ併シナ
カラ義理アル継母ニ妻女子ト替ハシ背キ
カクシ又汝モ我ト共ニ農事ニ従事シ長キ
年月辛苦勉勵致シ継母ヲ養育フ手助
ケトモテリケレハ其報酬トシテ我ニ嫁シ仕
タル月ヨリ奉月マニ値金ニ直シ遣ハスヘシ是
レモ亦世間ノ大夢ト思ヒ是ノナハ我身ヲ

設ル丁モナカル可ト言ヒ放シケレハ流石トヨ
モ良人至誠ノ言ヲ業ニ感シ訣別ハ心ヲ
シテ遠ニ今日、真婦トナリケリ

濟急ト無格書ノ貸借

勝太郎、帝ニ然諾ヲ重シ一度ヒ他人ノ依
頼ヲ受ケン丁如何ニ困難ナル事柄ト雖モ
必之ヲ調停スルヲ以テ己ノ任トセリ故ニ同僚
近村ニ至ル迄吉凶災害紛々事々、事々ア
レハ必起キテ、斡旋シ憂モ躊躇セカリシ
ナリ勝太郎カ始儀ノ仲媒ヲ取リシ丁三
十五回又紛議ノ事調丁アレハ必ス之ヲ
和解セリ若シ莫結シテ和解シ難キ

モノハ自ラ曲者ニ代リテ罪ヲ謝スルヲ直
者ニ於テモ勝太郎カ至誠ニ感シ事輒ケ度
ク丁ヲ得タリ今茲一例ヲ擧ケレハ近村ニ捕
職某アリタカ近接、某ト金銭ノ間違ヨリ
紛議ヲ生ジ久シク莫結シテ和解セカリ
ケレリ勝太郎辱々之カ調停ヲ試ミシカモ
意ノ如クナル故ハスルテ双方、曲直ヲ已ル
中、判定シ一日私ニ金部因余ヲ懐中シテ
直者ニ與ヘ之ヲ和解シケレハ西家ハ勝
太郎カ私金ヲ擲キ調停ナシタル丁三年
後ニ至リ始メテ発見シ双方共羞無
念ヲ生シ其厚子意ニ感服シケリト云フ

藤太郎家計富相ナルニ非カレ氏窮乏
ノ久来リ教百金ヲ貸サムトテ依頼スル
アレハ必ス他人ノ金ヲ借リテ之ニ興ヘ其急
ヲ濟フテ而シテ之レカ極膏及ヒ登記スルヲ
要セス勝太郎常ニ以謂ウク金ヲ借
ル人ノ極處ナキ必要ニ迫リタルモノナレハ印
紙中登記料ヲ拂ハシムル情ニ於テ忍ビテ
若シ債主ニ於テ信義ヲ放棄スル返済セ
ザルテアラハモレ其責ニ任スヘシト故ヲ以テ
吾人亦其誠實ニ感シテ之ヲ返却セリ若シ
返済セサル者アソモ強ク之ヲ督責セス故ニ
前年二千余圓ノ損失ヲ為シタルモ其モ之

計感中ニ人心中僥倖今日彼レカ如キ其感
賞スルニ余アリテ一聞ノ隻鑑クルニ耻ケルニ善
行者ニ有之候何卒相當行賞ノ御詮議
相成度候様致度坊設及具申候也
藤勝太郎賞状寫左ノ如シ

筑紫郡曰佐村
藤勝太郎

筑紫郡曰佐村大字警許御父災救助費
トシテ金貳拾五圓五拾錢寄附
在木盈志伯賞與候事
明治三十三年九月一日

福岡縣知事正五位勳四等深野三

筑紫郡曰佐村

藤勝太郎

筑紫郡曰佐村尋常小學校建築費トシ
金拾圓寄附候段奇特ニ付木五一個
賞與候事

明治廿六年十一月十一日

福岡縣知事正五位勳三等河島醇

筑紫郡曰佐村

藤勝太郎

明治三十七八年戰役際從軍者家族扶助
為ノ金四圓七拾錢寄附候段奇特ニ
候事

明治廿九年十二月十四日

福岡縣知事正四位勳三等河島醇

筑紫郡曰佐村

藤勝太郎

明治三十七八年戰役際報國ニ旨意ヲ以
テ從軍者家族扶助為ノ金拾圓寄
附候段奇特ニ候条其賞トシテ木五
一個下賜候事

明治三十九年十二月十日

福岡縣知事正五位勳三等河島醇

以上

筑紫郡曰佐村大字下曰佐

願主

藤源作

藤文吉

藤鶴吉

藤甚七

明治四十一年 月 日

福岡縣知事寺原長輝殿

故八代利征履歷

靜嘉堂藏書印

正田三十八年五月



履歷

前名吉田主馬 八代利征

代々筑前國士族知家祿貳千五百石

八代源利征別名含翠ト號シ又無一ト稱ス實ニ當國士族
 繼伊藤半助則房、三男天保三壬辰年九月九日生初名
 千三郎吉田石見家ト由緒有ル故ヲ以テ弘化三丙午年六月
 ヲリ石見家ニ養育シ後改メ石見養子トシ石見女子ニ配
 名吉田孫之丞利征ト改メ同五年^{嘉永}正月朔日齋溥君
 初メ拜謁メ嘉永三戌年六月朔日齋溥君ヨリ勤學出精、
 御賞譽ヲ蒙ル安政五年午正月十九日召出テ御用勤見習
 仰付ラルニ拾人扶持宛行ニ同六未年正月廿二日御用勤本
 役仰付ラニ拾人扶持現米百五拾俵下賜<sup>父石見當時執政職
 在リ孫之丞ニ拜居任リ</sup>

同年三月朔日齊濟君御沙汰ヨリ名主馬ト改メ同年四月
齊濟君長崎御越座御供相勤ル同年八月江戸詰方仰付
ル當年公儀御代替付御判物御改有之江府ハ差出カ
右付添テ兼務シ八月十六日福岡出立レ豊前小倉ニ至ル日
福岡政府ヨリ大早飛脚到来レ父石見病氣危篤ニ付
齊濟君思召ヨリ先引返スヘク御下知付同所ヨリ歸國
ス然レ處石見病氣養生叶ハズ月廿日死去依之主馬出府
差免カレ江府ハ別人ヨリ差越カレ同年十月十三日石見遺跡相
違ナリ主馬ニ賜ヒ中老ニ仰付テ先格通旨土郡御預下
カレ此時御用勤職務御免成カレ同年十月廿六日右筆所
詰拜命メ同七庚申年九月初十日齊濟君御冬勤御
供命マシ江戶於テ十二月晦日齊濟君御昇進有ラセテ此

御用向出精廉ヨリ御小袖拜領仰付テ同二年辛酉
元秋正月十八日當春齊濟君御下國御供呂連ニハキ處
都合ヨリ秋迄詰越仰付テ同年二月十五日齊濟君
御勤功ニヨリ平常御地廻リ節御道具三本御持テ儀仰蒙
テ大廊下詰ニ成ラセテ此御用向出精廉ノ段賞セラレ御羽織拜
領仰付テ同年六月三日齊濟君客年御冬勤前不容易御
用向多端ノ處悉ク奉判テ遂ニ百賞セラレ慶賀君ヨリ御時服
拜領仰付テ同年八月十八日慶賀君御下國御供ニ江戸出
立九月廿五日歸着メ同年十月廿六日病氣ニ付當役御免儀相
願辭職メ同年十二月廿八日右筆所詰在勤中江戸於テ七月二
日御近火ノ節奉判御助行届キタル旨御賞與言テ蒙ル同二年壬戌
二月廿六日裏ニ右筆所詰在勤中江戸於テ廉ノ御慶事先例メ

無之處悉數宰判ヲ遂ケル旨賞セラレ御卷物三卷并領仰付ル同
三矣其年二月十日長崎一番々指越カレ此在者中神奈川表英
吉利軍艦渡来シ重大事件申立御返答次第兵端ヲ閉クキ
ヤニ付長崎御番方ニ於テ御手當向手扱ナリ手配イタスハ旨長
崎奉行大久保豊後守殿ヨリ達ニ付實戰御手當向有之福岡
ヨリ増人數ヲマ續々差越カレ御臺場ニ仮小屋取立更ニ砲器擇
葉等増備有之非常騷擾ナリ然レ處英國御談判無事相
濟不日平定ス此時實備手配方端指揮行届ケル旨賞セラレ
慶賀君ヨリ御越座ノ節御羽織地并領仰付ル其後長崎奉行
大久保豊後守殿歸府時^新足尾郡山家驛通行ニ付家老代ニ出
會仰付ル同所ニ出役御用向滞ナリ相勤ル是ハ主馬長崎在番
中非常事件ニ付ニ豊後守殿ニ別儀ノ親睦有之ルニ付御内用

件々御含メ有之出會仰付ル同年夏天下ノ勢勢ニヨリ東郡
御領端ニ守衛人數差越シ置カレニ付此文代トシ罷リ越スハ旨仰
付ラレ六月十三日遠賀郡若松ニ出張ス此年 勅使正親町三條殿
九州巡察トシ御下向ニ付九月五日若松御着船港内御泊船相成
此御用向受持儀前以テ仰付置カレニ付事々御豫定御下
知通相勤尚又御船中ニ出方御機嫌ヲマ相同フ同年十二月
遠賀郡ニ在任ノ命ヲ蒙リ同郡内芦屋若松山鹿ニマテ砲
臺築立儀受持仰付ル且遠鞍兩郡御境目守衛筋御委
任ニ相成ル此時農民壯年ノ者ヲ撰拔シ御筒農兵ニ仕立方者
組織ス扱又主馬屋敷ノ部内ニ於テ相應ノ要地見立申出ハキ
旨仰付ル依之若松村隣村修多羅村ニ着目地所見立申
出ニ處不日造作仰付ルハ旨相達セラレ然レ處時勢益増切迫

ニ押移リ屋敷成就、上引越ス、御手當向邊緩ス、付差
當處、若松庄屋松井仁右門居宅ヲ初、同村民家數戶御用借
ニテ家来中ニ至マテ住所御渡ニ付、二月廿六日先ツ主馬一人必要
ノ家来、召連引越以後上下、家族、同四年甲子元治二月十日
ヨリ十五日迄、残ラズ引越、此時福岡壱端切リ通、屋敷返上
同年夏馬關、英國軍艦龍來、長州、成兵接戰數日、及
タル、應援手配ヲ為シ、日夜海岸ノ守衛トシテ出張ス、此時
七月廿二日當時軍備筋心魂ヲ碎ク、段御聽ニ達シ、右勤勞ヲ
賞ヤレ、御銀子百枚科領仰付、家来中、御沙汰、上酒肴
料御銀子三十枚放下、賜ル、同年同月廿五日、長州松平大膳、夫
殿ヨリ粟飯原右衛門兵衛福田良祐、兩人ヲ御使者トシテ、今般
馬關、異艦襲來ニ付、應援、日夜出張苦勞之段、長州公

御承知相成リ、陣中御見舞トシテ、火藥及酒肴等贈リ賜リ、郡
受持、是迄、通仰付、及ニ本年末長州、御滞在、三條
實美卿初、五卿、御方公義ヨリ御預ケ、付同月十五日、黒崎、
御着船、付御受取方諸事、最寄在任、儀ニ付、主馬ニ仰
付、依之同日、黒崎ニ罷出、御受取御手數全ク相濟、黒崎
御茶屋ニ於テ主馬ニ科謁仰付、御懇談ヲ辱フ、同年三月
十五日、御改草ニ付、御試、為、右筆所詰相止、付、主馬儀
ニ當後御免仰付、是迄精勤ヲ賞ヤレ、御書ニ口科領仰
付、同、年、五、月、廿、八、日、京、都、詰、方、大、音、兵、部、交、代、ト、シ、テ、差、越、是
依之同日、若松浦ヨリ御用船大鵬丸ニ乗組出發、主馬上下人數凡六
十人以内二十人、手
輕然、慶大坂着船、スルヤ、忽テ公義ヨリ御嫌疑、次第有之者、以テ
入京差留、依之其マ、滞坂、追々事實辨解、処事々貫

徹し入京差許され閏五月十日京師入り中立賣御邸内相詰
當時將軍家長州御追討トテ御進發大坂城御滞陣ニ付
御田便々下坂命ヲ蒙リ六月五日ヨリ下坂ス此滞坂中 齊
灣君御名代トシテ度々登城御國體儀ニ付一橋公及御老
中阿部豊後守殿ニ拜謁ス同年七月ニ至リ大坂表御用向當分
無事ニ付歸京儀相同御許容ニ付七月九日京ニ歸ル此頃京
坂体勢容易ナカル情態ニ付福岡政府ニ伺度儀數件有之
付一旦歸國仰付ラレ度有書面ニ認家来中村甚左衛門持
ヤ尚又事柄趣ヲ申合メ大老黒田美作氏ニ就テ言上レ可否
決答ヲ得速ニ歸國可致旨申付七月十八日差歸ス依之甚左門
飯國上黒田氏ニ冬郎様々申述レ處同氏返答ニ主馬事至
急御用有之御返呼儀日下御用狀ヲ以テ申越置タレハ不日

歸國アルヘシ其元只今ヨリ歸京アルモ必ス途中行遠ヒト正ヘシ爰元
待受可然有指示有之ニ付福岡ニ主馬歸國ヲ待受クルトナリ
タリ右御呼返奉書八月二日京師ニ相達メ因テ主馬八月七日京
師出發大坂ヨリ船路ヲ經同十六日速賀郡黒崎ニ着船ニ在任所
底井野ニ立寄ラテ徹夜急行シ十八日福岡ニ着メ是ヨリ前主馬
留主ニ於テ跡聞親族明石助九郎御呼出上主馬在任御免ニ
相成福岡ニ於テ屋敷天神下北側四ヨリ七番屋敷最ニ立花吉右衛門
住居マレ跡屋敷ニシテ暫ク空家トナリタリ拜領仰
付置カレ故直ニ此屋敷ニ旅装儘着メ素ヨリ置建具等一
切無之然レ廢翌十九日御不審次第有之逼塞仰付ラレ同年十月
廿三日番宅ニ呼出上奸曲輩同氣致シ心得方不宣段御示上
押テ隱居徘徊勿論諸人應對又通等不致訖度相慎可申有
仰付ラレ以後相續人柄可申出有一族中御達有之有一族集

會協議之者又通塞中底并野、召置タル家内并家来男女トモ
十一月二日悉ク福岡引越底并野茶屋返上、同年同月十八日一族
中評議、上主馬相續、儀實子岩松、幼年、付養家弟典七郎
尚志、相續ニ願ヒシ處、同十二月廿日願、通主馬家督相違ナリ
與七郎ニ下賜、中老ニ仰付、此時主馬名、無一ト改、其後慶
應三十七年十二月廿六日主馬儀是、迄慎方宜敷、有テ諸人應対
ヲ初、謹慎、康御免仰付、晴天白日、身分ナル同戊辰年明治元年
三月六日主馬召出サレ御用勤仰付、二拾人扶持、現米百五拾俵
下賜、同月十九日京都表、至急、御用向有之大早、差越、同
四月三日御用向相仕廻歸國、同年閏四月二日京都表、詰方ト
シテ差越、同月十九日長濱君齊濟君御出京、トシテ大坂御着
同所御滞在中御用有之下坂、然ル處大坂、御合、御用有之

又々歸京仰付、同年十月十日公議人仰付、詰越、儀拜命、
同年同月廿五日當春出京、以来御用向多端、處時勢厚、勤弁、
遂踏込專精、勤御用、遂致、此節公議人、ヲモ仰付、テ旁御心付
トシテ、年々米五百俵、アテ下シ賜、此先、称御為、出精、可致、有仰付
ル、同ニ己巳年當春、諸藩公議人、東京、參集、可致、有太政官、ヨリ
御布告、有之、付速ニ東下、致シ、徒来、御國論ヲ踏、一際盡力、可
致、有仰付、ニ二月二日京師出發、東京ニ赴、此時勤勞、ヲ賞、ヤル
備前兼光、御短刀、拜領、仰付、ル、同年三月十日、天朝、ヨリ御出
有之、御雇、ヲ以テ、行政官、出仕、仰付、ル、昔、平松甲斐權守、殿、ヨリ相
違、ヤル、依之日々、參内朝政、ヲ参、判、ニ同年五月、諸藩、建白、取調、子懸
命、ヤル、昔、梅谷中將、殿、ヨリ御書、付、相渡、サレ、此時、鍋島中納言、殿
松浦肥前守、殿、大垣藩、菱田、又藏、熊本藩、照幡、烈、之助、五名、同

稱命シ右五人ニ取調、上補相三條實美卿（進達ス以後精細取調太儀之旨勅命ヲ蒙リ同年同月廿日太政官御改革ニ官負御減少、有職勢免セラル勤仕中日々励精、改賞マラシ金子百五拾兩下シ賜シ依之歸國、儀長知君ニ相領御許容仰付ラシ故六月二日東京出立蒸氣船ニ同月十七日駛着、同月廿六日執政仰付ラシ御合カ米八百俵下カル此時相領本姓八代ニ復シ名ニ實名利征ヲ用ハ八代利征ト名乗ル同年十月至急御用ニ東京ニ差越カル此時打續旅行別々太儀ニ付金子三百兩下シ賜中御手ワカラ新渡、銃器ヲ々稱領仰付ラシ依之同月十三日御用船蒸氣艦ニ御城下ヲ發シ不日着京、同三席ニ年去秋以來天下變革ニ就テ長知君土地人民御奉還、儀御願遊ハシ則御願通仰蒙ラレタリ此時執政中ニモ一同職勢返上、儀相願置其、東京ニ罷越ス

處正月七日東京ニ於テ長知君御名代ニ郡大冬事ヨリ願通職勢免セラル、肯傳達有之引直シ同日太政官ヨリ福岡藩權大冬事ニ任ヤラル、肯宣下、段是亦御名代ニ宣下、御書付相渡カル同年四月廿三日又々至急、御用向有之蒸氣艦ニ御國元ニ差返カル肯仰付ラシ即日東京ヲ祭シ五月朔日歸藩、同年六月七日累年勤王之志厚國家ニ心カシ盡シ不孝一時、冤ニ罹ルト雖モ志節不相變改奇特、至御感悦被遊依之以格別三百拾石分知別家ニ仰付ラシ同年七月又々東京ニ急御用ニ差越カル然處此在京中御國元ニ差限ラシ急御用差起大早ニ東京出立八月十四日歸藩、明治五年申九月管内區畫改制有之管内ヲ十六大區ニ別テ每大區ニ區長戸長、職員ヲ設置セラル此時九月二日第一大區、區長稱命ニ學校創立徵兵令發行

地考制整考、端緒ヲ開クノ事務ニ當リ在職中明治六年丙六月
管内黨民蜂起シ暴動至ラカルナク廳官ノ配意ニ言フ迄モナク利征
區長職ニ在ルカ故夜自ノ別ナリ東奔西走レ区内ノ人民ヲ鎮撫ス
トイハレ沸騰ノ勢制スヘカラス四方遠近ノ郡村ヨリ港ト起リ漸次本
區ニ迫リ来ルコト烈風ノ塵ヲ卷キ鼎ノ湧クカ如シ区内ノ人民騷擾
大方ナラス農商ノ多勢ニ強迫セラレテ思々黨民ニ隨行レ士族過激
暴制議論紛々トシテ殺伐ノ意氣禁シ難ク區長ノ指揮一トシテ
貫徹スル所ナク官途ニ於テモハ方充分ノカヲ尽シ有志老幼ノ者ヲ顧
問トシテ續々召集有之就中當時非彼ナリシ中村用六ヲモ特撰シ
鎮撫ノ事ヲ委ネラレタルヲ以テ利征是等ノ人トカヲ戮ヤ俱ニ一身ヲ
抛テ取り鎮ムルト雖モ其功ナク殊ニ暴徒等官吏ト認ルルハ誰彼ヲ
問テ怨敵ノ如ク一齊ニ見做レ竹鎗農具等凶器ヲ以テ殺害ヲ

加ヘントレ更貞ノ邸宅ト見レ瞬息ノ間ニ破毀シ六月廿一日到リ終ニ
廳内ニ亂入ス此時ニ方リ利征旧附屬タリシ谷川簡彦タル者ヲ從ヘ
区内材木所安國寺ニ至リ告テ曰ク汝見ル如ク目下ノ此体勢如何
トモスヘカラス我現今區長ノ職ヲ奉シナカテ其任務ニ堪ヘス罪ヲ謝スル
ニ死ヲ以テスル外ナレ汝我ノ最期ヲ見届ケ官ニ具申レ家族ニモ傳ヘ
ヨト簡彦愕然可否決スル能ハス諫争スルモ不聽且示レテ曰ク我前時
廳中ニ在テ剛論ヲ吐キ既ニ死ヲ決マ汝言フナク勿レト其内暴徒ノ手クニ
凶器ヲ携ヘ寺内ニ雲集マ簡彦是ヲ禦カントスル亂雜ノ中ニ利征銳
佩劍ヲ拔テ屠腹自刎ス簡彦走リヨリ飛躍シ支ルモ終ニ及ハス立所
ニ絶息ス依之簡彦セシムヘナク空ク遺體ヲ收メ釋徒ノ間ヲ凌キ逸走シ
家ニ歸リ事休始末ヲ披露レ當主等ト謀リ官ニ告テ其節檢視
ヲ得爾後遺骸博多御供所妙樂寺ニ埋葬シ神葬式ヲ執

乃のうゝをいふ歎く、んたふひなき事ゆゑ、まぢり何れや

曩ニ利征別家ニ召と、
ヲ改メし時當家養子トシテ本

縣士族江田宗十、
ハ二女ニ配シ家ヲ龍峽カシム

當代ハ八代利英是也

以前吉田主馬ナリシ家名、前記ニ掲シ如ク主馬ニ隱居、即糎

家、弟與七郎ニ嗣カヤ幾程ナク與七郎退隱シ利征、長男ニ讓リ當

代吉田久夫是也

江島茂逸 680
江島免雜纂 初巻 工
44.5.6 6

九州大学附属図書館
下記目付または以前に記の本に 変じ下さい
44.5.6

